

第2部 地震災害対策

第1章 災害予防計画

第1節 計画的な土地利用及び市街地整備の推進

人々が安心して生活し、社会・経済活動を行っていく前提として、都市の安全性の確保が基本となります。しかし、都市化に伴い河川流域の開発、低地地域における土地利用の高度化等が進み、都市災害の危険性が増大している地域も見受けられます。

市は、これらの視点から次の取組を行います。

第1項 土地利用

市は、土地利用の規制・誘導、市街地の面的整備を都市計画との連携により、その実効性を高めていきます。また、河川流域の開発、低地地域における土地利用の高度化等により、液状化現象などの都市災害の危険性が増大している地域では、液状化対策を実施するなど適正な土地利用の誘導を図ります。また、「厚木市都市防災基本計画」に基づき、幹線道路、河川、緑地帯などに囲まれたコミュニティを単位とした「防災生活圏」を設定し、延焼遮断帯、避難地、避難路、防災緑地、防災活動拠点などの整備や木造密集市街地の解消を推進するため、次の項目の実施に努めます。

- (1) 大規模拠点型防災倉庫や防災機能を備えた公園を整備することにより大規模災害に備えます。
- (2) 行政・社会機能を維持するために、特に新たに設定する行政関連施設、避難場所、福祉施設、病院等は被災リスクが少ない場所に建設します。

第2項 市街地整備

市は、既成市街地における市街地再開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業及び地区計画の適用等により、良好な市街地の形成を促進します。

第3項 防災拠点整備

市は、街区内外に、公園やコミュニティ防災拠点の整備を図ります。さらに、災害による不測の事態に備え、多目的に利用できるヘリポートを設置します。また、防火地域及び準防火地域の指定には、延焼遮断帯、避難路、避難地、緊急輸送道路、防災拠点などと連携し、その拡大を図ります。防災拠点となる都市公園については、飲料水、消防用水確保施設、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、情報通信設備等の整備を進めます。

第2節 防災空間の確保

市では、「神奈川県都市防災基本計画」に基づき「厚木市都市防災基本計画」を平成12年3月に策定し、地震災害が発生した場合の被害を防止・軽減する災害に強いまちづくりを促進し、土地利用の規制・誘導、避難地及び避難路の整備、建築物の不燃化、延焼遮断機能有し、避難場所となる都市公園や緑地の整備等の施策を総合的に展開しています。また、幹線道路、河川、緑地帯などに囲まれたコミュニティを単位とする区域を防災生活圏として設定し、老朽木造密集市街地の建て替えの促進や、地震災害発生時の市街地延焼を防ぐ防火区域の整備を進めます。

第3節 公共施設等の安全性対策

市は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を目的に土地区画整理事業を進めていますが、さらに、都市の安全性を高めるために、駅周辺地区や中心市街地の木造家屋密集地域等について局面的な整備を進め、広幅員道路、駅前広場及び公園緑地の確保や電線類の地中化により、一層の防災性の向上を図ります。

また、道路、橋りょう、水路等の農業施設等の整備に当たっては、耐震基準等に基づき地形、地質等に留意し、安全性の向上に一層努めます。

なお、その施工管理や維持補修についても、細心の注意をはらいます。

第4節 土砂災害防止対策の推進

第1項 避難計画の整備

市は、警戒、避難体制の整備を図るとともに、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土石流危険渓流における警戒の強化を図るとともに、避難対策の計画を策定し、避難地区の指定、避難経路の設定及び避難場所の指定を進めます。また、土砂災害警戒区域等の危険な箇所に居住する市民に対し周知を徹底します。

第2項 危険区域の指定等

地震による崖崩れなどの土砂災害に備えるため、県は、土砂災害危険箇所の整備に努めるとともに、急傾斜地崩壊危険区域の指定区域に、標柱、標識板等を設置し、市民に周知を図り、土砂災害警戒区域についても情報を提供していきます。また、定期的にパトロール等を実施し、指定区域の管理及び保全について制限を行い、必要に応じて防災措置の勧告及び防災工事の施工改善命令を行います。さらに、県は、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を把握し、土砂災害警戒区域を指定します。また、土砂災害により著しい被害が生じるおそれのある区域について市の意見を聴いて「土砂災害特別警戒区域」に指定し、住宅宅地分譲等の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等による対策を行います。

土砂災害警戒区域等が指定された場合、市はハザードマップを作成し、土砂災害警戒情報等や避難に必要な情報の伝達方法などを周知します。また、当該区域ごとに、避難場所及び避難経路に関する事項等を定めます。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定基準

	土石流	急傾斜地の崩壊
土砂災害警戒区域	土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域	イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 口 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域
土砂災害特別警戒区域	土石流に伴う土石等の移動により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域	急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命または身体に著しい危害が生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

(土砂災害防止法施行令 第2条)

第3項 災害防止教育・指導

市は、急傾斜地崩壊危険箇所の崖地の点検（法面の排水用パイプのつまりや亀裂の有無など）を土地管理者に奨励するとともに、必要に応じて危険箇所の補修を行うよう土地管理者への指導を徹底します。また、これら土砂災害危険箇所の周知徹底を行い、災害発生時における市民の避難誘導に十分配慮します。

第4項 要配慮者利用施設の土砂災害防止対策

市は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を土砂災害から守るために、施設の管理者に対して県と協力して、危険箇所、危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒・避難体制の確立などの防災体制の整備に努めるよう指導していきます。

また、土砂災害警戒情報が発表された場合における土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達等について定めます。

さらに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」とする）に基づき、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設（社会福祉施設、教育施設、医療施設等）の管理者等は避難確保計画の策定及び避難訓練を実施します。

【資料編】

2-1-(4)-1 急傾斜地崩壊危険箇所・指定区域一覧

2-1-(4)-2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

2-1-(4)-3 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内社会福祉施設等一覧

第5節 ライフラインの安全対策

第1項 上水道

1 給水対策

県企業庁では、災害等により電力の供給が停止した場合に備え、浄水場に非常用予備発電設備の設置を進めるとともに、発災時に備え、災害用指定配水池を指定し、飲料水の確保を図ります。

また、災害に強い水道を目指し、主要水道設備の耐震化の推進や水道施設のネットワーク化を図るため、水道事業者間における相互融通管の敷設等の整備を進めます。

市は、飲料水の備蓄や耐震性貯水槽の整備に努めるとともに、応急給水体制を整備します。

2 応援協力体制の整備

市は、長時間の電力供給停止や水道施設の被災により広範囲にわたる断水が生じた場合を想定し、応急給水活動や広報活動を周辺市町村と十分協議し、その内容、方法等、関係事業者間の連携及び応援協力体制の整備等を進めます。

3 広報活動

市は、応急給水活動状況の伝達や給水方法等について、伝達方法の整備及び周知活動に努めます。

第2項 下水道

市は、下水道施設の液状化対策も含めた耐震設計による整備を進めます。

第3項 電気

東京電力パワーグリッド(株)では、災害に強い電力設備づくりとして、送電系統の二重三重のネットワーク化や、各施設について液状化等にも配慮した耐震化の推進を図るとともに、共同溝等の整備等、一層の防災性の向上に取り組みます。

また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。

市は、災害時に電気を供給することができる電気自動車や燃料電池自動車の普及促進を図ります。

第4項 ガス

厚木ガス(株)では、緊急遮断装置の設置などの安全対策や、各施設について液状化等にも配慮した耐震化の推進を図るとともに、共同溝等の整備等、一層の防災性の向上に取り組みます。

また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。

第5項 電話

東日本電信電話(株)では、通信施設ビル等の耐震化、通信ケーブルのとう道収容対策、伝送路の複数ルート分散化及び災害対策機器類の配備を行っています。

また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。

災害発生後には電話が込み合い、被災地との安否確認が困難になる場合が考えられるため、東日本電信電話(株)では、災害用伝言ダイヤル「171」等の提供を開始します。

第6節 液状化対策

大規模な構造物は、地下深く、固い支持層まで杭を打つなど液状化対策が講じられてきましたが、戸建ての住宅などには対策工法の普及はまだまだ進んでいないと言われています。また、大規模構造物であっても、基礎の地盤が液状化現象により横方向に流れるように動く側方流動が発生している事例が報告されていることから、今後の液状化対策の見直しが迫られています。

- (1) 市では、平成20年度から21年度まで及び平成30年度において「厚木市地震被害想定調査」を実施し、市内の液状化危険度を想定しています。今後は、液状化の可能性のある地域に対し対策工法の啓発に努めるとともに、公共の建築物、構造物等に対して液状化対策を推進していきます。
- (2) 市は、研究機関等と連携しつつ、大規模盛土造成地の実態調査を始めとした地盤調査を行い、対策を講じていきます。
- (3) 市は、地下埋設物の耐震化に加えて液状化対策も図るよう、関係機関に要請していきます。
- (4) 市は、液状化のマップについて、幅広く市民に周知を図ります。
- (5) 県では、「建築物の液状化対策マニュアル」(昭和60年)を策定し、その後、東日本大震災により県内で発生した液状化被害を受け、平成25年に改訂しました。また、平成25年度から26年度までにおいて実施した地震被害想定調査により、液状化の可能性を想定し、地震被害想定結果として広く県民に情報を提供しています。今後は、「建築物の液状化対策マニュアル」や国が策定した「小規模建築物等のための液状化マップと対策工法」の一層の普及を図ります。

第7節 危険物施設等の安全対策

危険物施設等は、取り扱う物質の性質上、発災時において火災等が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を生じる可能性がありますので、その安全対策の強化、充実が必要です。市は、東日本大震災の教訓を踏まえ、少量危険物の施設を含めた危険物施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化及び液状化対策を促進するとともに、防災教育や防災訓練の実施など必要な対策を講じるよう指導します。また、先端技術の発展に伴う化学物質の安

全対策を促進します。

さらに、産業廃棄物、高危険度物質及び高重要度施設（データベースセンター等）の位置情報の把握に努めます。

第8節 建築物の安全対策

第1項 落下物の防止対策促進

建設時の施工又は維持管理に起因すると考えられる建築物の外装材等の落下による事故が発生していることから、発災時に対しても外装材を始め建築物の屋外に取り付けるものの安全性を確保することが必要です。

市は、都市の安全性の向上を図るため、落下物の防止対策について、繁華街や通学路等落下物による災害の可能性の高い箇所の地上3階建以上の建築物実態調査に取り組んでいくとともに、建築物所有（管理）者及び神奈川県屋外広告物条例に基づく申請事務を通じて、市街地の突出看板等の設置者に対して、落下防止対策の普及及び安全点検の指導及び助言を行います。

第2項 公共施設等の安全性の確保及び推進

学校、公共施設、医療機関等の応急対策上重要な施設や劇場など不特定多数の人が利用する施設については、地震に対する安全性の確保に特に配慮するものとします。

特に、防災対策上拠点となる施設、避難所に指定されている施設、福祉医療施設などを重点に、施設所在地域の特性を勘案しながら計画的に耐震化を進めます。

市は、既存建築物の耐震性の向上を図るため「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて、耐震診断、耐震改修の指導及び助言を行うとともに、同法の普及・啓発に努めます。

また、「厚木市耐震改修促進計画」に基づき、県と協力して計画的に耐震改修を推進します。改修建築物の所有者は、耐震診断を実施し、緊急輸送道路であって、県が指定する緊急交通路指定想定路線のうち、県が指定した耐震診断を義務化する道路を補完する国道129号線（本市区間全線）の耐震化診断を行い、その結果に応じて耐震改修を行うよう努めることとします。市は、必要な耐震改修が行われていないと認められる場合には必要に応じて、助言、指導及び指示を行います。

県と協力し、不特定多数の者や要配慮者が利用する大規模建築物や緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進に取り組みます。

さらに施設利用者の安全確保や避難についてのマニュアル化と訓練の徹底を図ります。市は、公共施設の照明、給水等の必要最低限の電力供給が継続できるよう非常用発電装置や、異なった発電所からの2方向受電方式の整備を図ります。また、災害時用ホームページの運用に遠隔地のサーバを利用するなど、災害時に稼動可能な環境整備に努めます。

第3項 ブロック塀等への転倒対策

市は、地震等におけるブロック塀等の倒壊や転倒による災害を未然に防止するため、危険なブロック塀等対策として、「厚木市危険ブロック塀等防災工事補助金交付制度」の周知を図ります。

また、所有者に対して安全点検実施の指導、助言を行い、必要に応じて危険性のあるブロック塀等については安全点検を行う等ブロック塀等の転倒対策に取り組みます。

第9節 地震防災施設整備計画

大規模地震などに備え、市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害の拡大を防止する活動の円滑化、被災地域の市民の避難活動及び生活の支援体制の整備、災害の発生を予防する対応策の推進その他応急活動に必要となる基本的な施設・設備等に係る事業について効果的に実施するものとします。

これらの事業の具体的な実施に当たっては、所要経費が多大なものとなるため、原則として、市総合計画との整合を図りながら事業の推進に努めるものとします。

第2章 災害時応急活動事前計画

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

第1項 情報収集システムの整備

市及び公共機関等は、減災活動に資するため、災害発生前後の時間経過（警戒期、発災期、避難救援期、応急復旧期、復興期）に応じた情報の収集・提供システムを構築します。

なお、市民に対する支援情報は、要配慮者にも配慮した提供方法とするように努めます。また、収集した情報を有効活用できる体制を整備します。

現在、整備されているシステムの概要は、次のとおりです。

(1) 厚木市防災情報システム

ア 市内地震情報

市内1箇所の観測所から震度データを受信

＜観測所＞

名称	所在地
市消防本部	寿町3-4-10

イ 全国地震情報

全国の地震・津波情報、過去の地震情報

ウ 市内気象情報

市内5箇所の観測所から風向、風速、雨量、気温データを受信

＜観測所＞

名称	所在地
市本庁舎	中町3-17-17
北消防署	下荻野135-1
玉川分署	七沢751-1
相川分署	酒井1417-1
依知分署	関口869-1

(2) 県防災行政通信網（震度情報）

県が収集した震度情報及び横浜地方気象台発表の地震情報を県くらし安全防災局を経由して受信

(3) 県災害情報管理システム

ア 防災基礎情報

イ 被害情報、被害復旧情報

ウ 災害情報資料

エ レアラート（災害情報共有システム）

※「神奈川県災害情報管理システム運営要綱・運用手順」により運用します。

(4) J-ALERT（全国瞬時警報システム）

第2項 通信連絡体制の拡充及び通信設備の整備

市は、より有効で、かつ、短時間の避難を可能にするため、緊急連絡体制の見直しを行います。

1 防災関係機関等との連絡体制の確保

市は、災害時における関係機関等との情報の収集及び伝達手段を確保し、拡充するため、情報ルートの多重化を図ります。また、防災行政無線、MCA無線、衛星通信電話、県防災行政通信網、県災害情報管理システム、インターネット等の活用を図るとともに、厚木市アマチュア無線非常通信協議会など防災関係団体との情報受伝達に関する協力体制を確保します。また、市の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合について、市及び国土交通省関東地方整備局が必要とする各種情報の交換等を目的とした情報連絡員（リエゾン）に関する協定に基づき、適切に迅速かつ的確な災害対処を行います。

また、市が被災により、被害状況の報告ができない場合は、県に対し連絡員の派遣を要請できるものとし、積極的な情報の収集及び伝達に努めます。

2 被災者支援に関する情報システムの構築等

- (1) 市は、罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理する被災者台帳システムの導入や体制の整備に努めます。
- (2) 市は、市民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等に当たり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。
- (3) 市は、東日本電信電話(株)等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めます。
- (4) 市は、居住地以外の場所に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの運用を図ります。また、災害や生活情報を伝達できるよう、体制の整備に努めます。

3 市民からの情報収集体制の構築

市は、災害時における市民からの情報収集体制の構築を図ります。各地区の公民館を地区的災害情報収集等の拠点とし、各地区で発生した災害について公民館で得た情報を災害対策本部に発信するほか、市民にも情報を発信します。

4 広域停電等への対応

市は、広域停電が発生した場合や、庁舎が被災した場合などを想定した情報収集、通信連絡及び災害広報対応に努めます。

第3項 災害広報

市は、発災時から市民に対して常に最新情報を迅速、的確に提供するために、多様な情報通信（発信）手段や、新たな情報通信（発信）手段の確保を促進します。また、災害警報は、複数の情報伝達手段を組み合わせて、その伝達すべき内容について、受け手の立場に立って発信します。

1 緊急放送の協力に関する協定の締結

市は、緊急放送の協力に関する協定に基づき、厚木伊勢原ケーブルネットワーク(株)の協力により、市民に対してより正確な情報を迅速に提供します。このほか、情報発信の手段として t

v k（テレビ神奈川・地上波デジタル放送3チャンネル）データ放送、コミュニティFM及び防災ラジオの活用を図ります。厚木市の地域において地震被害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害時等緊急放送に対する協力について、協定を締結し、放送の要請に努めます。

2 防災行政無線、インターネット等による広報計画

市は、警報や注意報、災害時の被災者安全確保情報（避難及び避難所情報）、救援活動に必要な情報、生活関連情報等、よりきめ細かな災害情報の収集・伝達体制の検討を行い、災害情報システムの整備を進めます。また、避難所や公民館等の防災拠点への情報提供について、不特定多数の人が情報を得やすいインターネットや本厚木駅前に設置したデジタルサイネージの活用を図ります。

(1) 防災行政無線

防災行政無線を活用するとともに防災ラジオ、防災行政無線のテレホンサービス（一般加入電話及び携帯電話から0180-994422）等により、災害時の広報活動を行います。

(2) インターネット

市のホームページアドレス

<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

(3) 電子メール等

「あつぎメールマガジン」により、防災行政無線情報のメール配信を行います。また、携帯電話会社の緊急速報のメールを活用して広報を行います。

3 震度に関する広報

市は、震度5弱以上の緊急地震速報が発表された場合には、J-ALEAT（全国瞬時警報システム）及び防災行政無線等により、迅速に市民への情報提供を行います。特に、震度6弱以上の揺れを予想した場合は、気象庁から特別警報として発表されるため、直ちに揺れから身を守り、命を守る行動をとるよう促します。

4 集配郵便局における広報活動の実施

発災時における広報活動等について、市では、集配郵便局等の協力を得るための協定を締結しています。市は、集配郵便局等を通し、市民により正確な情報を迅速に提供します。

5 厚木市広報板の活用

停電により報道機関からの情報を収集できない場合や、特定の地区に特化した情報を発信する場合に備え、自治会館などに設置している厚木市広報板を災害時の情報発信手段として活用します。

【資料編】

2-2-(1)-1 神奈川県震度情報ネットワークシステムの概要図

2-2-(1)-2 市防災行政無線(固定系)設置場所【屋外受信局】

2-2-(1)-3 防災ラジオ配備箇所一覧

- 2-2-(1)-4 MCA無線設置場所
- 2-2-(1)-5 消防通信指令システムフロー図
- 2-2-(1)-6 厚木市防災行政無線局管理運用規程
- 2-2-(1)-7 神奈川県震度情報テレメータシステムと厚木市防災情報システムとの接続に関する協定書(神奈川県)
- 2-2-(1)-8 神奈川県防災行政通信網の運用等に関する協定(神奈川県)
- 2-2-(1)-9 気象庁震度階級関連解説表(平成21年3月31日(抜粋))

第2節 災害対策本部組織体制等の拡充

第1項 組織体制の拡充

市及び防災関係機関は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に即応できるよう、災害対策本部の防災組織体制等の充実を図ります。また、あらゆる場面を想定した災害対策本部の運営訓練、職員の参集訓練等を重ね、非常時の業務が円滑に実施できるよう努めます。さらに、県の災害対策本部や各種防災関係機関との連携をより一層高めます。

第2項 災害対策本部機能代替性の確保

市は、災害対策本部室（市本庁舎4階大会議室）が被災した場合を想定して、ぼうさいの丘公園センター施設に防災行政無線（固定系）親局（非常局）等を設置し、災害対策本部機能をあらかじめ付加した施設整備を行います。

第3項 連絡体制の拡充

市は、国や県との連絡体制の拡充を図るとともに、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に即応できるよう、災害対策本部等防災連絡体制を確立し、有効かつ短時間の避難を可能にするよう努めます。

第3節 救助・救急、消火活動体制の拡充

第1項 消防力の強化

- 1 市消防本部は、救助・救急、消火活動の中核として機能が発揮できるよう消防力を確保するため、救助工作車、高規格救急自動車、消防ポンプ自動車等消防装備の拡充に努めています。
- 2 市消防本部は、大規模な火災等を想定し、周辺市町村とともに消防力の強化・連携を図ります。
- 3 市消防本部は、消防広域応援実施計画に基づき、緊急消防援助隊との連携を図るなど、広域応援体制を確立し、広域的な火災防御活動及び住民救出活動の適切で、かつ、効果的な実施を図るため、震災時における大規模火災等の対応について事前計画を策定するとともに、出火、延焼拡大予防のため初期消火等の指導を徹底し、消防力の強化を図ります。
- 4 市は、県消防広域化推進計画に基づく消防広域化など、消防力の強化のための取組を推進します。
- 5 市消防団は、定員 579 人に対し、実員 549 人（平成 30 年 4 月 1 日現在）とほぼ定員を満たしていますが、さらに、消防団員の教育・訓練を通して能力向上を図ります。
- 6 市消防本部は、地震等の大規模広域災害に対応し、災害に強いまちづくりを推進するため、耐震性貯水槽を計画的に整備します。
- 7 市消防本部は、消火栓以外の自然水利を確保するため、池などの消防水利となる場所を事前に指定します。

第2項 救援活動用設備等の整備

市消防本部は、消防力の充実強化を図るため、高規格救急車など消防用施設・設備の整備を進めるとともに、災害時の救助及び重傷者の搬送に資するための、消防ヘリコプター及び神奈川県ドクターヘリを有効活用し、救助・救急における機動性を高めます。

第3項 市民への防災教育の実施

- 1 市は、発災時における火災防止思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者や防火管理者等に対して消火、防火教育を行います。
- 2 市は、街頭消火器の場所を示した資料等を作成して市民に公表します。

第4項 災害拠点病院の強化

市は、市周辺の患者受け入れのために最大限の機能を発揮することが求められる災害拠点病院に対し、免震機能はもちろん、非常用発電、医療品等の備蓄、応援体制を含めて、更に強力な震災対策に努めます。

第5項 災害時における給油所の確保

市は、災害時に給油所の機能が停止することにより緊急車両が活動不能に陥らないよう対策を図ります。

第6項 有資格者情報の整備

市は、看護師のほかに医師や建設機械などの特殊技術者に関する有資格者リスト情報を整備します。

第7項 関係機関、企業等との連携強化

市は、平常時から国、県、他の市区町村や関係機関、企業、団体等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めます。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図ります。

市は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体や、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮します。

【資料編】

- 2-2-(3)-1 消防本部・消防署組織及び車両一覧
- 2-2-(3)-2 消防団組織及び機械器具一覧
- 2-2-(3)-3 消防水利状況
- 2-2-(3)-4 地区別消防水利設置状況
- 2-2-(3)-5 耐震性貯水槽設置一覧(100トン以上)
- 2-2-(3)-6 街頭消火器・大型消火器設置状況

第4節 警備及び救助対策

第1項 災害時の対応と任務

県警察は、大地震が発生した場合、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

第2項 資機材の整備及び拡充

県警察は、発災時における迅速かつ的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材、救出救助用資機材等必要な装備資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の非常用食料、飲料水、燃料、電池その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備・拡充を図ります。

第3項 警備体制の充実

県警察は、地震災害時における犯罪、事故等を防止し、社会秩序の維持を図るため、警備体制の拡充に努めます。

第5節 避難及び応急仮設住宅事前対策

※ この項目は、地震災害対策編及び風水害等対策編に共通する内容になります。

第1項 広域避難場所、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

市は、大規模災害に備えて、火災のふく射熱から身を守るために広域避難場所の他、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所（以下、「災害対策基本法に基づき市が指定するものを「指定緊急避難場所」という。）及び災害の危険があり避難した市民等や、災害により家に戻れなくなった市民等を滞在させるための施設（以下、「災害対策基本法に基づき市が指定するものを「指定避難所」という。）の確保を推進します。

1 広域避難場所

市は、「神奈川県大震火災避難対策計画」に基づき、広域避難場所の整備等を進めています。本市における広域避難場所の整備状況等は次のとおりです。

(1) 役割と整備基準

火災が延焼拡大したとき、そのふく射熱や煙から生命及び身体を守るために避難する場所として、延焼危険度の高い地域を中心に整備等をします。

なお、広域避難場所は、周辺大火によるふく射熱に対して避難者の安全が確保できる面積（おおむね10ha以上）が必要となり、神奈川県大震火災避難対策計画に基づき整備等をします。

(2) 整備状況

<広域避難場所>

名称	所在地
ぼうさいの丘公園（東京農業大学農学部厚木キャンパスを含む。）	温水 783-1
本厚木カンツリークラブ（厚木東高等学校・厚木商業高等学校を含む。）	飯山 1700
荻野運動公園	中荻野 1500

2 指定緊急避難場所

市は、災害対策基本法第49条の4第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるため緊急的（短期間）に避難する施設又は場所として、指定緊急避難場所を災害の種類（洪水、崖崩れ・土石流、地震）ごとに指定します。

(1) 基本事項及び指定基準

ア 基本事項

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに居住者等に開放されること。

(イ) 災害が発生した場合において危険が及ぶおそれがない区域（安全区域）にあること。

(ウ) 安全区域外にある場合

a 浸水想定区域内においては、想定浸水深以上の高さへ避難できる施設であること。

b 土砂災害については、指定する避難施設までの避難路が確保でき、かつ、土砂災害警戒区域に指定されている箇所の崩落防止措置が講じられていること又は土砂災害に対して安全な構造であること。

(エ) 地域の物資供給拠点や情報拠点となること。

イ 指定基準

- (ア) 各種災害（洪水、崖崩れ・土石流、地震）に対して安全を確保できる施設であること。
- (イ) 緊急時に開錠が可能であり、市職員等による開設が可能であること。
- (ウ) 建築物の場合は、耐震構造の建築物であること。
※ (ウ) の指定基準は地震の場合のみ適用

(2) 指定状況

144施設（小・中学校36、高校・大学5、公民館（上荻野分館含む。）16、児童館38、老人憩の家42、公園等7）

【資料編】

2-2-(5)-1 広域避難場所・指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(3) 避難場所の拡充

市は、依知地区に防災機能を備えた公園を整備し、拠点型防災備蓄倉庫の建設等を行います。このほかにも市の公共施設を緊急的な避難場所にするほか、一定の条件に合う都市公園へ災害時に使用できるトイレ等を設置するなどの整備を図ります。

また、指定緊急避難場所以外の公園、空地等については、各地域の特性を踏まえ、市民が自主的な判断で一時的に身の安全を図る場所としての活用を図ります。

3 指定避難所

市は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、災害の危険性があり避難し又は災害により住居に戻れなくなった市民等を滞在させるための施設として、指定避難所を指定します。

(1) 基本事項及び指定基準

ア 基本事項

- (ア) 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模であること。
- (イ) 速やかに被災者を受け入れ、又は物資を被災者に配布することが可能な構造・設備を有すること。
- (ウ) 想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。
- (エ) 車両その他の運搬手段が比較的容易な場所にあること。

イ 指定基準

- (ア) 建築物の場合は、耐震構造の建築物であること。
- (イ) 各種災害（洪水、崖崩れ・土石流、地震）に対して、安全を確保できる施設であること。
- (ウ) 洪水浸水想定区域内においては、想定浸水深以上の高さへ避難できる施設であること。
- (エ) 人員・物資の輸送用車両が乗り入れ可能な道路に面するとともに、何通りかの輸送ルートが確保できること。

(2) 指定状況

48施設（小・中学校36、高校・大学5、公園等7）

【資料編】

2-2-(5)-1 広域避難場所・指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(3) 避難所の組織体制と応援体制の整備等

平常時から市の防災関係部局、福祉関係部局及び保健衛生関係部局が中心となり、関係対

策部が連携して要配慮者や在宅避難者への災害時の対応や支援について、役割分担を定めます。

また、要員確保のための取組や、避難所運営委員会の委員等を対象とした研修や訓練の実施等に努めます。

(4) 避難所のバリアフリー化等

市は、平常時から、指定避難所として指定する施設のバリアフリー化を図るとともに、防災・安全交付金や耐震対策緊急促進事業、公立学校施設整備事業等の国庫補助金等による支援策の活用を検討します。

また、上空から識別できる標識の設置に努めます。

(5) 避難者名簿の準備

避難者の数や状況の把握は、食料の配給等において重要なことから、あらかじめ避難者一人一人に氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等、情報の開示先や開示する情報の範囲等を記帳した避難者名簿様式を作成します。そのため、本様式は印刷して避難所の備蓄倉庫に保管し、避難所運営訓練等においても日頃から活用できるよう努めます。

4 温泉旅館等での避難所運営

市は、市内に所在する温泉旅館、ホテル、大学・高等学校、企業の施設等における災害時の避難所運用を可能にするよう要請に努めます。

5 福祉避難所の指定

市は、民間の福祉施設等について、災害時に福祉避難所として活用できるよう、施設所有者との協定の締結を図ります。

6 避難場所の調査及び検証

市は、避難距離及び時間の短縮を図るため、避難場所の有効性の検証に関する調査を行い、避難方法の再検討を行います。

7 指定避難所等の周知

市は、市民等の円滑な立退き避難に資するよう、広域避難場所、指定緊急避難場所及び指定避難所について、その所在地や避難に関する事項のみならず、市内のあらゆる危険箇所を記載したハザードマップを配布するなど、市民への周知徹底を図るとともに、要配慮者に配慮した点字版、音声版等の作成についても検討します。

また、市は、福祉避難所は専門的な支援や援護の必要性の高い被災者のために確保されるものであるため、指定避難所で生活可能な被災者に対しては、対象としない旨について周知を図ります。

第2項 避難路の整備

1 自主防災隊は、災害時に避難経路が崖崩れ等の影響を受けたり、家屋倒壊等で遮断されたりする場合を考慮し、あらかじめ複数の避難経路を定めておきます。市は、避難経路となり得る幅員4m以下の狭い道路について、避難、救助救急活動又は消防活動の支障となるおそれがあるため、改善に努めます。

2 市は、避難路の実態調査及び整備を進め、より安心・安全な避難経路の確保、指導に努めま

す。特に、避難経路となり得る幅員4m以下の狭い道路について、避難、救助救急活動又は消防活動の支障となるおそれがあるため、改善に努めます。

第3項 避難所運営委員会の事前設置

市は、県の避難所マニュアル策定指針に基づき、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点などに十分配慮するほか、自主防災隊等の地域住民の代表、施設管理者及び市職員で構成する避難所運営委員会を平常時から設置し、避難所運営マニュアル作成の支援をするなど、避難所の円滑な運営に向けた事前準備を進めます。また、避難所運営マニュアルについて、要配慮者に対する必要な支援、避難者が自ら避難所を立ち上げることができるような分かりやすさ、平常時から避難所運営委員会の委員を対象とした研修の実施等に配慮し、必要に応じた改定を支援します。

第4項 避難訓練の実施

市は、自主防災隊及び避難所運営委員会と協力し、避難訓練及び避難所運営訓練を行い、発災時における混乱防止を図ります。また、訓練に当たっては、実効性のある防災訓練の実施に努めます。

第5項 帰宅困難者対策

帰宅困難者等対策は、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であるため、市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を図るとともに、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保等の啓発を進めます。また、多数の帰宅困難者が発生する本厚木駅周辺の都市再生緊急整備地域において都市再生安全確保計画に基づき、帰宅困難者に対する総合的な取組を推進します。

1 帰宅困難者用一時滞在施設の確保

帰宅困難者と地域住民の避難所が重複しないよう、帰宅困難者用一時滞在施設を指定し、指定避難所との区別を行います。また、帰宅困難者用一時滞在施設に、帰宅困難者用の備蓄品（食料・毛布等）の整備を行います。

＜帰宅困難者用一時滞在施設＞

駅名	名称	所在地
本厚木駅周辺	厚木市営東町スポーツセンター	東町2-1
	厚木シティプラザ（5階、6階）	中町1-1-3
	アミューあつぎ	中町2-12-15
	厚木清南高等学校	岡田1-12-1
	レンブランチホテル厚木	中町2-13-1
愛甲石田駅周辺	日産自動車株式会社テクニカルセンター	岡津古久 560-2
	株式会社アマダ	伊勢原市石田 200

※ 一時滞在施設が被災等により開設できない場合等は、ぼうさいの丘公園とします。

※ 厚木清南高等学校については、指定避難所等と重複しているため、運用において競合しないように相互に配慮します。

2 帰宅困難者の移動手段の確保

市は、鉄道事業者及び県警察等と協力して、本厚木駅及び愛甲石田駅（以下「主要駅」という。）の滞留者の誘導に努めます。また、帰宅困難者に対する交通情報の伝達やバスによる代替輸送等の対策については、県、関係機関と協議を行います。

また、鉄道事業者やバス会社等とともに、帰宅困難者を想定した訓練を実施します。

3 情報収集伝達体制の整備

市は、主要駅及び帰宅困難者用一時滞在施設と連携し、有線電話の途絶に備え、鉄道運行や道路交通情報、駅前の滞留状況、帰宅困難者一時滞在施設の開設状況、災害情報等の各種災害情報の関係機関相互の情報連携体制を整備します。

また、主要駅、帰宅困難者一時滞在施設、警察、消防、商業施設等と相互に連携し、災害時における駅前滞留者による混乱の抑制策や帰宅困難者への支援及び安全確保に向けた対応を図ります。

4 企業や学校等への啓発

市は、危険な状況下の徒歩帰宅は二次災害に遭う危険性があるため、帰宅が困難になったら、電車等が復旧するまで不用意に動かず、ラジオ等により正確な情報を把握しながら、勤務先や学校等の安全な場所で待機することが基本であることを、各企業や学校等の施設に啓発し、帰宅困難者の抑制に努めます。また、大規模地震発生直後において、帰宅困難者の発生を抑制するため、市民、企業、学校、関係団体などへの周知を図り、一斉帰宅抑制に努めます。

第6項 飼養動物等（ペット等）の保護対策

市は、災害時における避難・救出については、できるだけペットの避難・救出ができるよう動物愛護の観点から配慮します。

- (1) 「災害時ペット動物対策行動指針」（平成29年3月）、「災害時飼養動物対策マニュアル」（平成30年3月）に基づき、ペット同行避難のルールについて市民に周知をします。
- (2) 平常時の避難所運営委員会において避難所でのペットのためのスペースの確保について、あらかじめ協議し避難所運営マニュアルに位置付けます。併せてペットの一時預かりの方策について検討します。障害のある方が同伴する身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬）については、ペットとは捉えず、避難行動要支援者への支援として考えます。しかし、避難者の中には動物が苦手な方やアレルギーを持っている方もいるため、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方と動物の動線が交わらないように飼養スペースを確保する等の対策も行います。
- (3) ペット用備蓄品の準備やしつけの必要性に関する周知及び啓発を行います。
- (4) 飼養動物が自己の所有であると明らかにするための識別器具等（首輪、名札、マイクロチップなど）の装着又は施術に關し、推進していきます。
- (5) ペット用備蓄品の整備・充実に努めます。

第7項 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

災害救助法が適用された場合、県は、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を

行います。市は、県から委任を受けた場合、これを実施します。

応急仮設住宅を迅速かつ的確に建設するためには、被災者のニーズに合致した建設地や資材の確保が必要になるとともに、応急仮設住宅における高齢者、障がい者等への生活支援の在り方が課題となります。市は、応急仮設住宅建設可能地データの更新を行い、関係団体との協議を進め、発災時における供給体制を確立します。また、応急仮設住宅の建設、入居基準、運営等のマニュアルを作成し、市と県の役割分担と協力関係を明確にし、災害時に備えます。

さらに、市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体、民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。

＜応急仮設住宅用地＞

名 称	所 在 地
戸室ハイツ広場	戸室 5-1193-11 外

第8項 災害時輸送に関する計画

災害発生により市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他市が特に協力を必要とする場合において、バス事業者に対しバス輸送の協力の要請を行うよう努めます。

第9項 避難者情報システムの整備

市は、避難者の所在地等の情報の把握を迅速かつ的確に行うため、避難者情報システムの整備を進めます。

【資料編】

2-2-(5)-1 広域避難場所・指定緊急避難場所・指定避難所一覧

第6節 要配慮者等に対する事前対策

第1項 情報連絡体制等の強化

市は、要配慮者の中でも特に支援が必要とされる避難行動要支援者の支援体制には情報の共有が重要であることから、災害発生時の一時的保護及びケアを行うため、事前に所在を「名簿」、「マップ」方式等により個人情報に配慮しつつ把握し、所在確認を行うなど、緊密な連絡体制を確立し、医療・保健福祉情報等の情報提供システムを整備するとともに、迅速かつ的確な対応を行うための防災組織の強化を行います。

避難行動要支援者の登録者情報を地域が共有することで、日頃からのネットワーク化を図ります。また、「避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者に対する支援体制の強化を図ります。

第2項 避難行動要支援者名簿の運用

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）について、避難の支援、安否の確認その他の必要な措置を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成します。

＜避難行動要支援者名簿の記載事項＞	
記載事項	
・氏名	
・生年月日	
・性別	
・住所	
・電話番号その他連絡先	
・避難支援等を必要とする理由	

また、次の事項について、「避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に定めます。

- ア 避難支援等関係者の範囲
 - イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
 - ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - エ 個人情報の保護に関する事項（名簿情報の提供を受けた者の秘密保持義務を含む。）
 - オ 避難行動要支援者への避難情報の伝達
 - カ 避難支援等関係者の安全確保
- (2) 避難行動要支援者名簿の更新

市は、毎年4月と10月の年2回、避難行動要支援者の状況を把握し、避難行動要支援者名簿の更新を行います。

(3) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、災害の発生に備え、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等の実施に必要な限度において、自主防災隊及び

民生委員・児童委員を始めとする避難支援等関係者に対し、同意をした避難行動要支援者名簿の情報共有を行います。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難行動要支援者の生命及び身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法を根拠として、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿の情報を提供します。

(4) 避難支援等関係者による適正な情報管理

市は、次のとおり避難行動要支援者名簿の情報管理を徹底します。

ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する避難支援等関係者にのみ提供する。

イ 避難行動要支援者名簿の提供を受ける避難支援等関係者は、市と名簿の提供、利用及び管理に関する協定等を締結する。

(5) 発災時における名簿の活用

ア 避難支援等関係者による避難支援の実施

避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、避難行動要支援者の避難支援を実施します。ただし、避難支援等関係者は、避難行動要支援者本人及びその家族等の生命及び身体の安全を確認の上、可能な範囲で避難支援を行います。

イ 避難行動要支援者への情報伝達

市が避難準備・高齢者等避難開始等を発令した場合、避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿の情報を活用し、避難行動要支援者に着実に情報伝達を行うとともに、避難行動要支援者の早い段階での避難行動の促進を図ります。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、災害時の状況や地域の実情に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、自身や家族の安全確保に努めます。

第3項 避難対策

(1) 市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう広域避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化などによる広報を充実するとともに、やさしい日本語による情報発信、外国人を含めた防災訓練や防災教育、外国人の雇用又は外国人との交流機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援を行います。

(2) 市及び施設管理者は、災害発生時に要配慮者の避難誘導、救助を迅速かつ安全に行えるよう避難支援等関係者の協力を得て、避難経路の具体的な設定などを行います。

(3) 市は、民間の社会福祉施設等と災害時等における避難行動要支援者等の緊急受入れに関する協定の締結に引き続き努めるとともに、福祉避難所の指定に向けた調整を行うほか、受入れ施設相互間での受入れについて、市外にある施設を含めて実現するよう調整を図ります。

(4) 病院・診療所等施設管理者は、入院中の寝たきり高齢者及び新生児、乳幼児、重症患者等

自力で避難することができない患者等について、ナースステーションに隣接した病室やできる限り低層階の避難救出が容易な病室への転床などを考慮します。

第4項 生活支援

- (1) 市は、災害発生時に要配慮者の生活支援を優先して行います。
- (2) 市は、避難所等において要配慮者に対して、次のような一定の支援が行われるよう平常時から避難所運営委員会等との連携体制の構築を図ります。
- ア 避難所内での要配慮者用スペースの確保
- イ 必要な育児・介護・医療用品の調達、各種サービスの提供や相談等に当たる介助員、相談職員等の配置
- ウ 在宅避難する要配慮者の安否確認、物資提供、医療・福祉等の支援との連携
- また、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有を図ります。被災後には、福祉仮設住宅の設置など支援体制の整備に努め、早期に安定した生活が送れるように配慮します。
- (3) 市は、「災害時等における避難行動要支援者等の緊急受入れに関する協定」を締結している施設について、今後は、福祉避難所への移行など協定関係の更なる充実に努め、国庫負担や補助事業などの支援体制を強化します。
- (4) 市は、避難所となる学校等の施設において、みんなのトイレの整備などのバリアフリー対策を行います。

〈要支援者等受入れ施設〉

名 称	所 在
社会福祉法人敬和会（けいわ荘）	下荻野2117-2
社会福祉法人神奈川やすらぎ会（高齢者総合福祉サービスセンター・森の里）	下古沢193
社会福祉法人神奈川やすらぎ会（特別養護老人ホーム第2森の里）	飯山3425
社会福祉法人厚木慈光会（睦合ホームやすらぎ）	下川入1296
社会福祉法人厚木慈光会（睦合ホームすこやか）	下川入1321
社会福祉法人清琉会（玉川グリーンホーム）	小野734-2
社会福祉法人誠々会（甘露苑）	山際1350-1
社会福祉法人くすのき（メイサムホール）	愛甲2208-1
社会福祉法人くすのき（メイサムフレール）	愛甲2208-1
飯山温泉旅館組合	資料2-3-(5)-7参照
東丹沢七沢旅館組合	資料2-3-(5)-8参照
厚木ホテル協議会	資料2-3-(5)-9参照
社会福祉法人紅梅会（紅梅学園）	上荻野5303
社会福祉法人すぎな会（すぎな会愛育寮）	小野2136
社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団（七沢学園）	七沢516
社会福祉法人愛の森（愛の森学園）	森の里青山14-2
社会福祉法人野百合会（野百合園）	上荻野5160
社会福祉法人かながわ共同会（厚木精華園）	上荻野4835-1

名 称	所 在
社会福祉法人かながわ共同会（愛名やまゆり園）	愛名1000
社会福祉法人康仁会（はなの家とむろ）	戸室5-9-15
社会福祉法人聖和むつみ会（グランモールさくら及川）	及川793
社会福祉法人 みどり会	厚木市戸室3-3-11
医療法人社団福寿会（コミュニティケア北部）	下荻野941-1
特定医療法人仁厚会（ぬるみず）	温水1845-1
社団医療法人社団三思会（さつきの里あつき）	船子322-1
医療法人聖和会（さくら）	上吉沢1915
医療法人聖和会（さくらサテライト）	上吉沢1702
医療法人社団藤和会（こまち）	小野763-1
医療法人沖縄徳洲会（リハビリケア湘南厚木）	戸田2446-15

※ 上記施設は、要支援者等のうち避難所での生活が困難な、特に支援が必要な方を受け入れる施設になります。

第5項 要配慮者利用施設等の対策

- (1) 要配慮者利用施設等管理者は、施設の職員や入所者に対して、災害に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進します。
- (2) 要配慮者利用施設等管理者は、定期的に防災訓練教育を実施するとともに、災害時に適切な行動がとれるよう入所者及び施設の実態に応じた防災訓練を実施します。
- (3) 市は、土砂災害を受けるおそれがある要配慮者利用施設等に対し、避難体制の強化、気象情報等の伝達・提供及び災害発生時の円滑な応急活動体制等の確立を図ります。
- (4) 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設（社会福祉施設、教育施設、医療施設等）の管理者等は避難確保計画の策定及び避難訓練を実施します。

第6項 内部障がい者及び内臓疾患者のための防災対策

市は、在宅の内部障がい者・内臓疾患者（透析等）等の治療を行う体制の確保などについて、県と調整を図り、災害時における支援体制の整備に努めます。

第7項 外国人のための防災対策

市は、外国人向けのパンフレットの配布などを行い防災意識の向上に努めるとともに、災害発生時における外国人への広報や相談などの支援体制を整備します。

また、外国人旅行者が災害時において、より正確な情報収集が可能となるように、国土交通省観光庁による外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の普及に努めます。

第7節 飲料水、食料、生活必需物資等の供給対策

第1項 備蓄計画

市では、災害発生における被災者の救援のために、飲料水、食料、生活必需物資等の備蓄を行っています。

市は、平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、避難所等への備蓄強化及び備蓄計画の作成に努めます。また、食料・生活必需物資等の備蓄に際しては、要配慮者や季節性に配慮した備蓄品目の検討を行なながら、計画的な取組を進めます。

1 飲料水

市では、市民1人当たり1日3リットル、7日間分の飲料水の確保目標とし、貯水槽の整備等を行なっており、現在、貯水量は十分に確保されています。また、貯水槽の整備及び施設の耐震補強、維持管理に努め、長寿命化を図ります。

<飲料水兼用耐震性貯水槽(100t)>

平成30年4月現在

設置箇所	所在地	設置基数
本厚木カンツリークラブ	飯山1700	1基
厚木第二小学校	旭町5-38-1	1基
厚木中央公園	寿町3-2-1	1基
ぼうさいの丘公園	温水783-1	3基
相川中学校	酒井1981-1	1基
計		7基

<県企業庁災害用指定配水池>

平成30年4月現在

施設名	所在地	災害時保水容量	備考
厚木低区配水池	王子2-1	8,510 t	
森の里高区配水池	森の里4-46	3,490 t	
中津配水池	愛川町中津4070	11,040 t	確保水量 11,500 t ×96% 人口比 (厚木市96%、愛川町4%)
中荻野配水池	鳶尾3-5	2,480 t	
上荻野東部配水池	上荻野 613-3	510 t	
計		26,030 t	

2 食料

市では、被災した市民に対する3日間分の食料の確保を目標に備蓄を行っています。

今後も、引き続き備蓄の強化に努めるとともに、市内大型小売店との調達協定による流通備蓄体制を整備します。また、食料の備蓄の際にはアレルギー情報表示やアルファー米、ミルク等アレルギー対応食品の備蓄とともに、要配慮者の利用への配慮や、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、画一的なものだけにならないよう検討します。

3 生活物資

市は、被災した市民に対して避難所等での生活に必要となる生活必需品の備蓄を行っています。今後も、高齢者、乳幼児（使い捨て哺乳瓶、ミネラルウォーター以外のミルクを溶かすための水等）、女性（生理用品等）等に配慮した生活物資に加え、避難所での感染症予防のため、マスクや手指消毒液等の備蓄を含め、計画的な備蓄を行っていきます。

4 防災資機材

市では、災害時の救助活動や避難所開設に必要な防災資機材の備蓄を行っています。

現在、市内全地区に整備が行われており、今後はメンテナンス及びバリアフリーに対応した簡易トイレ等の配備、機器の更新等を進めていきます。

＜主な防災資機材＞

平成30年4月現在

器 材 名	台 数
発電機	514台
投光機	479台
簡易トイレ	組立て式
	下水道マンホール型
浄水機	110台
テント	2,454張

第2項 備蓄倉庫の整備及び物資供給拠点の整備

1 備蓄倉庫の整備

市では、市内各所に防災備蓄倉庫を設置し、食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄を行っています。設置に際しては分散備蓄の考え方から避難所となる小・中学校等へ設置（コンテナ型）するなど備蓄品を分散しています。今後は、依知地区における大規模拠点型防災備蓄倉庫の整備を進め、供給体制の整備と併せて備蓄強化に努めます。

＜防災備蓄倉庫設置場所＞

種類	数量
避難所設置倉庫	市内小・中学校等 44箇所 45基
拠点型備蓄倉庫	ぼうさいの丘公園、厚木中央公園、荻野運動公園 長谷、上落合、山際、戸田、七沢、林、三田、依知南、アミューあつぎ

2 物資供給・集積拠点の整備

市では、大規模災害時、特に発災直後の混乱期に、被災者に対し効率的かつ迅速に物資を供給するために物資供給・集積拠点を整備し、備蓄物資、流通備蓄物資、救援物資等を集約し、計画的に避難所等に配達します。

＜物資供給・集積拠点＞

名称	所在地
ぼうさいの丘公園	温水783-1
厚木中央公園	寿町3-2-1
荻野運動公園	中荻野1500

3 県央（厚木）広域防災活動拠点との連携

大規模災害時に広域的な応急活動を行うため、県では、広域防災活動拠点を整備し、救援物資の受け入れ、集積及び配分、ヘリコプター臨時離着陸場の開設、国及び他県等の応援部隊の受け入れ及び防災資機材の貸与、市町村への防災資機材の貸出し並びに情報連絡活動を行います。市では、この広域防災活動拠点との連携を図り、災害時応急活動対策を充実します。

＜広域防災活動拠点・ヘリコプター臨時離着陸場＞

	場所	所在地
県央（厚木）広域防災活動拠点	県立厚木高等学校	戸室2-24-1
ヘリコプター臨時離着陸場	市営厚木野球場	厚木2325

4 学校における備蓄の整備

市は、児童・生徒を学校で避難・待機させるため、学校での食料等の備蓄等を進めます。

5 帰宅困難者用一時滞在施設における備蓄の整備

市は、帰宅困難者用一時滞在施設に、帰宅困難者用の備蓄品（食料・毛布等）の整備を行います。

【資料編】

- 2-2-(7)-1 防災備蓄倉庫設置場所一覧
- 2-2-(7)-2 防災備蓄品(資機材)一覧
- 2-2-(7)-3 防災備蓄倉庫等備蓄品一覧
- 2-2-(7)-4 防災備蓄倉庫等設置小・中学校一覧
- 2-2-(7)-5 災害時給水所(応急給水用井戸水等)指定箇所一覧
- 2-2-(7)-6 鋼板・アルミプール設置状況一覧

第8節 医療・救護・防疫対策

第1項 医薬品等の整備

市は、医療救護活動に必要な医薬品や防疫薬剤等について、医療救護所に指定している小・中学校等への備蓄を進めるとともに、調達計画を策定します。

なお、不足が生じた場合は、県及び関係機関に応援を要請します。

第2項 医療活動拠点の整備及び救護体制の確立

1 医療活動拠点の整備と救護体制の確立

市は、医療救護活動を行う救護所をあらかじめ指定するとともに、一般社団法人厚木医師会、一般社団法人厚木歯科医師会等の関係団体と連携を図り、組織体制の充実に努めます。

災害時における迅速な医療救護を実施するため、医療救護本部体制の確立や、自主防災隊との協力等、救護体制の確立を図ります。

市は、災害医療拠点病院（市立病院）としての最大の機能を発揮するため、非常用発電の整備や医療品等の備蓄などを行います。

また、市内診療所については、通常の診療が可能な場合は診療を継続し、市民等へ周知します。

2 医療救護所等の開設及び運営

市は、発災直後（発災～およそ1日後）及び超急性期（およそ発災1日後～3日後）において、必要に応じて、指定の市内協力病院敷地内に緊急医療救護所を開設し、傷病者のトリアージ等を実施します。

メジカルセンターについては、発災直後から市立病院と連携し、軽症者の応急処置等を実施します。

また、急性期以降（およそ発災3日後～）において、必要に応じて、指定の避難所に地域医療救護所を開設し、避難者等の診療等を実施します。

<緊急医療救護所>

開設場所	所在地
市立病院（災害拠点病院）	水引1-16-36
東名厚木病院	船子232
湘南厚木病院	温水118-1
厚木佐藤病院	小野759
亀田森の里病院	森の里3-1-1
愛光病院	松枝2-7-1
相州病院	上荻野1682-3

<地域医療救護所>

開設場所	所在地
厚木中学校	水引1-1-3
厚木第二小学校	旭町5-38-1
藤塚中学校	上依知1289
依知中学校	中依知364
三田小学校	三田515
清水小学校	妻田西3-18-1
荻野中学校	鳶尾5-1-1
小鮎小学校	飯山2360
ぼうさいの丘公園	温水783-1
愛甲小学校	愛甲西1-17-1
玉川小学校	七沢150-1
相川中学校	酒井1981-1
緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘4-1-1

第3項 情報伝達手段の整備

市は、医療救護所及び後方医療機関にMCA無線を整備し、情報収集・提供体制を確立します。

また、地域の医療機関の被災状況や診療状況についても情報収集に努め、速やかに市民や県等に情報提供します。

第4項 応援協定

市は、災害の程度に即応した救護活動を行うとともに、必要があると認めたときは、県及びその他関係機関に協力を要請します。県は、市から医薬品等の確保について応援要請を受けたときは、協定に基づき調達するとともに、状況に応じ県立病院等が所有している医薬品等を活用します。

また、発災後速やかに医薬品等の取扱業者の被害状況を把握するとともに、厚木薬剤師会等の関係団体と連携を図り医薬品等の調達に努めます。

第5項 広域火葬体制の強化

市は、神奈川県広域火葬計画に基づき、災害時における遺体の処理を進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬の手配を行い、県は広域的な協力体制をとります。

また、公衆衛生上の危害発生を防止するため、県内の応急医療救護活動と連携しつつ、遺体の収容、遺体保存、遺体搬送手段の確保等について、葬祭業者との協力により、円滑な火葬業務等の遂行を支援します。

第6項 防疫（感染症）対策

災害時においては、感染症が発生しないよう、感染予防のための消毒など防疫活動を実施する体制づくりが必要です。

- (1) 市は、感染症の発生時には、県の指示に基づき、感染された場所の消毒などを実施して感染防止、まん延防止に努めます。また、感染症患者が発生したときに、平常時と同様の情報の収集・提供、患者の入院が円滑にできるよう、被災時に応じた連絡体制等を確保します。
- (2) 市は、県厚木保健福祉事務所や、被災地域内の関係機関の協力を得て、防災関係情報の収集に努めるほか、円滑な防疫活動ができる体制を確立します。また、防疫に必要な資器材及び薬剤の調達体制を整えます。
- (3) 県は、病原体保有者の菌検査や疫学調査などを実施します。

【資料編】

- 2-2-(8)-1 医療救護所医薬品一覧
- 2-2-(8)-2 医療救護所器材一覧
- 2-2-(8)-3 緊急医療救護所及び地域医療救護所一覧

第9節 文教対策

市は、地域の宝である子どもへの災害からの安全をキーワードにした教育をすることで、学校から保護者、地域へと防災教育の実施効果を波及させていくことを念頭において、小・中学校における防災教育の中に、保護者や地域を含めた活動を積極的に行っていきます。

市は、東日本大震災の教訓を踏まえ、市立保育所・小・中学校における防災対応マニュアルを見直し、避難訓練等により定着を図ります。

第1項 学校施設等の安全性の確保

市教育委員会は、児童・生徒が在校時に災害が発生する場合を想定し、学校の施設、設備の安全性の確保を図ることが重要です。また、児童・生徒の帰宅、保護に関し通学路の安全性等、情報の把握とこれに基づく的確な判断と指導が求められます。このため、市教育委員会は、学校施設において児童生徒の安全確保を図ることとし、学校施設等の耐震性等の安全性や通学路の安全点検を行います。

第2項 避難所としての学校施設の整備

市教育委員会は、学校の避難所としての果たすべき役割や学校教育活動との関係を明確化するとともに、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。学校でのバリアフリー化を進め、避難所としての設備の充実を図ります。また、学校において食料等の備蓄を整備し、子どもたちを待機させるよう指導を図ります。

第3項 学校防災計画等の見直し

市立小・中学校は、災害時における児童・生徒の安全確保を図るため、各学校において策定している防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難・誘導・保護計画を定めます。また、学校及び教職員の果たすべき役割の明確化を図ります。

第4項 防災教育の充実

市教育委員会は、各教科等を通して、災害の原因や危険性などの正しい知識、安全な行動の仕方等を児童・生徒に理解させるため、防災教育指導資料の作成や教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。

- (1) 防災教育において「自分の身は自分で守る」意識を持たせ、命を守るためにの判断や行動ができる指導を充実させます。
- (2) 防災教育の基本は子どもからという視点で、小・中学校における防災教育を更に充実させます。
- (3) 学校の防災教育の展開の中から、防災予防計画に関する自発的な取組を発生させ、実効性のある防災環境を築きます。
- (4) 防災教育において、出先で津波に遭う危険があることから、津波の知識を学ばせる指導を行います。
- (5) 住んでいる地域の特徴や地震等の災害に対する危険性、過去の被害状況、得られた教訓について、市民や専門家などの知識や経験もいかしながら、継続的で、かつ、充実した防災教育を実施し、市民が共有していくことに努めます。

第5項 防災訓練

市立小・中学校は、家庭や地域と連携した防災訓練及び避難訓練を実施します。災害時の避難経路の混乱を想定して、小・中学校合同など、複数の学校間で連携した避難訓練を実施します。

第6項 文化財の保護

市教育委員会は、市内における文化財の保護に関する対策を行うとともに、所有者や関係機関と連携して文化財防災マニュアルの作成を行う等、具体的な災害時の文化財防災対策の検討を進めます。

第7項 市内5大学との連携

市と、市内にキャンパスを置く5大学（神奈川工科大学、松蔭大学、湘北短期大学、東京工芸大学及び東京農業大学農学部）は、「災害時における厚木市と神奈川工科大学、松蔭大学、湘北短期大学、東京工芸大学及び東京農業大学農学部との相互協力及び相互支援のための覚書」に基づき、市と大学の相互協力に努め、市と大学の関係者による連絡会を設置し、平常時から情報交換を行います。

第8項 保育所等の対策

災害時においては、多くの保護者が帰宅困難者となることが想定されるため、保育所等における乳幼児の保護及び保護者との連絡手段の確保等について対応を図る必要があります。

- (1) 保育所等の管理者は、災害時における保護者との連絡方法を定め、日常的に訓練を行うなどして、保護者及び乳幼児等の安否情報や所在情報を確実に把握できるように努めます。
- (2) 保育所等の管理者は、保護者等による引き取りまでの間の乳幼児等の保護のために、県及び市との連携の下、災害発生時に必要となる備蓄や電源の確保等に努めます。

【資料編】

- 2-2-(9)-1 災害時における厚木市と神奈川工科大学、松蔭大学、湘北短期大学、
東京工芸大学及び東京農業大学農学部との相互協力及び相互支援のための覚書

第10節 緊急交通路、緊急輸送道路等の確保対策

第1項 路線の多重性及び代替性の確保

災害時の応急活動に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を円滑に行うために幹線道路の確保が必要となります。

救出救助、消火、物資輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、県警察では、防災拠点及び都市間を結ぶ主要道路を緊急交通路としてあらかじめ想定し、大震災発生時には、被災状況を勘案の上、必要な区間について災害対策基本法第76条に基づく交通規制を行い、道路管理者と連携し、緊急通行車両の円滑な運行の確保に努めます。このため、指定された緊急交通路では緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限等の交通規制を受けることになります。

また、復旧活動等における緊急輸送の拡大に対応するため、県は、県外からの支援体制や現地災害対策本部、広域活動拠点、市災害対策本部等との連携を考慮し、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、これらの路線を優先して橋りょう等の耐震補強を進めています。

市は、県の指定路線を補完するために、路線の多重性や代替性を考慮しながら、緊急輸送道路及び補完道路の指定に努めます。

1 第1次緊急輸送道路

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線

路線名	区間
第一東海自動車道 (東名高速道路)	市内全線
第二東海自動車道 (新東名高速道路)	市内全線
国道468号 (さがみ縦貫道路)	市内全線
国道129号	市内全線
国道246号	市内全線
国道271号	市内全線
国道412号	市内全線
県道22号(横浜伊勢原)	市内全線
県道42号(藤沢座間厚木)	市内全線
県道43号(藤沢厚木)	市内全線
県道63号(相模原大磯)	市内全線
県道64号(伊勢原津久井)	市内全線
県道603号(上粕屋厚木)	県道43号交点(中町)～国道246号交点(水引)
市道妻田三田幹線	国道246号交点～座間荻野線交点

2 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを構成する路線で、市庁舎等に連絡する路線

路線名	区間
県道60号（厚木清川）	市内全線
県道508号（厚木城山）	国道129号交点～相模原市境
県道602号（本厚木停車場）	市内全線
県道603号（上粕屋厚木）	国道246号交点（水引）～国道246号交点（船子）
市道厚木町中町4号線	全線
市道中町23号線	全線

第2項 輸送路情報伝達方法の拡充

地震による被害が発生し、又は発生しようとしている場合において、緊急交通路等を迅速に確保するためには、広域的な交通規制を迅速に行うほか、運転者に対する交通情報の提供を的確に行う必要があることから、県警察は、的確な交通情報の提供や迅速な交通規制などにより、緊急交通路等の確保に努めます。

このため、県警察では、交通監視用テレビカメラ、車両感知器等を活用し、道路状況の正確な把握に努めるとともに、広域的な交通規制を行うための災害用信号機、移動式の交通情報表示システム（サインカー）を導入します。また、信号機、情報板等の道路関連施設の耐震性を強めるとともに、災害時の信号機、交通情報の収集を確保するために、自動式発電機の設置を進めます。

第3項 ヘリポートの整備

1 ヘリポートの整備

ヘリコプターが持つ機動性は、緊急時に特に威力を発揮しますが県が指定しているヘリコプターの臨時離着陸場は県内に32箇所あり、このうち市内では次の箇所が指定されています。

<県指定ヘリコプター臨時離着陸場>

名称	所在地	面積
県総合防災センター（常設）	下津古久280	13,600m ²
市営厚木野球場（仮設）※	厚木2325	9,000m ²
酒井スポーツ広場（仮設）	酒井2537	19,200m ²

※ 市営厚木野球場は、広域防災活動拠点の臨時ヘリポートです。

<市指定ヘリコプター臨時離着陸場>

名称	所在地	面積
市営厚木野球場（仮設）※	厚木2325	9,000m ²
ぼうさいの丘公園（常設）	温水783-1	900m ²
旭町スポーツ広場（仮設）	厚木3014-2	9,000m ²
荻野運動公園競技場（仮設）	中荻野1500	6,650m ²
猿ヶ島青少年広場（仮設）	猿ヶ島195-129	7,200m ²
下依知青少年広場（仮設）	下依知822	6,000m ²
関口青少年広場（仮設）	関口1377	7,700m ²
棚沢スポーツ広場（仮設）	棚沢3861-1	3,125m ²

※ 市営厚木野球場は、県と市で指定が重複しています。

2 円滑なヘリポート利用のための事前対応

市は、県と協力して、ヘリポート施設の耐震性を高めるとともに、大型ヘリコプターの離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進め、緊急医療を要する被災者の受入病院にアクセスできるよう、臨時ヘリポートの確保にも努めます。また、災害時に実際に利用できるよう誘導案内施設の整備を行うとともに、これらの地図情報を、自衛隊を含め、応援協定を結んでいる自治体に事前に配布し、学校等にもヘリサインの整備を進めます。

さらに、災害時のヘリコプターの運用等について、あらかじめ関係機関と協議し、図上訓練などにより、運用方法等の検証を図ります。

第4項 復旧資機材の備蓄及び整備

大規模災害が発生した場合、道路の不通箇所が多数発生することが予想され、緊急交通路の確保に向けた幹線道路の事前の防災対策が必要となることから、市は、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材を事前に備蓄します。

第5項 応援協力体制の充実

市は、災害時における建設業者等との協力体制の充実強化を図ります。

【資料編】

- 2-2-(10)-1 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等取扱要領
- 2-2-(10)-2 陸上自衛隊ヘリコプター離発着の為の最小限所要地積
- 2-2-(10)-3 県警ヘリコプター臨時離着陸場選定基準
- 2-2-(10)-4 緊急輸送道路網図(県指定)

第11節 建築物等対策（危険度判定、応急修理）

第1項 危険度判定士の育成

地震発生後、余震等による被災建築物の倒壊、落下物等や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす二次災害を防止し、被災市民の不安を解消するための応急危険度判定及び被災宅地危険度判定、さらに、できる限り被災建築物の安全性を確保するための応急修理が必要となります。また、発災後、判定士の資格をもつ職員だけではなく、民間ボランティアで構成される判定士が、安全に活動できる体制や判定士が迅速に活動体制に入れるための必要資機材の確保対策、広域的な相互応援体制の確立が必要です。

このため市は、県と連携し、迅速な判定活動が行えるよう、想定される地震に対応したシナリオを準備するとともに、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指揮・管理等を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成に努めます。

第2項 応急危険度判定基準

1 被災建築物応急危険度判定

(1) 判定基準

個別の被災度の数値により、総合被災度（調査済、要注意、危険）を判定し、次のような標識を貼付します。



(2) 判定優先順位

優先順位	実施施設
1	本庁舎、第二庁舎及び消防本部庁舎
2	小・中学校等避難施設
3	病院その他の公共施設
4	民間施設

※ 本庁舎、第二庁舎及び消防本部庁舎並びに小・中学校等避難施設については、原則として市職員又は他の地方公共団体の判定士が実施するものとします。

2 被災宅地危険度判定

(1) 判定基準

個別の被災度の数値により、総合被災度（調査済、要注意、危険）を判定し、次のような標識を貼付します。



第3項 応急修理

被災建築物の応急修理については、県と連携し、できる限り早期に修理できるよう協議を進めます。

第12節 ライフラインの応急復旧対策

第1項 上水道

県企業庁では、地震により電力の供給が停止した場合に備え、浄水場や加圧ポンプ所などに非常用予備発電設備の設置を進めるとともに、発災時には、災害用指定配水池による飲料水の確保を図ります。

また、給水区域内 12箇所の災害用備蓄倉庫に応急復旧資機材を確保するとともに、原水の高濁度化に備え、必要な薬品を貯蔵しています。さらに、各水道事業者間の相互応援や工事業者と応急復旧工事の協力に関する協定を締結しています。

また、災害時には、医療機関や要配慮者利用施設、避難所など防災上重要な建築物が配置されている地域を考慮に入れた計画的な応急復旧に努めます。

第2項 電気

東京電力パワーグリッド(株)では、他電力会社との相互応援体制の整備、各地の資材センター等への復旧用資機材の備蓄、輸送用車両、ヘリコプター、船舶、応急復旧用の発電車、移動用変圧器車のほか、非常災害対策要員の確保などの対策を進めています。

また、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、被災地域の市民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、市災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。

第3項 ガス

厚木ガス(株)では、ブロックごとの供給維持、応急復旧体制の確保、移動式ガス発生設備等臨時供給対策の整備、資機材の備蓄、日本ガス協会との連携による他のガス会社からの応援体制の確保などの対策を進めています。さらに、LPGガス（液化石油ガス）については、（公社）神奈川県LPGガス協会が中心となって被災地への応急復旧体制の整備を進めています。

また、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、被災地域の市民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、市災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。

第4項 電話

東日本電信電話(株)では、停電時に備え、非常用発電機とバッテリーを配備するとともに、移動電源車、衛星通信車載車、可搬形無線車、携帯用ポータブル衛星装置等の配備により災害復旧体制を確立し、通信の早期復旧を図ります。

災害発生直後の異常ふくそう発生時（電話がかかりにくい状態）においては防災関係機関等の重要通信確保のため一般加入電話については利用制限を行います。

また、罹災者への安否確認のための特設公衆電話の設置に努めるとともに、災害用伝言ダイヤル「171」等の提供を開始します。

なお、提供条件等については報道機関（テレビ・ラジオ等）を通じて周知します。

第5項 下水道

市は、具体的な復旧活動のマニュアル整備や復旧用資機材の備蓄強化を進め、災害時には早期に復旧するよう対策を更に進めます。

第6項 広報体制の確立

市は、ライフラインの復旧に際し、市民に対する安全確認に関する広報を徹底するとともに、情報の連携を密にして二次災害に対する予防復旧体制の確立を図ります。

第13節 災害廃棄物処理対策

平成30年3月に策定した「厚木市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物等の適正、円滑かつ迅速な処理の推進を図ります。

第1項 平常時の対策

市は、「厚木市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時の混乱状況下においても速やかに適切な対応をとることができるように主に次の事項の準備を進めます。

- 1 災害廃棄物に関する情報の収集・更新
- 2 処理体制、応急対応、協力支援等の体制の整備
- 3 仮置場の選定・確保、運営方法の検討
- 4 災害廃棄物処理発生量、処理方法等のシミュレーション
- 5 職員の教育訓練、市民等への啓発
- 6 廃棄物処理施設の強靭化、資機材備蓄、事業継続計画の策定

第2項 一般廃棄物処理施設の耐震化等

市は、ごみ処理施設及びし尿処理施設の耐震化、浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。

第3項 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等

市は、生活ごみや震災によって生じた災害廃棄物を集積、保管、処理するために一時的に設置される仮置場の配置計画、災害廃棄物等の処理・処分計画をあらかじめ策定することなどにより、発災時における応急体制の確保に努めます。

第4項 発災時の相互協力体制の整備

市は、周辺の市町村や廃棄物関係団体と調整し、発災時の相互協力体制の整備に努めます。

第5項 市災害廃棄物処理計画の見直し

市は、必要に応じて、「厚木市災害廃棄物処理計画」を見直します。

第14節 広域応援体制等の拡充

市は、多様な被災場面を想定した広域応援体制の拡充に努めています。

また、発災時における人的、物的資源の確保のために、平常時から県や自衛隊との連携、近隣自治体との相互応援に関する協定の締結及び訓練、建設業協会等民間関係機関との業務協定、緊急輸送車両、医薬品、食料、生活必需物資等の調達に関する関係機関との協定締結等を実施します。いざというときに備えた相互の取組を実践し、緊密な相互支援の体制を構築するとともに、近隣自治体以外にも様々つながりを持つ自治体との取組を深め、平常時から防災関係機関と「顔の見える関係」を構築するなど、相互支援体制の構築に努めます。

また、県は、市町村の消防本部から構成される緊急消防援助隊及び警察の広域緊急援助隊の活動環境の整備の支援、在日米陸軍・海軍司令部及び警察で構成される広域緊急援助隊等との相互援助体制の充実などを図ります。

第1項 応援受入体制の確立

1 応援・受援計画の策定

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に取り組みます。

2 広域応援活動拠点の整備

市は、広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備を整備するとともに、県総合防災センターとの連携の強化を図ります。また、上空から、重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上に、施設名を表示します。

県は、市内に整備した県総合防災センターを災害活動中央基地として、救援物資や協定物資の受入れ、配分等を行うとともに、応援機関要員の活動拠点として活用します。

<厚木市内の広域応援活動拠点>

区分	活動拠点（宿泊施設）	所在地
消防活動（緊急消防援助隊）	県立厚木西高等学校	森の里青山12-1
警察活動（広域緊急援助隊等）	県立厚木北高等学校	下荻野886
自衛隊活動	厚木市文化会館	恩名1-9-20

第2項 情報の共有化

県は、県災害情報管理システムにより防災基礎情報をデータベース化しており、市町村等の防災関係機関がデータを更新することで防災に関する基礎的な情報を共有しています。

また、広域的応援の円滑な受入れのため、九都県市で共同して作成した相互応援共通地図の活用を図り、ヘリコプター臨時離着陸場を使用しやすいよう整備するとともに、その情報を関係機関の間で共有化します。

第3項 応援自治体との連携方法の確立

市は、県、近隣市町村及び防災姉妹都市等の応援活動や自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよ

う、連絡体制の確立と具体的要請内容を想定した訓練を実施します。

【資料編】

2-2-(14)-1 神奈川県総合防災センター・消防学校の概要

第15節 自主防災隊の充実

第1項 育成計画

本市では、市民一人一人が「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災の視点に立ち、自主防災隊を結成し、市と連携しながら活動を行っています。

市は、自主防災隊の育成体制として、総合防災指導員及び防災指導員を配し、日頃から指導育成に努めています。また、定期的な防災研修会等の開催や防災資機材の整備補助等を通じての組織育成に努めています。さらに、各自主防災隊に防災推進員を配し、防災資機材の取扱研修等を実施し、地域の防災リーダーとして育成しています。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努めるとともに、女性リーダーの育成に努めます。

市は、自主防災隊の災害時用資機材などの装備の充実を図ります。

自主防災隊　：　217隊　（平成30年4月現在）

第2項 機能の強化

自主防災隊は、災害時の地域での応急活動における役割を果たすために、次のとおり機能の強化、充実を図ります。

- (1) 災害時の避難誘導を円滑かつ安全に行うため、避難経路の事前確認に努めます。
- (2) 地域内に避難所が開設された場合を想定し、平常時から避難所運営委員会に参画するなど、円滑な運営に努めます。
- (3) 自助・共助を推進するため、地区防災計画の策定に努めます。
- (4) 災害危険性について地区別に整理した地区別防災計画の作成を検討し、地区単位での防災対策を進めます。
- (5) 地域内の要配慮者に対する安否確認、避難誘導、救助などの避難活動を支援するため、日頃から地域でのコミュニケーションを図ります。
- (6) 災害時の初期消火力及び救出救護力の向上に努めます。
- (7) 市及び関係機関は、自主防災隊との情報の共有化を図ります。

第3項 活動計画

自主防災隊は、隊ごとに年間活動計画を策定し、計画的な防災活動を実施します。市及び関係機関は、災害時に自主防災隊が的確に行動できるよう支援を行います。

【資料編】

- 2-2-(15)-1 厚木市自主防災隊連絡協議会規約
- 2-2-(15)-2 厚木市自主防災隊防災推進員規程
- 2-2-(15)-3 厚木市自治会活動補助金等交付要綱

第16節 ボランティア活動への支援

- 1 市は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、県や関係機関、団体と連携し、平常時における登録及び研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。
- 2 県は、災害時のボランティア活動を支援するために、日頃からボランティア団体のネットワーク化を図るとともに、ボランティアコーディネーターの育成を行い、ボランティアの種別に応じて連絡窓口を設け支援を行います。

＜ボランティアの種別＞

ボランティア区分	内容
専門ボランティア	医療ボランティア 医師、看護師、メンタルカウンセラー等
	介護ボランティア 老人介護、障がい者介護等
	通訳・翻訳ボランティア 外国語、手話、点字の翻訳・通訳
	応急危険度判定ボランティア 応急危険度判定士、建築関係専門職
	一般ボランティア 避難所運営支援等

- 3 市、県、社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア関係機関等は、相互に連携し、ボランティアの受入体制を整備するため、次の取組を進めます。
 - (1) ボランティアの組織化（事前登録等）
ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等の体制を整備します。
 - (2) ボランティアの養成（訓練、研修等）
ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身に付けてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施します。
 - (3) ボランティア及びボランティアリーダー育成事業の推進
災害時には様々な種類の支援が必要なため、一人でも多くの人がボランティアとして活動できるように、ボランティア（リーダー）の育成を事業として進めます。
 - (4) 企業ボランティアの育成
市内の事業者が積極的にボランティアに関わることができるよう、事業者に対し「企業ボランティア」の育成を行います。また、企業が持つ専門性をいかした支援活動との連携を図ります。

第17節 防災知識の普及

第1項 市職員、関係機関等に対する研修

市及び防災関係機関の職員に対して、防災教育を通じて、平常時から災害時における役割と業務の習熟を図ることが必要です。

市及び防災関係機関は、職員に対して災害時における役割、行動についてより一層の周知徹底を図ります。また、市は、職員に対して、災害時における参集、配備及び応急活動における役割の周知、災害時に感染症が発生した場合の対応など、様々な被災場面を想定した訓練や研修等を実施するとともに、防災研修、防災講演会等による防災教育に努めます。

第2項 市民に対する普及

- 1 市は、東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえて、市民及び事業者の防災意識を高めるよう、各種普及啓発資料の作成・配布、広報紙・各種報道媒体の活用、研修会、講演会等の開催や防災訓練を通じて、市民に対し特に次の防災知識の普及・周知の徹底を図ります。
 - (1) 居住地等にどの災害リスクがあるか、災害種別ごとに立退き避難する場合の場所等、市民一人一人が避難行動をとる判断をするための知識と情報
 - (2) 7日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出し品（救急箱、常備薬、懐中電灯、ラジオ、簡易トイレ、医薬品等）の準備
 - (3) 住宅の耐震診断・耐震補強、家具等の転倒防止工事の実施
 - (4) ペットを飼っている市民は、ペットの7日分の飲料水、ペットフード、ケージ、首輪、リード（引き綱）、トイレ等の備蓄の準備
 - (5) 消火器、風呂への水の確保等火災予防対策
 - (6) 災害時の家族の連絡体制及び行動についてのルールづくり等家庭での防災対策
 - (7) 要配慮者への支援の重要性、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することについての啓発
 - (8) 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
 - (9) 施設整備に過度の期待をすること無く、避難行動をとることの重要性についての啓発
 - (10) 超高層ビルに対する影響が大きい長周期地震動に関する対策
 - (11) 被災時の危険な状況において、安全な避難場所へ移動する「立退き避難」だけでなく、自宅などの居場所等、安全を確保できる場所にとどまる「待避」や、屋内の2階建以上の安全を確保できる高さへの垂直避難等の「屋内安全確保」について、市からの避難情報等が間に合わない場合、自らの判断により迷わず命を守る最低限の行動をとるための啓発
 - (12) 地震防災チェックシートなどを活用し、市民の自助と共助の意識の向上を図ります。また、かながわシェイクアウトを通じて、地震発生時の安全確保行動の習得の徹底を図ります。
- 2 市は、市民との防災関連の対話をする場を設けます。
- 3 市は、災害時に素早い避難行動をとることができるように、想定等の防災対策で用いた数値等の正確な理解の促進などのリスクコミュニケーションを図ることに努めます。
- 4 市及び市教育委員会は、住んでいる地域の特徴や地震等の災害に対する危険性、過去の被害状況、得られた教訓について、市民や専門家などの知識や経験もいかしながら、継続的かつ充

実した防災教育を実施し、市民間で共有していくことに努めます。

第3項 地域防災リーダー等の養成及び防災情報の提供

- 1 市は、地域の防災危険度を把握するため、アセスメントを実施し、市民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、災害時の行動マニュアル等を子どもから高齢者までわかりやすく作成し、市民等の防災知識の普及啓発に努めます。
- 2 市は、ハザードマップを配布することだけで認知度を高めることには限界があると考えられることから、ハザードマップの内容について、しっかりと伝える制度・仕組みの構築に努めます。
- 3 市は、平常時に防災講習を主体的に開催し、災害時に市民が自力で救助活動ができるように、防災指導員・防災推進員の養成を図ります。
- 4 市は、防災知識だけでなく防災に役立つ知恵を活用し防災教育のレベルアップを図ります。

【資料編】

2-2-(17)-1 厚木市総合防災指導員規程

2-2-(17)-2 厚木市防災指導員規程

第18節 防災訓練の実施

市は、災害発生時に迅速かつ円滑な災害応急活動が実施できるよう日頃から各種訓練を実施します。また、蓋然性の高い災害を想定した訓練、市防災計画・各種マニュアル・応援協定や地域の防災関係施設の有効性の検証を目的とした訓練、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災訓練や避難訓練、自主防災隊や避難所運営委員会との連携を図る訓練など、多様で実践的な訓練の実施により、市民や防災関係機関の対応能力の向上を図ります。

さらに、訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れたり、実際の避難場所への避難を含めたりするなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るほか、資器材の使用可能な人材を増やすために、資器材の使用方法の訓練を行います。

また、訓練に一人でも多くの市民が参加しやすくするための工夫を行うほか、訓練の一部を毎回変更するなど、訓練が毎回同じものにならないように努めます。

第1項 防災総合訓練

大規模地震が発生した場合を想定し、市、防災関係機関及び自主防災隊が一体となり、通信、避難、救助、消防、警備、ライフライン復旧及び災害対策本部の運営訓練等各種訓練を総合的に実施します。

第2項 個別訓練

1 情報通信訓練

市は、県及び防災関係機関と連携して、災害発生時の被害情報の把握及び応急対策の指令等が迅速かつ適切に行えるよう情報通信訓練を実施します。

2 災害対策本部運営訓練

市は、災害対策本部の運営を適切に遂行できるよう、本部設置、初動体制の確立、情報収集・伝達等、市防災計画に基づく図上訓練等を実施し、計画の検証をするとともに問題点を整理します。

3 消防本部の訓練

消防本部では、震災訓練を実施し、地震発生時の災害対応力の向上を図ります。

第19節 地区防災計画の策定

大規模広域災害に備えるためには、市民一人一人による「自助」、地域コミュニティにおける「共助」が救助活動、避難誘導等の災害対応において重要な役割を果たします。

市内の一定地区内の市民及び事業者は、共同して当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援等の防災活動に関する計画である地区防災計画を策定し、市防災会議へ提案することができます。

市は、提案を受け、必要があると認めるときは、市防災計画に反映し、市、防災関係機関及び地域の防災活動の連携、共助の強化を促進し、地域防災力の向上を図ります。

また、市は、災害対策を地区の特性を踏まえた市民に身近なものとするため、地区防災計画の策定支援を促進します。

第3章 応急活動計画

第1節 災害対策本部等の設置

第1項 災害対策本部

1 災害対策連絡会

地震発生時に、災害対策本部を設置するまでに至らないが、市内での被害の有無を調査し、確認するとともに、近隣市町村における被害の状況及び応援活動の必要性を調査し、検討するため、災害対策連絡会を招集し、次のとおり配備体制をとります。

(1) 招集基準

市内で震度4の地震を観測し、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 構成

災害対策連絡会は、市長、副市長、教育長、理事及び部長で構成します。

(3) 配備体制

災害対策連絡会の招集と同時に連絡会議を開催し、災害対策本部配備計画に基づく体制を整えます。

2 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置は、地震災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合、その地域に係る応急災害対策を実施するため市長が必要と認めたときに、災害対策基本法第23条の規定により設置しますが、その設置基準は、おおむね次のとおりです。

- 市内で震度5弱以上の地震を観測したとき。

3 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合を除き、市本庁舎4階大会議室に設置しますが、被災等のため使用が不可能となった場合には、ぼうさいの丘公園センター施設に設置します。

4 災害対策本部長の代行順位

市長が不在かつ連絡不能な場合は本部長の代行を次のとおりとします。

	1	2	3
代行者	危機管理所管副市長	危機管理所管以外の副市長	危機管理所管部等長

第2項 配備体制

市職員の動員・配備基準については、災害対策本部配備計画に定めるとおりとします。

〈市職員の動員・配備基準〉

	事前配備 (準備体制)	1号配備 (警戒体制)	3号配備 (非常体制)
災害対策本部等 の設置	災害対策連絡会の設置		災害対策本部の設置
配備基準	市内で震度4を観測 し、災害が発生し、又 は発生するおそれがあ るとき。	市内で震度5弱を観 測し、局地的災害が発 生し、又は発生するお それのあるとき。	市内で震度5強以上 を観測し、市内全域に わたり災害が発生し、 又は発生するおそれあ るとき。
配備内容	被害状況の収集や警戒活動等の実施を主体と する体制		総力を挙げて災害応 急活動を実施する体制
職員の行動	施設管理に該当する職員は、施設の状況を確 認し報告する。 招集命令が発令された場合は、あらかじめ指定 された場所に集合する。		全職員は、招集命令 に基づき、あらかじめ 指定された場所に集合 する。
	その他の職員は、自宅等で招集命令に備える。		

第3項 市職員の動員

- 1 災害対策本部長の命により各本部員が動員を指令します。各本部員は、動員の状況を災害対策本部長に常に報告します。
- 2 動員について各部に調整の必要があるときは、災害対策本部長が行います。
- 3 正規の勤務時間外における地震発生時の職員参集
 - (1) 市内において、次の地震を観測した旨の情報を、テレビやラジオ、防災行政無線などに
より得た場合、また、職員緊急情報メールを受信した場合

震度5強以上の場合	全職員は、招集命令を待つことなく、あらかじめ指定された場所に集合する。
震度5弱の場合	1号配備に該当している職員は、招集命令を待つことなく、あらかじめ指定された場所に集合する。
震度4の場合	事前配備に該当している職員は、自宅等で招集命令を待つこととする。

- (2) 地震を感じてから地震の報道を聴取するまでの間に、視覚の範囲内で被害の発生を確認したとき、職員は、招集命令を待つことなくあらかじめ指定された場所に集合する。
- (3) あらかじめ指定された集合場所に到達することが困難な場合は、到達可能となるまでの間、至近の厚木市立の公民館に集合し、地区担当班の分担事務に協力する。また、消防団員に任命されている職員は、消防団長又は所属の分団長の指揮の下に災害応急対策に当たる。
- (4) 集合場所に到着するまでの間において、確認できた被害状況（家屋、ブロック塀、電柱、

道路、河川、崖、上下水道、ガス並びに火災、地割れ、隆起及び人的被害等)について、集合場所に到着後、直ちに対策部長又は代位者に報告するものとする。

- (5) 集合場所は、地区担当班に指名された職員は各公民館とし、その他の職員は勤務地とする。

第4項 市防災会議の開催（他の防災関係機関との関連）

1 市防災会議の招集

災害対策本部を設置した場合、必要に応じ市防災会議を招集し、各防災関係機関の情報の収集と災害応急対策の連絡調整等を図るものとします。

2 招集する市防災会議の委員

前記により招集する市防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて、会長が必要と判断した範囲の者とします。

3 所属職員の派遣

市防災会議の委員は、災害対策本部との連携を図るため、必要に応じて所属職員を災害対策本部へ派遣するものとします。

【資料編】

2-3-(1)-1 厚木市災害対策本部条例

2-3-(1)-2 厚木市災害対策本部条例施行規則

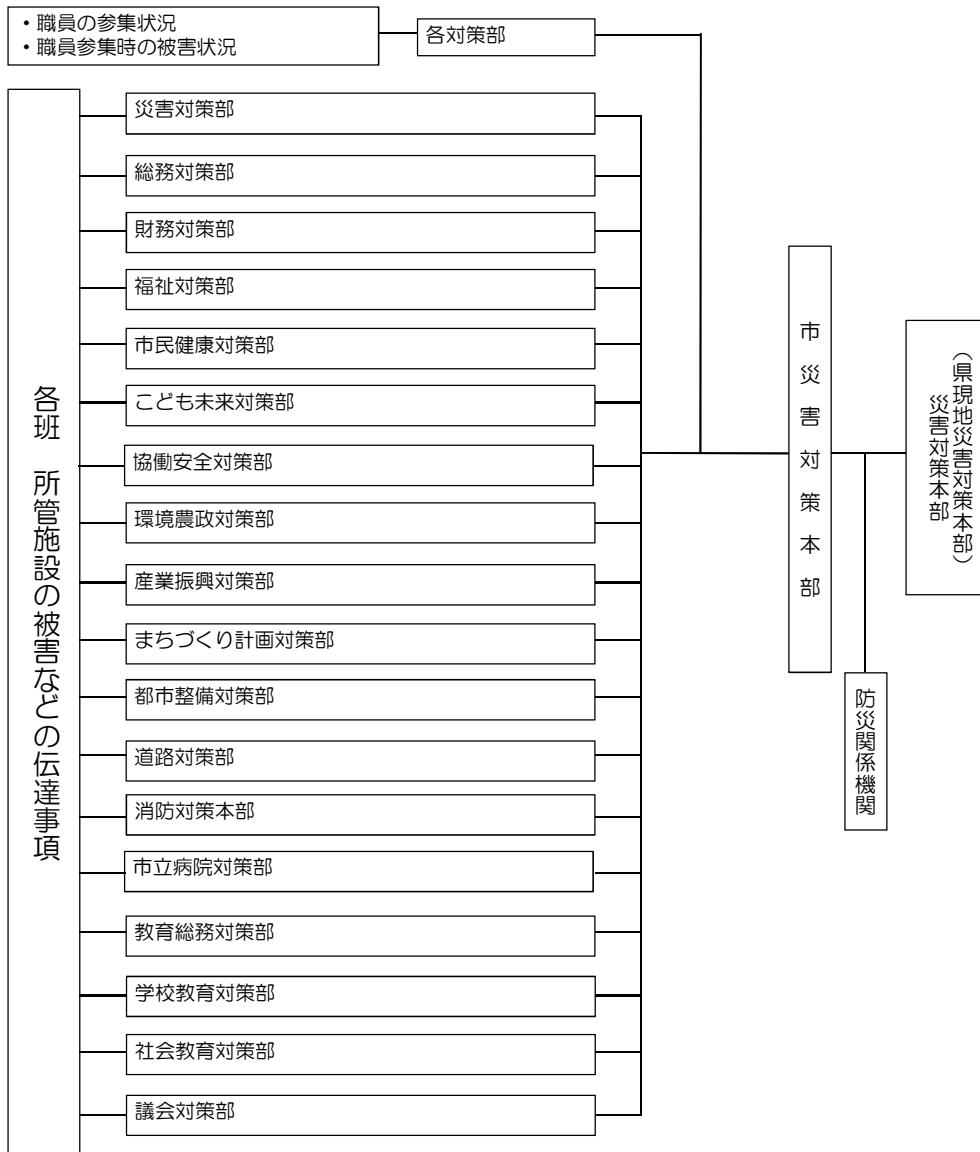
2-3-(1)-3 災害時施設・空地利用計画(主なもの)

第2節 災害時情報収集・伝達

第1項 情報収集・伝達の流れ

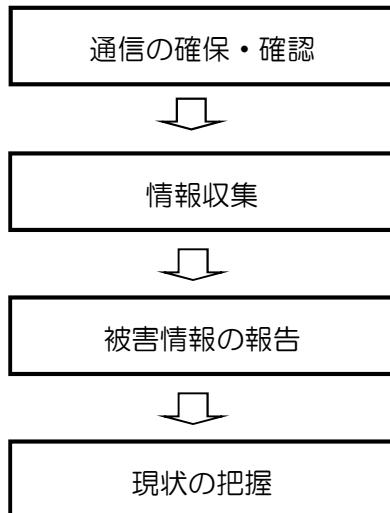
(1) 各対策部で収集し、報告すべき主な情報及び伝達の流れは、次のとおりです。

＜情報の報告と伝達の流れ＞



第2項 情報収集・報告の手順

情報収集・報告は、次のような手順で行います。



1 通信の確保・確認

通信連絡手段は、次のとおりです。

- | | | |
|------------------------|------------|---------------------|
| ・ 防災行政無線 | ・ 県防災行政通信網 | ・ アマチュア無線 |
| ・ MCA無線 | ・ 災害時優先電話 | ・ 消防無線 |
| ・ 衛星通信電話 | ・ 一般電話 | ・ 携帯電話 |
| ・ FAX | ・ 電子メール | ・ 急使 |
| ・ J-ALE RT（全国瞬時警報システム） | | ・ Lアラート（災害情報共有システム） |
| ・ 県災害情報管理システム | | ・ 防災ラジオ |

(1) 市は、通信手段を確保するため、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置します。

なお、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、厚木市アマチュア無線非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

(2) 市は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、県を通して通信確保の措置を自衛隊に要請します。

(3) 市、県及び防災関係機関が行う情報の伝達、被害状況の収集・報告その他応急対策に必要な指示・命令等については、有線通信（加入電話）、市防災行政無線、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

(4) 県は、市がLアラート（災害情報共有システム）への情報発信が行えないときは、市に代わってLアラートへの情報発信を行います。

2 情報収集

(1) 初動期の情報収集

市職員は、災害発生後、収集途中の被害状況を確認し、情報を入手します。ただし、収集時に収集した被害状況が甚大であると判断される場合は、再度重点的な調査を実施しま

す。

(2) 収集手段の多元化

市は、市民、自主防災隊及び企業等からの災害情報を収集する窓口を明確にし、多元的な情報の入手に努めます。

また、必要に応じて無人航空機（ドローン）を活用し、上空からの被災状況の把握や危険箇所に関する情報収集を行います。

(3) 公民館における情報収集

各地区の公民館を地区の災害情報収集等の拠点とし、情報収集体制の充実を図ります。

3 被害状況等の報告

(1) 被害状況

参集した市職員は、把握した被災状況を報告します。

報告の段階、区分及び報告時期は次のとおりです。

段階	報告区分	報告時期
第1段階	速報	被害の大小にかかわらず状況を把握し直ちに
第2段階	中間報告	被害の全容がおおむね明らかになったものから逐次
第3段階	確定報告	被害が確定したとき速やかに

(2) その他の状況の報告

指定避難所及び医療救護所では、運営に当たる市職員が自主防災隊、施設管理者及び民間協力団体（者）の応援を得て状況の把握に努め、隨時、報告を行います。

(3) 発見者通報義務

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した市民は、直ちに最寄りの市、県警察に通報するものとします。

4 現状の把握

災害対策本部は、収集した災害等に関する情報をいち早く整理するとともに、迅速な現状の把握を行います。把握すべき状況は、次のとおりです。

- (1) 被害状況
- (2) 職員の参集状況
- (3) 公共施設等応急危険度判定の結果等
- (4) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）又は警戒区域の設定の状況
- (5) 避難場所の状況
- (6) 医療救護所及び医療機関の状況
- (7) 飲料水の状況
- (8) 食料の状況
- (9) 生活用品の状況
- (10) 義援物資の状況
- (11) 緊急輸送車両及び燃料の状況
- (12) 広域応援部隊等の出動状況
- (13) 民間協力者等の状況
- (14) 交通規制の状況
- (15) 金融機関の状況

第3項 各機関との情報活動の緊密化

災害対策本部及び各機関が把握した情報は、必要に応じて市防災会議等を通じて相互に提供し、緊密な連携と、効果的かつ効率的な災害応急対策の実施に資するものとします。

1 県等への報告

(1) 報告手段

市は、災害情報等の報告は、県災害情報管理システムにより行います。ただし、同システムによる報告が困難なときには、県防災行政通信網等により行います。また、その他の報告は、県防災行政通信網により行います。

(2) 報告先・報告手順

市は、次の区分により、県に被害状況、応急対策の活動状況等を報告します。ただし、県が報告を受理できない場合にあっては、直接、内閣総理大臣（消防庁経由）に報告するものとします。

なお、県への報告は、県災害対策本部及び県現地対策本部（県央地域県政総合センター）が設置された場合、県災害対策本部に報告が困難なときには、現地災害対策本部に報告するよう努めます。

＜報告の区分・内容＞

報告区分	報告内容
災害発生報告	災害が発生した場合は、速やかにその内容について報告します。 また、新たな被害状況が判明した場合も同様とします。
中間報告	被害の全容がおおむね明らかになったものから逐次報告します。
確定報告	被害が最終的に確定したときに報告します。
避難準備・高齢者等 避難開始、避難勧 告、避難指示(緊急) に関する報告	避難を勧告し、又は指示した場合及び避難所を開設した場合は、 その内容について報告します。

＜消防庁への連絡先＞

NTT回線	電話	03-5253-7527 (平日9:30~18:15) 03-5253-7777 (上記以外)
	FAX	03-5253-7537 (平日9:30~18:15) 03-5253-7553 (上記以外)
消防防災無線	電話	7-90-49013 (平日9:30~18:15) 7-90-49101~2 (上記以外)
	FAX	7-90-49033 (平日9:30~18:15) 7-90-49036 (上記以外)
地域衛星通信 ネットワーク	電話	9-048-500-90-49013 (平日9:30~18:15) 9-048-500-90-49101~2 (上記以外)
	FAX	9-048-500-90-49033 (平日9:30~18:15) 9-048-500-90-49036 (上記以外)

<消防庁災害対策本部等連絡先>

N T T回線	電話	03-5253-7510
	F A X	03-5253-7553
消防防災無線	電話	90-49101~49102
	F A X	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	9-048-500-90-49101~49102
	F A X	9-048-500-90-49036

(3) 消防庁への直接通報

市内で、「震度5強」以上を記録する地震が発生した場合、被害の有無を問わず、第一報については、県への報告と併せ消防庁に直接通報します。

2 防災関係機関との連携

防災関係機関は、それぞれの責任において災害応急対策に必要な情報を収集します。

また、次の項目について、速やかに市と連絡を取り合うものとします。

(1) 緊急要請事項

(2) 被害状況

(3) 災害応急対策実施状況

3 情報連絡員（リエゾン）による報告

市は、災害情報を国と市が速やかに共有することを可能にするため、国土交通省関東地方整備局からの情報連絡員（リエゾン）に対し、被害情報を迅速かつ的確に報告するものとします。

第4項 広報活動

混乱の防止と市民の適切な判断に基づく行動に資するため、市及び各機関が相互に協力して正確な情報を収集し、被災地市民及び報道機関に対し迅速に提供します。

1 市

(1) 広報事項

ア 地震発生時の注意事項に関すること。

(ア) 落ち着いた行動等の注意

(イ) 火災等二次災害の防止（電気のブレーカー、ガスの元栓等）

イ 避難に関すること。

(ア) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）又は警戒区域の設定の状況

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所（位置、経路等）

ウ 医療救護に関すること。

(ア) 要救護者の救助

(イ) 医療救護所の状況

(ウ) 医療機関の状況

エ 生活確保に関すること。

- (ア) 給水、給食の実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- (イ) 生活用品等の供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- (ウ) 電気、電話、ガス、上下水道の状況（被害、復旧、営業の状況等）
- (エ) 交通の状況（交通機関の運行状況、道路の不通箇所、交通規制、開通見込等）
- (オ) 応急危険度判定活動等の状況
- (カ) 災害相談の状況（実施場所、日時、対象内容等）
- (キ) 安心情報（流言飛語への対応等）
- (ク) 災害廃棄物及びし尿の収集状況

オ 災害の状況に関すること。

- (ア) 人的被害の状況
- (イ) 建物被害の状況
- (ウ) 火災の状況
- (エ) 崩壊等の状況

(2) 広報実施方法等

ア 市民への広報

- (ア) 防災行政無線（テレホンサービス含む。）による広報
- (イ) 印刷物の掲示（避難所への掲示）による広報
- (ウ) 広報車及び消防車による広報
- (エ) 自主防災隊を通じての広報
- (オ) インターネット（HP、SNS等）による広報
- (カ) 緊急放送に関する協定による広報
- (キ) 広報板による広報
- (ク) メールマガジン及び携帯電話会社の緊急メールによる広報
- (ケ) コミュニティFM・防災ラジオによる広報

イ 在宅要配慮者等への広報

- (ア) 防災行政無線（テレホンサービス含む。）による広報
- (イ) FAXによる広報
- (ウ) 緊急通報システムによる広報
- (エ) 広報車及び消防車による広報
- (オ) 自主防災隊を通じての広報
- (カ) 印刷物の配布（避難所内のみ）による広報
- (キ) インターネット（HP、SNS等）による広報
- (ク) 緊急放送に関する協定による広報
- (ケ) 広報板による広報
- (コ) メールマガジン及び携帯電話会社の緊急メールによる広報
- (サ) コミュニティFM・防災ラジオによる広報

ウ 報道機関への発表

- (ア) 災害対策本部長の記者会見による発表
- (イ) 資料の配布による発表
- (ウ) 県に対する広報の要請（県にテレビでの広報を要請する場合には、広報文案を添えて行います。）

2 自主防災隊

自主防災隊は、次の事項について、災害対策本部からの連絡に基づき広報活動を行いま

す。ただし、避難所内においては※印を付した事項について要配慮者に対してのみ個別に広報活動を行い、一般市民に対しては広報掲示場所において各自で情報を入手するよう指導を行うものとします。

- (1) 地震発生時の注意事項に関すること。
- (2) 避難に関すること。
- (3)※医療救護に関すること。
- (4)※生活確保に関すること。
- (5)※災害の状況に関すること。

3 防災関係機関

(1) 広報事項

次のライフライン関連施設の被害状況、復旧の見込み及び営業の状況等の事項について広報活動を行います。

- ア 電気、電話、ガス、上下水道の状況
- イ 鉄道、バスの状況

(2) 広報実施方法

市民等に対しては、原則として、防災関係機関が独自に行うとともに、県と連携を密にしながら相互の協力により効率的な広報活動を行います。

【資料編】

2-3-(2)-1 公用車両一覧

2-3-(2)-2 災害時非常無線通信の協力に関する協定書(厚木市アマチュア無線非常通信協議会)

2-3-(2)-3 神奈川県災害情報管理システム運営要綱、運営手順

2-3-(2)-4 被害状況等報告書

2-3-(2)-5 建物被害状況報告書

2-3-(2)-6 各対策部職員配備状況

2-3-(2)-7 災害時等における被害状況収集(航空写真)に関する協定書(アジア航測株式会社)

2-3-(2)-8 災害時等における被害状況収集等に関する協定書

(相模中央交通株式会社厚木営業所)

2-3-(2)-9 災害発生時における厚木市と厚木市内郵便局の協力に関する協定(厚木郵便局)

2-3-(2)-10 災害発災時広報文

2-3-(2)-11 災害時等緊急放送の協力に関する協定書

(厚木伊勢原ケーブルネットワーク株式会社)

2-3-(2)-12 災害に対する啓発活動及び災害時の情報提供等に関する協定書

(厚木新聞販売組合)

2-3-(2)-13 災害時の情報交換に関する協定(国土交通省関東地方整備局)

2-3-(2)-14 災害時等緊急放送の協力に関する協定書(海老名エフエム放送株式会社)

2-3-(2)-15 災害時等緊急放送の協力に関する協定書(横浜エフエム放送株式会社)

2-3-(2)-16 災害時における広報紙等の印刷に関する協定書(神奈川県印刷工業組合湘北支部)

2-3-(2)-17 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書(東日本電信電話株式会社)

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

災害発生時、市民の一人一人が、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災の視点に立ち、出火防止に努めるとともに、被災者の救助・救急、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努めるものとします。

また、市、県及び防災関係機関が一体となって被災者の救助・救急、消火及び医療救護活動を行います。

第1項 救助・救急及び消火活動

1 役割

(1) 市

ア 市は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、自主防災組織等と連携して救助・救急活動を行います。特に、被災地域の医療機関等が被災した場合は、一般社団法人厚木医師会など関係機関の協力の下、広域災害・救急医療情報システムや神奈川県ドクターヘリ・航空特別応援を活用して、広域的な救急活動を実施します。

なお、神奈川県ドクターヘリについては、「神奈川県ドクターヘリ運用要綱」に基づき、傷病者を搬送します。

イ 市は、災害発生時に傷病者の緊急性度や重症度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージについて、厚木市消防集団救急事故対応計画に基づき実施します。

ウ 市は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ、県災害対策本部に応援要請を行います。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。

なお、職員等の惨事ストレス対策として必要に応じて消防庁等に精神科医等の派遣を要請します。また、倒壊した家屋からの人命救助等について、厚木建築職組合に協力を要請します。

エ 市は、大規模な災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速に連絡します。

(2) 県

県は、市長の要請又は自らの判断により、次の措置を行います。

ア 神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく神奈川県消防広域運用調整本部（略称：かながわ消防）の設置及び神奈川県消防広域応援隊の編成

イ 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣等の広域的応援要請

ウ 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請

エ 自衛隊に対する救助・救急、消火活動の応援要請

オ 在日米軍に対する救助・救急、消火活動の応援要請

カ 日本赤十字社及び災害拠点病院等に対する救護班、D M A T（災害派遣医療チーム）、D P A T（災害派遣精神医療チーム）等による医療救護活動の応援要請

キ 国の非常（緊急）災害対策本部等と連携した、自衛隊の行う救助・救急、消火活動の円滑化のための総合調整

ク 国及び他都道府県への救助の応援要請

(3) 県警察

県警察は、機動隊等の部隊を被災現場に迅速に出動させるとともに、市及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動及び被害の拡大防止を実施します。

(4) 自主防災隊

自主防災隊は、近隣において救出・救助活動を行うとともに、救助・救急、消火活動を実施する機関に協力します。

(5) 消防団

消防団は、地域防災の中核として、自主防災組織等と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救助を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。

(6) 事業所

企業等の自衛消防隊は、発災時の初期活動として企業等内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(7) 市民の活動

ア 市民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ、出火防止に努めます。

イ 市民は、近隣において救出救助活動を行うとともに、発災直後の初期消火を行い、救助・救急、消火活動を実施する機関に協力します。

2 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は、届出（通報）に基づき、消防対策本部長が消防職員、消防団員に指示し、警察官等の協力を得て実施します。捜索に当たって従事者に不足が生じた場合は、消防対策本部長は、地元関係者に協力を依頼するほか、総務対策部長に従事者の配置調整及び警察官の出動要請等の広域応援等により充足の調整を行うよう依頼します。

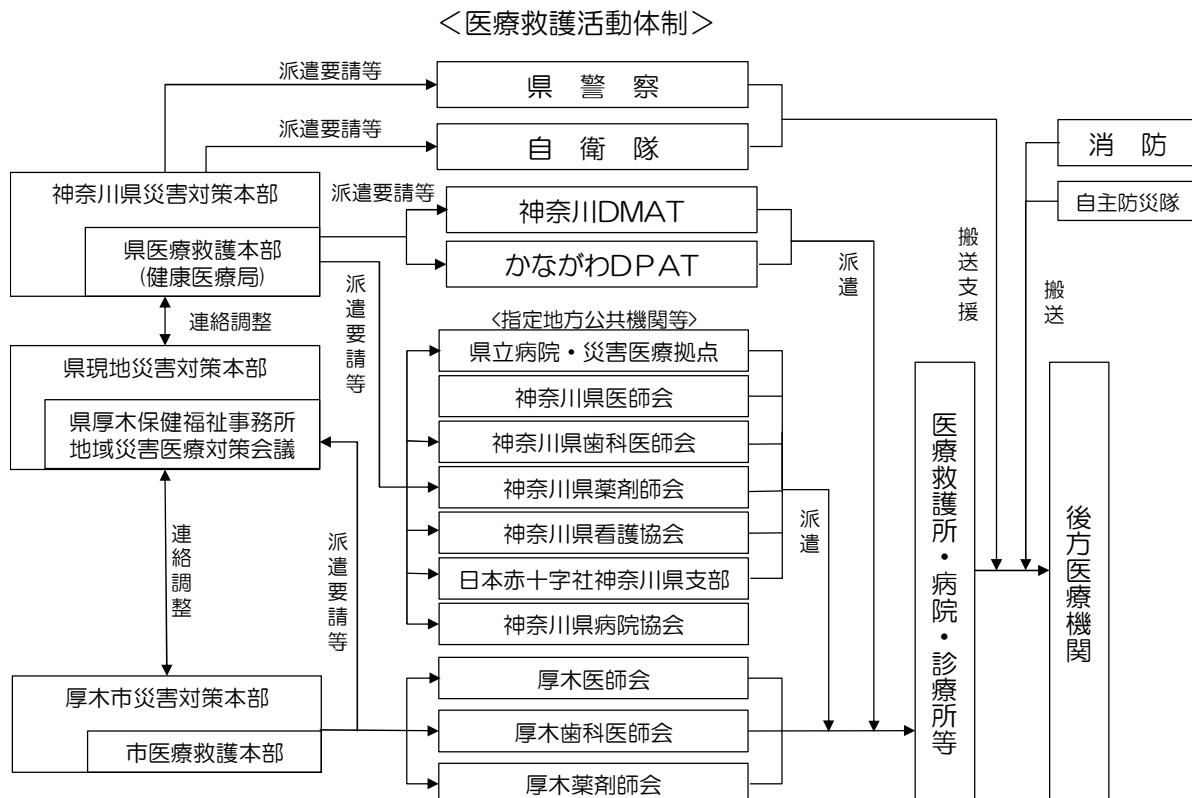
また、市は、自主防災隊及び市民に対し、行方不明者についての情報を市に提供するよう、協力を要請します。

第2項 医療救護活動

1 活動体制

市は、県保健医療救護計画に基づき、一般社団法人厚木医師会、一般社団法人厚木歯科医師会等の協力を得て、被災者に対する医療活動を実施します。ただし、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めたときは、県に対して神奈川DMAT※1 やかながわDPAT（※2）等の派遣要請を行います。

本市における活動体制は、次のとおりです。



※1 神奈川DMAT：災害の発生直後に活動できる機動性を持った神奈川DMAT指定病院及びそれに所属する災害派遣医療チーム

※2 かながわDPAT：災害時に専門性の高い精神科医療の提供と精神保健医療活動の支援を行う神奈川県災害派遣精神医療チーム

2 医療救護本部の設置

市の医療救護活動の本部として、市災害対策本部の指揮の下、医療救護所を所管する対策部に市医療救護本部を設置します。

3 医療救護本部の役割

(1) 災害医療情報の収集・提供

市医療救護本部は、県現地災害対策本部、県保健福祉事務所、一般社団法人厚木医師会、一般社団法人厚木歯科医師会及び消防対策本部と協力し、災害医療拠点病院を中心とした医療機関等の被害に関する情報を収集し、市民等へ提供します。

(2) 医療救護所等の開設・運営

市医療救護本部は、一般社団法人厚木医師会等の協力により、発災直後（発災～およそ

1日後) 及び超急性期(およそ発災1日後~3日後)において、必要に応じて、指定の市内協力病院敷地内に緊急医療救護所を開設し、傷病者のトリアージ等を実施します。

メジカルセンターについては、発災直後から市立病院と連携し、軽症者の応急処置等を実施します。

また、急性期以降(およそ発災3日後~)において、必要に応じて、指定の避難所に地域医療救護所を開設し、避難者等の診療等を実施します。

4 後方医療機関

後方医療機関は、医療救護所等や被災地から搬送される重・中症者を受け入れ、医療救護所等を後方支援します。

なお、市は、後方医療機関で対応が困難となった場合、広域的な後方医療活動の支援を県へ要請します。

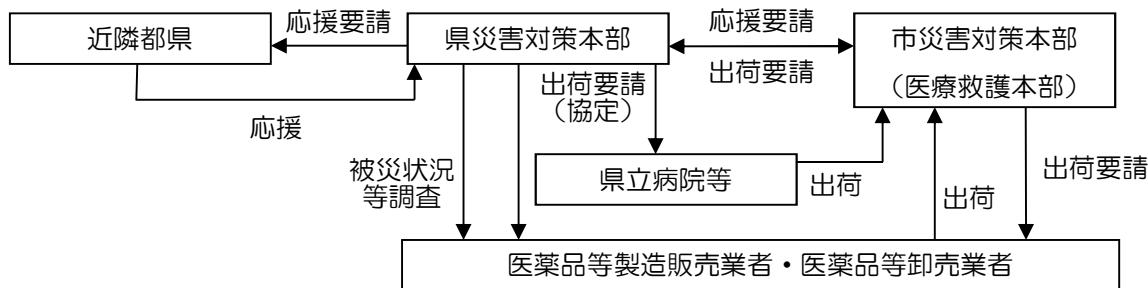
<後方医療機関>

名称	所在地	電話
仁厚会病院	中町3-8-11	221-3330
近藤病院	東町3-3	221-2375
東名厚木病院	船子232	229-1771
亀田森の里病院	森の里3-1-1	247-2121
湘南厚木病院	温水118-1	223-3636

5 医薬品の手配

市は、医療救護所に指定している小・中学校等に備蓄している医薬品等を使用しますが、不足を生じた場合は、県及び関係機関に応援を要請します。

<医薬品の伝達系統図>



【資料編】

2-3-(3)-1 災害時における医療救護活動に関する協定書(一般社団法人厚木市医師会)

2-3-(3)-2 医療機関一覧(厚木医師会加盟医療機関)

2-3-(3)-3 災害時における医療救護活動に関する協定書

(一般社団法人厚木歯科医師会)

2-3-(3)-4 災害時等における医薬品等の調達に関する協定書(厚木薬剤師会)

2-3-(3)-5 災害時等における医薬品等の調達に関する協定書

(株式会社スズケン湘南営業部厚木支店)

2-3-(3)-6 災害時における厚木建築職組合への協力要請に関する協定書

(厚木市自主防災隊連絡協議会、厚木建築職組合)

第4節 避難、避難所の運営及び応急仮設住宅等

第1項 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命の保護その他の災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者に対し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行います。

なお、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行うに当たり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった場合は、防災行政無線や広報車等により、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の周知を図ります。

1 市長、警察官、自衛官及び知事の措置

(1) 市長の措置

市長は、危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対し「立退き避難」の指示又は勧告を行います。この場合、避難すべき場所を指示します。

また、「立退き避難」を行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、その地域の居住者に対し、垂直避難や屋内での退避、その他の屋内における安全確保に関する措置として「屋内安全確保」を指示します。

なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し応急活動に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命じます。

また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令に当たっては、必要に応じて即時（リアルタイム）情報や専門的知見を持つ国、県及び指定行政機関に助言を求め、迅速に判断します。

(2) 警察官の措置

警察官は、災害現場において市長が避難のための立退きを指示することができないと認められる事態（連絡等のいとまがなくこれを行なわなければ時期を失するような場合）、又は市長からの要求があったときは、立退きの指示及び警戒区域を設定します。この場合、その旨を市長に速やかに通知します。

なお、警察官は、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講じます。この場合、その旨を県公安委員会に報告します。

(3) 自衛官の措置

自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を講じます。

また、市長（若しくはその委任を受けた吏員）又は市長からの要求により市長の権限を行うことのできる警察官がいない場合に限り、警戒区域を設定します。これらの避難措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知します。

(4) 知事の措置

知事又はその命を受けた職員は、地すべりにより、著しい危険が切迫していると認めら

れるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のため立退きを指示します。この場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知します。

また、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告、指示及び警戒区域の設定を市長に代わって行います。

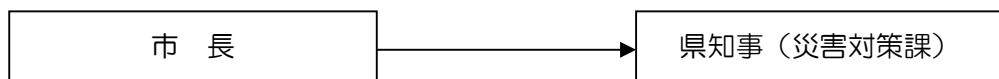
さらに、県は市から求めがあった場合には避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の対象地域、判断時期等について助言します。

2 避難措置の周知等

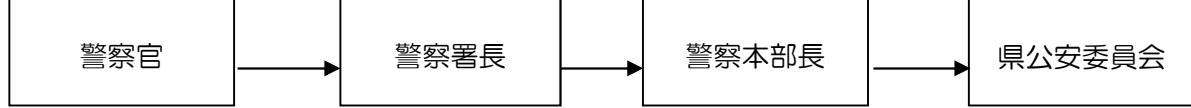
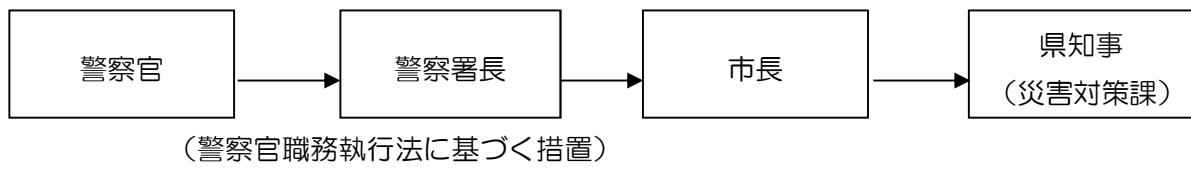
(1) 関係機関への報告

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行った者は、次により必要な事項を報告（通知・連絡）します。

ア 市長の措置



イ 警察官の措置 (災害対策基本法に基づく措置)



ウ 自衛官の措置 (自衛隊法に基づく措置)



(2) 市民への周知

市長は、自ら避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合又は他機関からその旨の通知を受けた場合は、防災行政無線や広報車等による災害広報により市民への周知を実施します。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とします。

3 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の内容

市長は、原則として次の内容を明示して行います。

(1) 避難を要する理由

(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）対象地域

(3) 避難先とその場所

(4) その他必要な事項

4 警戒区域の設定

(1) 市民を考慮した警戒区域の設定

警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定します。

また、警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるため、不必要的範囲にまで設定することがないよう留意します。

(2) 設定根拠

原則として、市民保護のために必要な警戒区域の設定は、災害対策基本法に基づき行います。

なお、知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに、災害対策基本法第63条第1項並びに第64条第1項、第2項、第65条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとなっています。（災害対策基本法第73条第1項）

5 関係機関への報告

市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）をした場合、若しくは警戒区域を設定した場合には、関係機関にその旨を報告します。

第2項 避難誘導

市は、災害発生後、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所及び土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他避難に関する情報の提供に努めます。

市民は、あらかじめ指定されている避難場所を日頃から把握するとともに、避難勧告が出された場合には避難します。また、被災のおそれがあるため避難の必要がある場合には、安全に十分留意しながら自主的に避難するものとします。

1 市民の避難誘導

- (1) 市は、県警察、自主防災隊等と協力して避難誘導を行います。
- (2) 学校、社会福祉施設等においては、各施設管理者が避難誘導を行います。
- (3) 避難経路では、安全を確認し、危険箇所にロープ張りや表示を行い、あらかじめ伝達します。また、状況により誘導員を配置します。
- (4) 避難者が自力での避難が不可能な場合等、必要があると認められるときは、車両による移送を行います。
- (5) 夜間にあっては照明器具を携行するほか、投光器や車両のライト等を使用します。

2 帰宅困難者への対応

- (1) 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、滞在場所の確保等の支援に努めます。滞在場所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努めます。
- (2) 旅館、ホテル等の宿泊施設及びデパート、ホール等の不特定多数の利用者がある施設管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、必要に応じてあらかじめ定めた避難場所に誘導します。
- (3) 市は、主要駅周辺の滞留者に対して、鉄道機関及び県警察等と協力してあらかじめ定めた帰宅困難者用一時滞在施設へ案内します。
- (4) 市は、帰宅困難者が多数発生した場合、県と協力して、避難場所等に関する情報や鉄道等の運行、復旧状況などの情報提供を行い帰宅困難者対策に努めます。また、徒歩帰宅が困難な高齢者等の避難場所の確保や輸送対策等に努めます。
- (5) 県は、「災害時における関東郵政局と神奈川県の相互協力に関する覚書」に基づき、必要に応じて、飲料水やトイレ等の施設の提供について協力を求めます。

3 自主避難者の対応

市民は、自主避難する際には、自ら所在を明らかにするよう努めます。

4 広域的避難の要請

市単独で避難場所を確保できない場合は、他市町村の施設使用について、県に要請・報告し、県が対応できない場合は、他市町村に対し直接応援を要請します。

5 他の施設等の利用

避難所に全ての避難者を収容することが不可能な場合は、次の方法で措置を行います。必要がある場合は、避難所として活用できる施設を提供するよう施設所有者等に要請することとします。

- (1) 既存の他の公共施設の活用
- (2) 神社、寺院、会社、工場等の活用
- (3) 天幕等による野外仮設（仮設場所は、近隣公園地及び公共用地内）

6 近隣市町村等への依頼

市長は、市内の避難空間では避難しきれない場合、近隣市町村等に対し、避難者受入れを要請するほか、県知事を通して受入れ市町村のあっせんを依頼することとし、避難者の輸送手段も併せて要請することとします。

第3項 避難所の開設

1 開設の基準

市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合又は自主避難により必要と認められる場合に、当該指定避難所の施設管理者と協議し、更に施設の安全性を確認した後、避難所を開設します。ただし、緊急を要する場合には、施設管理者又は自主防災隊の判断により開設できるものとします。

2 開設の期間

災害発生の日から7日以内とします。ただし、被害の状況、住宅の応急修理の状況及び仮設住宅の建設状況等を勘案し、県（災害救助法適用時）及び施設管理者との調整により延長できるものとします。この場合、教育施設にあっては、応急教育の実施に充分配慮し、支障のないよう調整します。

3 開設の周知

市は、避難所を開設したときは、速やかに市民に周知するとともに、県、県警察及び必要に応じて自衛隊等関係機関に連絡します。

4 避難所リスト及び避難者名簿の作成

市は、避難所の状況を把握し、支援を漏れなく実施するため、開設している避難所をリスト化します。

また、避難者の数や避難者の状況を把握するため、避難者名簿を作成します。

作成した避難者名簿の情報については、災害対策基本法第90条の3に基づき作成する被災者台帳に引き継ぎ、継続的な被災者支援に活用します。

第4項 避難所の運営

1 避難所の運営主体

自主防災隊、施設管理者及び市職員等で構成する避難所運営委員会が主体となり、避難所運営を行います。避難所運営委員会は、災害に備え平常時から次の留意点に配慮し、その運営体制の強化に努めます。

- (1) 運営責任者を配置するとともに、予定していた者の配置が困難な場合には、当面本来の施設管理者等を運営責任者に充てることも考えられるので、運営責任者の役割について施設管理者の理解を深めます。
- (2) 災害発生直後から当面の間は、運営責任者について、昼夜での対応が必要となる場合を考慮し、交替ができる体制に配慮します。
- (3) 避難所の運営に当たって、連絡調整のほか、飲料水・食料・物資の配給、環境、保健、要配慮者支援、巡回警備、相談などの班を設置し、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えます。
- (4) 避難所に必要な食料・飲料水、生活必需品の過不足を把握し調整するため、避難所運営委員会は常に、地区市民センターと連絡をとります。
- (5) 避難所開設時には、要配慮者や男女のニーズの違い等、多様な視点に配慮しながら、避難者やボランティアと協力し、避難所運営を行います。また、避難所における救援活動

を行うボランティアの受入れについて、市は、県災害救援ボランティア支援センターやボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応します。

※ 現在、各避難所単位で避難所運営委員会を設置していますが、未設置の避難所においては、避難所開設時に同様の体制がとれるよう努めるものとします。

2 避難所の運営業務

(1) 避難所運営等の基本方針

- ア 発災直後から避難生活の安定期、避難所の解消までの時期やフェーズ(段階)に分類し、避難所の設置やレイアウト作り等のハード面だけでなく、その運営に係るソフト面についても最優先で実施すべき事項やフェーズの移行につれて重要度が増してくる事項等を整理し、適切に対応します。
- イ 避難所のスペース、支援物資等が限られた状況においては、機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、様々な事情を考慮して優先順位を付け、「一番困っている人」から機敏かつ臨機応変に対応します。
- ウ 避難所の運営上、避難者のためだけの施設とならないよう、その地域で在宅にて支援が必要な避難生活を送る者も支援の対象とし、地域の避難所を情報の収集や提供、食料・飲料水、物資、サービスの提供等に関する地域の支援拠点となるよう配慮します。
- エ 超大規模かつ超広域的な災害時等、避難者が大量に発生し、通常想定している避難所だけでは大きく不足する場合には要配慮者を抱えた家族等を優先的に入所させたり、住宅の被災が軽微な被災者には在宅でとどまるように誘導することも検討します。

(2) 主な業務

避難所運営に係る主な業務は、次のとおりです。

- ア 市災害対策本部からの情報収集・伝達
- イ 避難者名簿の作成
- ウ 混乱防止、秩序保持のための避難所生活のルールづくり
- エ 飲料水、食料、生活必需物資等の調達・配給
- オ 避難者の生活支援、健康管理、メンタルケア
- カ バリアフリーや男女別、プライバシー等に配慮した仮設トイレの設置及び管理
- キ ごみ保管場所の設置及び管理

3 避難生活の長期化への対応

避難所生活が長期化した場合、保健師等による個別訪問や保健指導、巡回相談などを実施し、身近な場所で健康相談やカウンセラーによる心のケア（被災者相談）、プライバシーの確保等を実施します。

また、各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、避難生活が長期にわたる場合に備えて、国、県の協力の下、民間アパートや公営住宅等のほか、応急仮設住宅の建設用地のリストを作成します。さらに、避難生活や仮設住宅の生活が長期化するにつれ、応急物資以外の生活関連機器等も必要となるため、企業等の協力によるテレビ、冷暖房機器、冷蔵庫、炊事設備、掃除機等の調達を検討するとともに、生活困窮者については生活保護の認定も考慮します。

各避難所では、被災者の孤立感を解消し、生きがいや居場所を見出し、心身の健康を確保していくため、関係機関の協力の下、避難所内に喫茶、足湯、集会所等の交流の場の提供、ペットのためのスペースの確保について検討します。

4 避難者情報システム等の利活用

避難者情報システム等を活用して、避難者情報の把握及び共有化を図ります。また、避難所における情報伝達手段の確保に努めます。

5 小・中学校における休日や時間外の場合への対応

休日や時間外における小・中学校の避難所運営について体制の整備を行います。

6 食物アレルギーの防止等

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるよう努めます。

また、避難者自身によるアレルギー食物の誤食防止として、配慮が必要な旨を周囲に伝えるため、周りから目視で確認できるようアレルギーサインプレート等の活用を検討します。

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮します。

7 衛生・巡回診療・保健

市は、各避難所に保健師等を巡回させ、避難所内の感染症の予防、生活習慣病などの疾患の発症や悪化防止、被災者の心身の機能の低下を予防するため、避難所全体の健康面、衛生に関するアセスメントやモニタリングを実施します。

また、アセスメント等の結果を踏まえ、避難所運営委員会、福祉分野を始めとした専門職、ボランティア等の外部支援団体とも連携し、避難者の健康課題の解決や避難所の衛生環境の改善を図ります。

診察や相談では、被災者のプライバシーの確保を徹底し、保健室等がない避難所でも可能な限り診察スペースを設けます。

人工呼吸器のための非常用発電機の使用、アトピー性皮膚炎の悪化防止のため仮設風呂・シャワーの優先的な使用、喘息など呼吸器疾患の悪化を避けるためのほこりの少ない場所への避難等、生命及び身体に配慮を要する避難者への対応を図ります。

避難所の運営者のストレスを解消するため、運営委員等からの相談担当者を決めておく等、運営委員等の心身の安定の確保に努めます。

8 情報提供・相談窓口の設置等

被災者への情報提供や安否確認、避難所外被災者の情報入手を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、FAX、パソコン、インターネット等の複数の通信手段とともに、市から避難所や地域への情報提供ルートを確保します。

また、被災者が必要とする情報は、時間の経過に伴い変化していくことから、被災者の必要に応じた情報を的確に提供します。

要配慮者は、必要な情報の取得が難しい面もあるので、障がい児者（支援）団体、ボランティア団体等と連携し、各種の障がい児者、外国人に対応した情報提供の環境・場の設定や

体制づくりを検討します。

要配慮者が周囲の避難者に対して支援して欲しいこと、知っておいて欲しいことについて、カード等を活用することにより、要配慮者自ら自分の状態に関する情報を発信できるよう配慮するなど、要配慮者自身の意思を尊重し、家族や支援者と十分な連携を図ります。

要配慮者や在宅避難者も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置を図ります。その際、男女別やプライバシーの確保等に配慮します。

また、そうして把握した被災者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じて避難所の責任者から市へ、市でも対応できない場合は県へと適切に伝えていく仕組みを構築します。

9 ペット対策

「厚木市災害時飼養動物対策マニュアル（平成30年3月）」、「災害時ペット動物対策行動指針（平成29年3月）」に基づき、ペットの安全確保に努めます。

10 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保

- (1) 県及び市は、被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や参画に十分配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。
- (2) 市は、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考に、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、女性や子供に対する暴力等を予防するための照明の設置などにより安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。

第5項 避難所外避難者及び在宅避難者への対応

プライバシーが保てるなどの利点により、自宅にとどまる被災者や、自宅近くに避難できることから指定避難所以外の自動車やビニールハウス、テントなどへ避難する被災者が多く発生することが想定されます。

1 避難所外避難者・在宅避難者の把握

市は、指定避難所以外の避難場所が発生することは自然なことから、自主防災隊等の協力を得て、指定避難所外にいる避難者（場所、人数、支援の要否・内容）を把握し、避難者名簿へ記帳を行います。

2 避難所外避難者・在宅避難者への支援

市は、指定避難所以外の避難者に対しても、避難所を地域の支援拠点として、食料、物資等や情報の提供など必要な支援に努めます。

また、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者の支援が必要となる者に対して情報、支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じます。

3 健康対策

避難所外避難者は、運動不足やトイレに行く回数を減らすために水分摂取を控える傾向がみられる等から、エコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、市は、その予防方

法を避難者に呼び掛けます。

第6項 応急仮設住宅等

1 応急仮設住宅の提供、住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、県は、災害によって住宅が被災し、自らの資力では住まいの確保ができない者に対し、応急仮設住宅の建設又は住宅の応急修理を次のとおり実施します。

(1) 応急仮設住宅

ア 入居対象者

災害により被災した者であって、次に掲げる全てに該当するものとします。

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流出した者であること。
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 生活保護法の被保護者若しくは要保護者、特定の資産をもたない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等又はこれらに準ずる者であること。

イ 入居選定

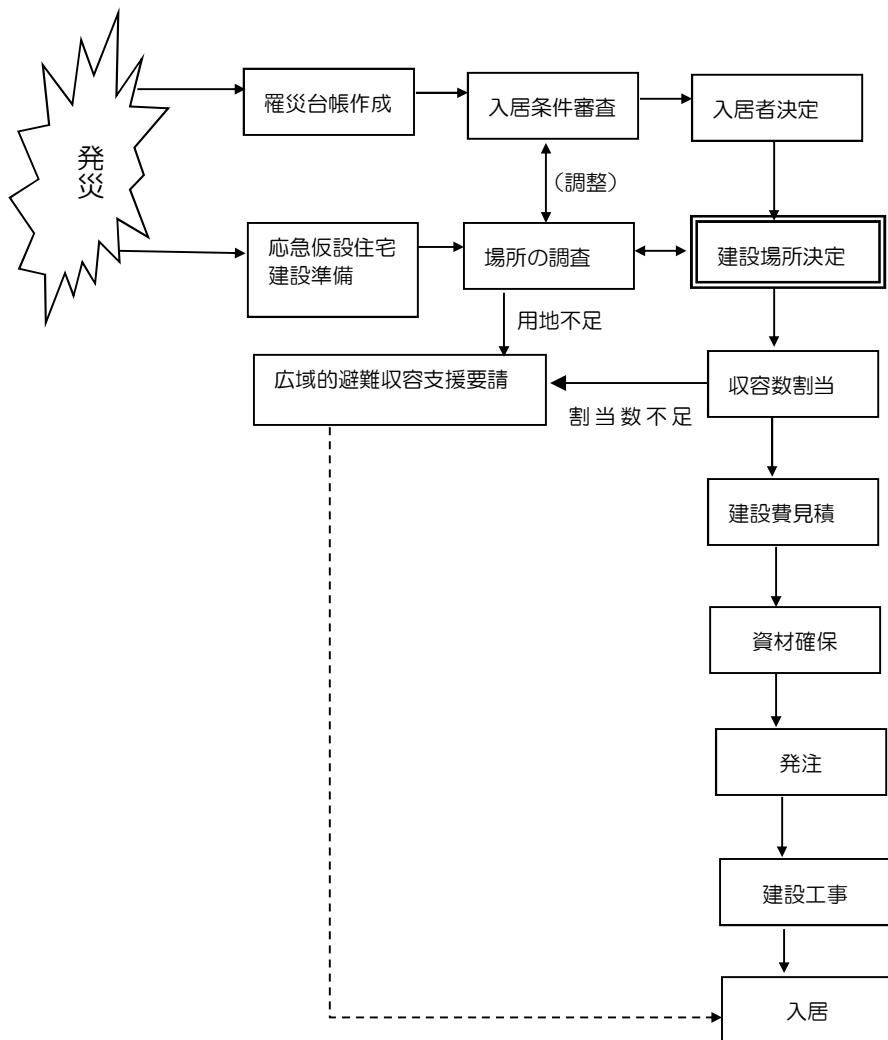
応急仮設住宅の入居者の選定については、県が当該市町村長の協力を求めて行います。

ただし、状況に応じて当該市町村に事務委任することができます。

ウ 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、関係団体を通じ県が実施します。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、当該市町村にこれを委任します。応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者に配慮した仮設住宅の建設を行うものとします。

＜応急仮設住宅・広域的避難収容支援要請＞



(2) 住宅の応急修理

ア 応急修理を受ける者

(ア) 住宅が半壊し、又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力で応急修理ができない者であること。

イ 応急修理の実施方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行います。

ウ 修理の範囲と費用

(ア) 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分であること。

(イ) 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによります。

エ 応急修理の期間

原則として、災害の日から1か月以内に完了します。

2 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

市及び県は、応急仮設住宅への入居者の募集を行います。この際、入居者の選定について

は、被災者の生活条件を調査の上、要配慮者優先の観点から入居者の優先順位を設定して選考します。

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮します。

3 公営住宅等への一時入居

市、県及び県住宅供給公社等は、被災者の一時入居のため、それぞれの管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用します。

4 民間アパート等の活用

市及び県は、民間アパート、企業社宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その施設管理者に対し提供について協力を要請します。

5 応急仮設住宅における生活の長期化への対応

市は、応急仮設住宅における生活が長期にわたると考えられるため、仮設住宅での生活環境の悪化を防ぐために実態調査を行い、必要に応じ対策を行います。

【資料編】

2-3-(4)-1 被災者調査票(避難所配布用・兼台帳用)

2-3-(4)-2 広域避難場所使用に関する協定(厚木開発株式会社(本厚木カンツリークラブ))

2-3-(4)-3 広域避難場所使用に関する協定(学校法人東京農業大学)

2-3-(4)-4 指定避難場所使用に関する協定(神奈川県立厚木商業高等学校)

2-3-(4)-5 指定避難場所使用に関する協定(神奈川県立厚木東高等学校)

2-3-(4)-6 災害時における広域防災活動拠点施設及び指定避難場所の施設使用に係る覚書
(神奈川県立厚木高等学校)

2-3-(4)-7 災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書、協定細則

(神奈川県立厚木高等学校)

2-3-(4)-8 災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書

(神奈川県立厚木清南高等学校)

2-3-(4)-9 災害時における動物救護事業に関する協定書(厚木愛甲獣医師会)

2-3-(4)-10 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(株式会社ジャパンニューアルファ)

2-3-(4)-11 災害時における一時滞在施設に関する協定書(株式会社レンブラントホテル厚木)

2-3-(4)-12 災害時における一時滞在施設に関する協定書(株式会社リラフル)

2-3-(4)-13 災害時における一時滞在施設に関する協定書(三蔵商事株式会社)

2-3-(4)-14 災害時における一時滞在施設に関する協定書(伊勢原市、日産自動車株式会社)

2-3-(4)-15 災害時における一時滞在施設に関する協定書(伊勢原市、株式会社アマダ)

第5節 要配慮者等に対する対策

第1項 避難活動に対する支援

市は、災害発生時に家族等の支援により自主避難が可能な要配慮者のほか、要配慮者の中でも特に支援が必要となる避難行動要支援者が迅速かつ的確に避難活動ができるよう、プライバシーの保護等に配慮し支援を行います。また、災害時の共助は有効であるという観点から、避難行動要支援者名簿を利活用し、自主防災隊や民生委員と情報の共有化を図るほか、「避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、支援体制を強化し、支援の充実を図ります。

1 被災状況の把握

市は、災害発生時の在宅の避難行動要支援者の被災状況の把握に努めます。

2 安否確認

市は、自力での避難が困難な避難行動要支援者について、名簿情報を活用するなど、自主防災隊をはじめとする避難支援等関係者と連携を図りながら、安否確認に努めます。

また、妊産婦、乳幼児等については、避難所等において、直接の呼びかけを行い把握に努めます。

3 避難誘導

要配慮者等については、原則、避難支援等関係者により避難誘導を支援します。

ただし、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び警戒区域の設定を行う場合は、市、消防機関及び県警察等が状況に応じて誘導等を行います。また、安否の戸別確認時において避難が必要と判断された場合は、原則として、自主防災隊及び民間協力団体（者）が支援を行います。

第2項 避難所生活等に対する支援

- 1 市は、避難所において要配慮者が安心して生活できるよう支援体制を整備し、ニーズに対応した情報の提供に努めます。特に、妊産婦に対しては、産科医療機関の情報提供を行います。また、高齢者、障がい者等の健康状態の把握に努めるとともに、必要に応じ、要配慮者利用施設等の利用、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力の下に実施します。
- 2 避難所では、避難者が作成する「避難者カード」や「要配慮者確認票」に記載された内容で被災者の把握を行います。
- 3 避難所では、災害発生時に寝たきり高齢者、障がい者等の存在が確認された段階で、避難所運営組織が被災者の態様別に支援の体制を整備して支援活動を行います。
- 4 市は、高齢者、障がい者等に対して避難所での应急仮設住宅への優先入居、高齢者、障がい者向け福祉仮設住宅の設置等に努めます。また、高齢者、障がい者等に向けた情報提供についても十分配慮します。

第3項 相談サービス等

市は、避難所の運営に当たっては、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、内部障がい者（透析等）、外国人等健康に不安のある避難者等に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努めます。

また、情報提供や、相談サービスの充実に努めます。

第4項 専門ボランティアへの活動支援

1 要請

市は、専門知識・技術を必要とするボランティアの需要量を的確に把握し、関係機関等に次の事項を明確にして協力を要請します。

- (1) 活動場所
- (2) 活動機関
- (3) 活動内容及び必要な資格
- (4) 必要人数

2 主な活動内容

主な専門ボランティアの活動内容は次のとおりです。

区分	活動内容	必要な資格等
医療ボランティア	医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、介護職員、ホームヘルパー等介護業務経験者、
通訳・翻訳ボランティア	外国語、手話、点字の通訳・翻訳等	外国語、手話、点字の通訳・翻訳に堪能な者

第5項 社会福祉施設等への緊急受入れ

災害時には、自主防災隊等の支援により指定避難所へ避難するとともに、状況に応じて「災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定」等を締結している施設への緊急受入れを行います。

緊急受入れの際には、原則として、本人及び家族の意向を踏まえ、協定を結んでいる施設との調整を図ります。

【資料編】

●災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定

- 2-3-(5)-1 社会福祉法人敬和会
- 2-3-(5)-2 社会福祉法人神奈川やすらぎ会
- 2-3-(5)-3 社会福祉法人厚木慈光会
- 2-3-(5)-4 社会福祉法人清琉会
- 2-3-(5)-5 社会福祉法人誠々会
- 2-3-(5)-6 社会福祉法人くすのき
- 2-3-(5)-7 飯山温泉旅館組合
- 2-3-(5)-8 東丹沢七沢旅館組合
- 2-3-(5)-9 海老名市、厚木ホテル協議会
- 2-3-(5)-10 社会福祉法人紅梅会
- 2-3-(5)-11 社会福祉法人すぎな会
- 2-3-(5)-12 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団

- 2-3-(5)-13社会福祉法人愛の森
2-3-(5)-14社会福祉法人野百合会
2-3-(5)-15社会福祉法人かながわ共同会
2-3-(5)-16社会福祉法人康仁会
2-3-(5)-17医療法人社団藤和会
2-3-(5)-18医療法人聖和会
2-3-(5)-19医療法人社団福寿会
2-3-(5)-20社会医療法人社団三思会
2-3-(5)-21特定医療法人仁厚会
2-3-(5)-22医療法人沖縄徳洲会
2-3-(5)-23社会福祉法人聖和むつみ会
2-3-(5)-24社会福祉法人みどり会
2-3-(5)-25社会福祉法人くすのき 特別養護老人ホーム メイサムフレール
2-3-(5)-26災害時等における災害弱者等の移動等の支援に関する協定書(株式会社丸新)
(厚木市自主防災隊連絡協議会、厚木市民生委員児童委員協議会)

第6節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

第1項 防疫対策

市は、災害時の生活環境の悪化に伴う感染症の流行を未然に防止するため、県の指示に基づき防疫対策を行います。

1 市が県の指示に基づき実施する防疫活動

- (1) 浸水家屋等の消毒を行います。
- (2) 道路溝渠、公園等の清掃、消毒を行います。
- (3) ごみ、し尿集積所の清掃、消毒を行い、衛生的な処理に努めます。
- (4) 被災地域住民に対して清掃、消毒方法を指導し、消毒液を配布します。
- (5) 市民に、感染症発生状況及び防疫活動状況を周知します。
- (6) ねずみ族、昆虫の駆除に必要な器材及び薬剤を調達し、法令に基づき駆除します。
- (7) 被災地及び避難所等で積極的疫学調査を実施し、必要があるときは健康診断を実施します。
- (8) 感染予防上必要と認められるときは、予防接種法第6条の規定による予防接種を行います。
- (9) 市は、県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保などを迅速に行い、時期を失しないように措置します。

2 感染症患者の治療

被災地等で感染症患者（第一類、第二類感染症当該患者）が発生した場合、県は、必要があると認めるときは、指定医療機関に入院させるべきことの勧告等をするとともに、患者を移送します。

＜第二種感染症指定医療機関＞

病院名	所在地	病床数	電話
厚木市立病院	水引1-16-36	6床	221-1570

第2項 遺体の検視・処理

市は、県警察、自主防災隊等と協力し、行方不明者（現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者）を捜索し、死亡者の処置、火葬を行います。

また、市は、遺体対策については、適切な対応を取るため、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮します。

1 広報

市及び県警察は、災害現場から遺体を発見した者が直ちに県警察又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底します。

2 通報

市は、遺体を取り扱った場合には、厚木警察署に通報します。

3 遺体の収容

市は、厚木市斎場に遺体収容所を開設し、捜索により発見された遺体を収容します。

4 見分、検視

遺体の見分・検視は、警察官が行います。

5 検案

遺体の検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医、県の医療救護班又は応援協力により出動した医師が行います。検案後、市は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行います。

6 遺体の安置

市は、厚木市斎場に遺体安置所を開設し、見分・検視、検案後の遺体を安置します。

＜遺体収容所・安置所＞

施設	所在地	電話
厚木市斎場	下古沢 548	281-8595

7 遺体の処理

市は、棺等の調達、遺体搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達について、厚木市葬祭業協力会・社団法人全国靈柩自動車協会に協力を要請し、その衛生状態に配慮します。

8 身元確認、身元引受人の発見

市は、厚木警察署、自主防災隊等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

9 遺体の引き渡し

厚木警察署は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体を市に引き渡します。

その際、市は遺体引き渡し作業に協力します。

10 身元不明遺体の処理

市は、身元の確認ができず県警察から引き渡された遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により埋葬又は火葬を行います。

11 広域火葬等

市は、県、他市町村と協力して、必要に応じ「神奈川県広域火葬計画」に沿って、遺体の広域的な火葬等の実施に努めます。

12 多数遺体

多数遺体の発生に伴う処理については、別に定める。

13 遺族対応

御遺族に対しては、特別の配慮が必要とされ、その心情を真摯な態度で接遇します。

<火葬施設・焼骨の一時保管>

処置区分	施設名	所在地	電話
火葬	厚木市斎場	下古沢548	281-8595
焼骨の一時保管	各寺院墓地	市内寺院	—

【資料編】

- 2-3-(6)-1 行方不明者搜索申出受付票
2-3-(6)-2 行方不明者搜索申出受付処理表
2-3-(6)-3 遺体取扱票
2-3-(6)-4 遺体受付取扱表(完全遺体 1~)
2-3-(6)-5 遺体受付取扱表(不完全遺体 0001~)
2-3-(6)-6 遺体受付取扱表(部分遺体 A1~)
2-3-(6)-7 埋・火葬台帳
2-3-(6)-8 所持品一覧表
2-3-(6)-9 身元不明者一覧表
2-3-(6)-10 身元判明者一覧表
2-3-(6)-11 災害時における靈柩自動車・葬祭用品の供給等の協力に関する協定書(厚木市葬祭業協力会、神奈川県靈柩自動車協会)
2-3-(6)-12 厚木市内葬祭業者一覧

第7節 飲料水、食料、生活必需物資等の調達・供給活動

市民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料等（飲料水、生活用水、生活必需物資等）の不足が生じた場合、市は、備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用、さらには、広域的な支援を受け、被災者に早期に必要な食料等を供給します。被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとします。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとします。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需物資等の円滑な供給に十分配慮します。

第1項 応急給水対策

災害により飲料水を得ることができない者に対する飲料水の確保及び供給について、次のとおり実施します。

- 1 市は、自主防災隊等の協力を得て、被災者に対する応急飲料水の供給を実施します。
- 2 対象者及び給水量

災害のために水道の給水施設が破壊されて断水したため飲料水が得られない者に対しては、

1日1人約3リットルを供給基準とし応急給水を行います。

3 飲料水の供給方法

（1）応急飲料水等の確保

ア 県企業庁が定める災害用指定配水池（厚木低区配水池・森の里高区配水池・中津配水池〔愛川町〕・中荻野配水池・上荻野東部配水池）により確保された飲料水を給水車又は給水容器を用いて搬出し、給水します。

イ 飲料水兼用耐震性貯水槽から給水容器を用いて搬出し、又は直接個々給水します。

ウ 「災害時における生活用水等の提供及び取水の実施に関する協定」等に基づき飲料水を確保します。

エ 自主防災隊を通じ、家庭の井戸を災害時給水所に指定し、地域の住民の生活用水として確保します。

オ 被災地付近の小・中学校の鋼板プール・アルミプールの水を浄水機でろ過し、又は化学処理を加えて確保します。

カ 市は、給水が困難な場合は県及び県営水道に対して支援を要請します。

(2) 被災者への給水

- ア 確保した飲料水は原則として避難所等に給水所を設け、被災者個々に給水します。
- イ 給水容器は被災者各自が用意することとします。ただし、市が用意する容器を一時貸与します。
- ウ 飲料水の配給は公平適切に行い、過不足がないよう配慮します。

4 家庭用水の確保

災害が予想される場合は、事前に各家庭において必要な水道水をできる限り貯水するよう広報等を通じて市民に周知します。

5 応急飲料水以外の生活用水の供給

飲料水以外の生活用水等についても、災害時給水所（応急給水用井戸水等）を活用し、供給に努めます。

第2項 食料供給対策

災害時における被災者等に供給する食料の確保及び配給を次のとおり実施します。

1 実施機関

市は、被災者等に対して応急食料の確保及び供給を行います。

2 食料の調達及び供給

市は、市の備蓄食料等を活用した食料品の提供を実施するとともに、不足した場合には、市内小売業者からの調達及び「災害時等における生活必需物資の調達に関する協定」に基づき調達を実施し、被災状況に応じた配分計画を立てて避難所等に配達します。

また、必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して支援を要請します。ただし、政府所有米については、交通・通信の断絶により県の指示が得られない場合、直接農林水産省政策統括官付貿易業務課米穀業務班に要請します。

3 学校給食施設の利用

各学校の給食施設又は学校給食センターを利用して、食料の炊き出しを実施します。

4 救援物資の供給

救援物資は、日本赤十字社神奈川県支部厚木市地区等の協力を得て、物資集積拠点に集積し、被災状況に応じた配分計画を立てて避難所等に配達します。

5 供給の期間等

応急食料の供給期間は、原則として7日間を限度とします。

6 緊急輸送道路の確保

市外からの緊急輸送道路の確認など、機能的な食料の受入れ及び配送態勢の確立を図ります。

7 役割分担の明確化

被災者が必要とする食料を的確に供給するために、関係機関、ボランティア、自治会等との役割分担の明確化に努めます。

第3項 生活必需物資等の調達・供給対策

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の確保と供給を次のとおり実施します。

1 実施機関

市は、被災者に対する生活必需物資の確保・供給を行います。

2 生活必需物資の供給対象

災害によって住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水等によって日常生活に欠くことのできない衣服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を流出し、又はき損し、しかもこれらの物資を直ちに入手することができない状態にあると認めた者

3 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は次のとおりとします。

寝具類、衣類、炊事用具、食器類、日用品雑貨、光熱材料、燃料等

4 生活必需物資の調達・供給

市の備蓄物資等を活用した生活必需物資の提供を実施するとともに、不足した場合には、市内小売業者からの調達及び「災害時等における生活必需物資の調達に関する協定」に基づき調達を実施し、被災状況に応じた配分計画を立てて避難所等に配達します。

5 救援物資の供給

救援物資は、日本赤十字社神奈川県支部厚木市地区等の協力を得て、物資集積拠点に集積し、被災状況に応じた配分計画を立てて避難所等に配達します。

6 緊急輸送道路の確保

市外からの緊急輸送道路の確認など、機能的な物資の受入れ及び配送態勢の確立を図ります。

7 役割分担の明確化

被災者が必要とする物資を的確に供給するために、関係機関、ボランティア、自治会等との役割分担の明確化に努めます。

第4項 物資集積拠点

被災地や避難所への的確かつ迅速な供給体制を確保するために、物資集積拠点を設置して救援物資、調達物資等の受入れ、仕分け、在庫管理及び配達等を行います。

<物資集積拠点>

名称	所在地
厚木中央公園	寿町3-2-1
ぼうさいの丘公園	温水 783-1
荻野運動公園	中荻野 1500

第5項 公共・緊急車両対策

自前の給油所の整備を行い、公共、緊急車両向けに緊急時におけるガソリン・軽油の確保に努めます。

【資料編】

- 2-3-(7)-1 食料確保の状況(速報・中間)報告書
- 2-3-(7)-2 義援物資の状況(速報・中間)報告書
- 2-3-(7)-3 義援物資(食料・生活用品)一覧表
- 2-3-(7)-4 飲料水配分計画表
- 2-3-(7)-5 食料配分計画表
- 2-3-(7)-6 生活用品(義援物資等)配分計画表
- 2-3-(7)-7 生活用品調達内訳表
- 2-3-(7)-8 生活用品(協定締結先及び小売店)調達確認表
- 2-3-(7)-9 食料・生活用品一覧表
- 2-3-(7)-10 生活必需物資の調達に関する協定書(株式会社ケーヨー)
- 2-3-(7)-11 災害時等における生活必需物資の調達に関する協定書
(生活協同組合コープかながわ)
- 2-3-(7)-12 応急給水支援に関する覚書(神奈川県企業庁)
- 2-3-(7)-13 災害時等における調理飲食等提供に関する協定書(厚木市食品衛生協会)
- 2-3-(7)-14 災害時における生活用水等の提供及び取水の実施に関する協定書
(愛媛県農業協同組合連合会製造部東京工場、緑ヶ丘地区自主防災隊連絡協議会)
- 2-3-(7)-15 災害時における食肉等食料及び井戸水等の提供に関する協定書
(株式会社神奈川食肉センター)
- 2-3-(7)-16 災害時等における簡易トイレ等の調達に関する協定書(株式会社日東ディート)
- 2-3-(7)-17 災害時における防災資機材等に関する協定書(厚木市消防設備安全協会)
- 2-3-(7)-18 災害時における緊急設備支援に関する協定書(株式会社セレスポ)
- 2-3-(7)-19 災害時等における食事等の提供に関する協定書(株式会社サンユー)
- 2-3-(7)-20 災害時等における食事等の提供に関する協定書(株式会社馬渕商事)
- 2-3-(7)-21 災害時等における食事等の提供に関する協定書(葉隱勇進株式会社)
- 2-3-(7)-22 災害時等における食事等の提供に関する協定書(株式会社東洋食品)
- 2-3-(7)-23 災害時等における食事等の提供に関する協定書(日本国民食株式会社)
- 2-3-(7)-24 災害時等における食事等の提供に関する協定書(フジ産業株式会社)
- 2-3-(7)-25 災害時等における食事等の提供に関する協定書(株式会社メフォス)
- 2-3-(7)-26 災害時等における食事等の提供に関する協定書
(一富士フードサービス株式会社関東支社)
- 2-3-(7)-27 災害時等における食事等の提供に関する協定書(株式会社安田物産)
- 2-3-(7)-28 災害時等における生活必需物資の調達に関する協定書(厚木市農業協同組合)
- 2-3-(7)-29 災害時等における段ボール製品の調達に関する協定書(タイヨー株式会社)
- 2-3-(7)-30 災害時における飲料の確保に関する協定書、覚書
(コカ・コーラセントラルジャパン株式会社)
- 2-3-(7)-31 災害時における飲料の確保に関する協定書、覚書(株式会社伊藤園)

2-3-(7)-32 災害時における飲料の確保に関する協定書、覚書

(株式会社ジャパンビバレッジホールディングス)

2-3-(7)-33 災害時における飲料水等の提供に関する協定書(株)プレシア)

2-3-(7)-34 災害時における量の提供に関する協定書

(「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会)

2-3-(7)-35 災害時等における食事等の提供に関する協定書

第8節 文教対策

第1項 実施機関

- 1 市立小・中学校における応急教育は、各学校が市教育委員会と協議して実施します。
- 2 県立・私立学校における応急教育は、それぞれ設置者が実施します。

第2項 児童・生徒の保護対策

1 児童・生徒の安全確保及び一時避難

机等の下に隠れる、防災頭巾等をかぶって避難する等、各学校の防災計画に基づき対応します。登校途中に発災した場合は、児童・生徒は、自身の安全を確保し、原則として登校した後、保護者による引渡し下校とします。下校途中に発災した場合は、家までの距離や家人の有無等により、家に帰るか学校に戻るかを判断させます。

2 校内災害対策本部の設置

震度が5弱以上の地震が発生した場合、校内に災害対策本部を設置します。

3 児童・生徒の下校

(1) 厚木市内の震度が5弱以上だった場合、全小・中学校は臨時休校措置をとるとともに、安全確認をした上で、保護者に連絡を取り、できるだけ速やかに児童・生徒を保護者に引き渡します。

(2) 小学校においては、保護者への引渡しによる下校を行うこととし、保護者が引き取りに来るまで児童は学校に留め置きます。

(3) 中学校においては、震度が5弱だった場合は教職員が引率しての集団下校を基本とし、求めに応じて保護者への引渡しを認めるものとします。震度が5強以上だった場合は保護者への引渡しの措置をとることとします。

なお、家に入れない生徒については、保護者へ引渡すまでの間学校に留め置きます。

(4) (1)～(3)については、市教育委員会及び各学校が年度当初から保護者や地域・自治会等へ、HPへの掲載のほか様々な機会を捉えて周知します。

(5) 地震やそれに派生する情報については、小・中学校がテレビやラジオ等から入手します。放課後児童クラブの指導員は、保護者に関わるわる情報の提供を行います。

4 児童・生徒を保護者に引渡しきれない場合は、校内災害対策本部において状況を踏まえての判断を行うことを原則とします。

(1) 現状の確認と把握

ア 学校内に残っている児童・生徒の人数、学年・組、保護者との連絡状況等
イ 道路・交通状況、地域の状況、児童・生徒・保護者・帰宅困難者（駅周辺の学校において）・地域の住民等が学校に宿泊するかどうか、避難所開設の有無等
ウ ア及びイを総合的に検討し、必要な教職員（メンバー・人数等）を決定
エ 学校の状況や対応（宿泊すること、その人数等）を市教育委員会へ報告

(2) 具体的な対応についての共通理解

児童生徒の宿泊場所、食事、停電時の対応、水道やトイレが使用できない場合の対応等

避難所が開設される場合は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営委員会と連絡調整しながら対応することを確認します。

- (3) 学校に残る教職員の組織・役割分担等の確認
- (4) 学校に残らない教職員の退出のタイミングの判断
- 5 児童・生徒、教職員等の安否確認と市教育委員会への報告を行います。
- 6 学校施設の安全点検及び市教育委員会への報告を行います。
- 7 地区市民センターとの連絡調整（防災備蓄倉庫内物資、寝具、食料等の使用等）を行います。
- 8 肢体不自由などの障がいのある児童・生徒については、当該学校に開設された避難所に入所した後、状況によっては、福祉避難所等に移動します。

第3項 被害状況の把握とその体制等

- 1 学校長は、教職員を動員して、防火点検及び危険物の点検等必要な調査を行います。
- 2 学校長は、施設の被害状況の調査結果を、学校教育対策部に報告します。
- 3 学校教育対策部は、市立小・中学校の被害状況を整理し、校内の災害対策本部に報告します。また、学校教育対策部は、被害状況に基づき施設、設備等の機能確保に必要な活動を行います。
- 4 市教育委員会は、被害状況等を整理し、県央教育事務所を通じて、県教育委員会に報告します。
- 5 危険度判定班は、避難所となっている市立小・中学校を優先して施設の危険度判定を実施し、その結果（使用可能、不可能・一部使用可能）を災害対策本部及び学校教育対策部に報告します。

第4項 施設の応急復旧等

- 1 校舎
 - (1) 被害の軽微な校舎については、速やかに修理を行います。
 - (2) 教室に不足を生じた場合は、特別教室及び体育館を一時転用します。
 - (3) (1)及び(2)によっても不足を生じる場合は、仮設（プレハブ等）教室の設置等の措置を行います。
 - (4) その他被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用します。
- 2 校庭
運動場の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行います。
- 3 備品
焼失、破損等により備品が滅失し、若しくは使用不能となった場合は、速やかに調達し授業に支障を来さないよう配慮するものとします。

第5項 応急教育

1 応急教育の実施

応急教育については、学校施設の被害の程度及び復旧の状況、学校施設を避難所に供している状況、教職員の確保の状況、児童・生徒及び児童・生徒の家族の被災の程度、交通機関及び道路の復旧状況等を勘案して、学校教育対策部長と校長が協議し、教育長の判断に従って次の方法により行います。また、校長は応急教育を実施する場合には、その開始時期及び方法を確実に児童・生徒及び保護者に連絡します。

なお、県立・私立学校における応急教育は、それぞれ設置者が実施するものとします。

(1) 施設が被災し、又は避難所となっている場合

ア 校舎の一部が被災し、又は避難所として使用され、授業に使用することが不可能となった場合は、残存する安全な校舎等を使用して学級合併授業等の方法により授業を実施します。

イ 校舎の使用が全面的に不可能となったが、数日で復旧又は使用が可能となる見込みのある場合は臨時休校の措置をとり、その期間中は学習内容の指示、生活指導など臨機の方法による教育を行うものとします。

ウ 校舎の被害が甚大であり、復旧に長期間を要するか校舎の使用が可能となるまでに長期間を要する場合は、応急教育実施校一覧に基づき授業を実施します。また、応急教育実施校も共に被災し、又は避難所として使用されている場合は、応急仮設校舎の建設を行うほか、県立高等学校の使用について県知事に要請します。

(2) 道路、交通機関が被災した場合

ア 一部又は半数に近い児童・生徒が登校できない場合は、短縮授業、半日授業の措置をとります。

イ 一定地域の児童・生徒が登校できない場合は、臨時に応急教育の場を設けて授業を行う等、臨機の措置を取ります。

ウ 半数以上の児童・生徒が登校できない場合は、臨時休校又は臨時に応急教育の場を設けて授業を行う等、臨機の措置をとります。

エ 登下校に長時間要する場合は、状況に応じて始業及び終業時間を変更し、又は短縮授業を行います。

(3) 児童・生徒が被災した場合

ア 児童・生徒が避難のため個別に居住地を離れた場合は、避難先地区の学校に就学させ、授業を受けさせます。このため、学校教育対策部は、各避難所等において応急教育実施の広報を行い、就学をさせる必要のある児童・生徒の有無を調査するものとします。

イ 児童・生徒が集団避難した場合は、避難先地区の学校を指定し、合併授業等の措置をとり、授業を受けさせます。このため、学校教育対策部は、各避難所等において応急教育実施の広報を行い、避難先地区の学校を指定するための児童・生徒の調査を行うものとします。

2 学校が避難所となる場合の学校運営と避難所運営に係る留意点

- (1) 避難所運営は、市職員、自主防災隊及び教職員で組織する避難所運営委員会により運営します。
 - (2) 校長は、避難所運営委員会において、避難所として開放する部分の明確化と、使用禁止部分への立入り禁止の措置の徹底を行います。
また、避難所運営に必要となる器材等（電話、掲示板、洗濯機及び掃除機等）の使用、設置等に協力します。
 - (3) 校長は、応急教育の実施等に伴い、他校との調整を必要とする事項については、学校教育対策部長に協議するものとします。
- ※ 現在、各避難所（市立小・中学校等）単位で避難所運営委員会の設置を進めています。
未設置の学校においては、同様の運営体制がとれるよう努めるものとします。
- (4) 避難所に指定された県立高校等は、市と連携して避難所を開設し、避難者の安全確保を図ります。

3 教職員の確保

学校教育対策部は、教職員の被災等により応急教育を実施するための教職員に不足を生じた場合は、県教育委員会の了承を得て、補充教員の臨時の任用又は一時的な教職員の編成替え等により必要な教職員の確保に努めます。

こうした措置を講じても尚応急教育の実施に必要な教職員の確保が困難な場合は、県教育委員会に対して応援要請を行います。

4 学用品の支給等

- (1) 災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づき学用品の供与を行いますが、同法が適用されない場合には災害の規模範囲、程度等により市教育委員会が別に定めるところによります。これらの場合、市教育委員会は、校長と協力して調達配分につき協議するものとします。また、県は教科書等の学用品の確保が困難な市に対して、教科書等の学用品を供与するために、文部科学省及び県内図書取次店への協力要請等必要な措置を講じます。

(2) 給与額

ア 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出し、又はその承認を受けて使用している教材の実費（現物給与）

イ 文房具、通学用品代

災害救助法に定める金額とします。

5 応急教育に伴う給食

(1) 小学校の場合

応急教育場所が小学校である場合には、各校調理場において又は学校給食センターに指示して、完全給食の実施に努めます。

(2) 中学校等の場合

応急教育場所が中学校等であるため、完全給食が不可能な場合には、牛乳給食の方法をとるよう努めます。

第6項 避難対策

市立小・中学校においては、消防法第8条と市防災計画に基づき適切な避難を行うとともに、児童・生徒の安全を確保するため、校長は、避難訓練を隨時実施し、災害に対処するものとします。

第7項 保育所等の対策

1 応急保育の実施

こども未来対策部は、保育所長からの報告を基に応急保育の実施を検討します。実施に当たっては、保育する施設について適切な場所を選定するとともに、保護者の意向を確認して行うものとします。

2 避難対策

保育所（園）、幼稚園等における避難対策は、市立小・中学校に準じます。

【資料編】

- 2-3-(8)-1 市立小中学校一覧
- 2-3-(8)-2 応急教育実施校一覧
- 2-3-(8)-3 市立保育所一覧
- 2-3-(8)-4 私立幼稚園一覧
- 2-3-(8)-5 保育園(民間)一覧
- 2-3-(8)-6 私立小学校一覧
- 2-3-(8)-7 高等学校一覧
- 2-3-(8)-8 私立大学一覧
- 2-3-(8)-9 専門学校・専修学校一覧

第9節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

救助・救急、消火及び医療救護活動時の緊急通行車両の通行を確保するために一般車両の通行禁止等の交通規制を実施します。

第1項 交通の確保対策

1 交通規制等

(1) 災害対策基本法に基づく措置（災害対策基本法第76条、第76条の2、3及び4）

ア 県公安委員会は、災害が発生している場所等の区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行います。

イ 県警察は、アの措置を周知します。

ウ 車両運転者は、指定された区間外へ車両を移動し、又は妨害にならない方法で駐車します（警察官による移動、駐車の指示）。

エ 警察官は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、緊急通行車両の通行を確保するため、車両やその他の物件（以下「物件等」という。）の道路外への移動等の措置の命令を行います。また、命令が実施されない場合は、やむを得ない限度において移動し、若しくは物件等を破損、除去することができます。

オ 自衛官及び消防吏員（警察官がその場にいない場合に限る。）は、緊急通行車両の通行を確保するため、エの措置を行うことができます。

カ 自衛官及び消防吏員は、オの措置をとったときは、管轄区域の警察署長にその旨を通知します。

(2) 道路管理者の措置

ア 市は、破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認めたときは、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限します。

イ 市は、アの措置を実施しようとするとき、又は実施したときは、直ちに厚木警察署長に通知します。また、市は、当該措置を明確にする標識を設けます。

(3) 市は、県警察と相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図ります。

2 緊急輸送道路等の交通確保の措置

(1) 県等の役割

県は、緊急輸送道路の啓開・復旧について各道路管理者が策定した優先順位の方針を取りまとめ、県警察等と、緊急輸送道路の啓開・復旧の優先順位について調整します。

(2) 市の役割

市は、次により障害物の除去対策を行います。

ア 体制

市は、厚木市建設業協会及び神奈川県自動車整備振興会厚木支部等の協力を得て緊急通行車両の通行に障害となる道路上の障害物の除去を行います。この場合、市は、厚木市建設業協会及び神奈川県自動車整備振興会厚木支部等の重機、資材、人員等及び道路の被害状況を勘査して、配置及び活動等の指示を与えるものとします。また、必要に応

じて広域応援の要請を依頼します。

イ 優先順位（路線及び区域）

優先順位	路線及び区域
1	県及び市指定の緊急輸送道路等から防災拠点及び避難路に接続する 1、2級市道等
2	指定避難所から広域避難場所に至る幹線市道
3	その他の1、2級市道
4	その他の市道

※ 第1順位及び第2順位は、並行して確保を図るものとします。

ウ 対象物件

- (ア) 既に落下、倒壊している物件
- (イ) 沿道に駐車してある自転車、オートバイ、自動車等
- (ウ) 沿道にある構築物等で落下、倒壊のおそれのある物件

エ 障害物の集積場所

集積場所については、関係用地管理者と協議し、あらかじめ選定した場所とします。

ただし、災害の状況によっては、付近の遊休地等を利用するものとします。

オ 道路の応急復旧

道路の応急復旧は、当該道路の管理者が行います。ただし、緊急を要する場合で、当該道路管理者に通報して、応急復旧を待つとまがないときは、市は、必要に応じて当該道路の応急復旧を行うものとします。

(ア) 道路

a 河川護岸沿いの道路

堤防の亀裂又は沈下による道路の破損は、応急用の備蓄堆積土砂をもって土のう羽口工、積土のう工などの水防工法により仮復旧を図るものとします。

b 沖積層地帯の道路

不等沈下、亀裂、路肩決壊等の被害を生じたときは、土砂又は碎石等の充填、積土転圧などの工法により仮復旧を図るものとします。なお、状況によっては仮舗装を実施します。

c 崩土被害の道路

がけ崩れ等により大量の土砂が崩落し、交通不能となったときは、重機械（ブルドーザー、パワーショベル等）を使用して崩壊土の除去を行うものとします。

(イ) 橋りょう

災害により落橋した場合は、応急措置として、自衛隊その他の機材を所有する機関に応援を要請し、代替橋（ベリー橋）を設置するものとします。

なお、緊急措置として、木材、H形鋼を架け、敷板を敷き土砂をかぶせ応急の通行を確保します。

カ 仮設道路の設置

道路が損壊し、他の交通方法がなく、仮設道路の必要が生じた場合、市は、県と協議の上、実施責任者を定めて所要の措置を講じるものとします。

(3) 災害対策基本法に基づく措置

- ア 道路管理者は、その管理する道路について区間を指定して、車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することを命じます。
- イ 道路管理者は、命令の相手方が現場にいない場合等は、自ら車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動します。
- ウ 道路管理者は、ア又はイの措置をとるためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分します。
- エ 市内を通過する国道、県道については、各道路管理者と連携し、迅速な対応に努めます。

第2項 緊急輸送

1 主な対象

- (1) 災害応急対策要員
- (2) 医療（助産）を必要とする者
- (3) 飲料水、食料等の救援物資
- (4) 災害廃棄物等の輸送
- (5) その他災害応急対策の実施に必要な物資及び機材

2 輸送手段等の確保

(1) 車両等の確保

市は、あらかじめ協定を締結した運送業者等の協力を得て、次の順位により緊急輸送活動に必要な車両を確保します。

- ア 市有車両
 - イ 輸送業者等の車両
 - ウ 漁業協同組合の舟艇
 - エ その他の借上げ車両等
- (2) 航空機及び鉄道への要請

ア 航空機（ヘリコプター）

自衛隊に航空機（ヘリコプターを含む。）の派遣を依頼する場合は、県知事を通じて要請します。

イ 鉄道

鉄道を利用した輸送の必要がある場合は、東日本旅客鉄道株式会社（相模線）、小田急電鉄株式会社、相模鉄道株式会社に協力を要請します。

ウ 要請内容等

- (ア) 業務の目的
- (イ) 積載内容
- (ウ) 必要見込台数
- (エ) 期間
- (オ) 場所
- (カ) その他必要な事項

(3) 燃料確保の活動

市は、次により燃料を確保します。

ア 自動車等の燃料

市有車両及びその他災害応急対策の実施に必要な燃料については、「災害時における自動車等燃料供給に関する協定」に基づき、燃料補給所に協力を要請し確保に努めます。

イ その他の燃料

(ア) 災害応急対策の実施に必要なLPGガス（液化石油ガス）については、あらかじめ締結した協定に基づき確保に努めます。また、消防施設等への燃料補給施設の設置について検討していきます。

(イ) 冬期における暖房用の灯油については、自動車の燃料に準じて確保に努めます。

(ウ) 炊出し活動に必要な燃料については、関係機関に協力を要請し確保に努めます。

3 配送システム等

(1) 緊急輸送の調整等

市及び防災関係機関による円滑な緊急輸送を確保するため、必要があるときは、防災関係機関と調整を行うものとします。この場合、原則として、次により優先順位を決定します。

ア 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送

イ 災害の拡大を防止するために必要な輸送

ウ 災害応急対策のために必要な輸送

第3項 自主防災隊の役割

自主防災隊は、軽微な障害物について除去（主として人的作業）を行います。

第4項 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとします。

段階	輸送対象
第1段階 (発災直後から2日目までの間)	(1) 救助、救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等、人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の災害応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (発災後3日目からおおむね1週間の間)	(1) 第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 (5) 災害廃棄物の輸送
第3段階 (発災後おおむね1週間以降)	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第5項 緊急通行車両（確認対象車両）

1 緊急通行車両確認申請

県警察、交通検問所等に備え付けの緊急通行車両確認申請書に必要事項を記入の上、県公安委員会に申請します。

2 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

- (1) 県警察、交通検問所等で緊急通行車両であると認定されたものについては、証明書及び標章の交付がされます。
- (2) 交付を受けた証明書は、当該車両を運行する運行責任者に常に携帯させるものとします。
- (3) 交付を受けた運行責任者は、当該標章を車両の運転者席前面の見やすい箇所に掲示するものとします。

3 確認基準

緊急通行車両は、次に掲げる業務に使用する車両とします。

- (1) 災害情報等の伝達、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）
- (2) 消防その他応急措置
- (3) 応急救護及び保護
- (4) 災害を受けた児童・生徒の応急教育の措置
- (5) 防災上重要な施設及び設備の応急復旧
- (6) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置又は応急措置
- (7) 緊急輸送の確保
- (8) 前各号に掲げるもののほか、二次災害の発生の防止又は軽減を図るための措置

第6項 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

市及び県は、あらかじめ指定したヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関への周知徹底を図ります。

第7項 障害物の除去

山崩れ等の災害によって道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で生活等に著しい障害を及ぼしているものを除去して住民の保護を図ります。

1 実施機関

障害物の除去は市が行いますが、障害物（工作物も含む。）が道路上あるいは河川にある場合には、道路又は河川の管理者がそれぞれ除去するものとします。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合又はその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりです。

- (1) 市民の生命、身体及び財産等の保護のために速やかにその障害物の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、いっ水の防止と護岸等の決壊を防止するために必要と認められる場合
- (4) 緊急通行車両の通行、緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (5) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去方法

- (1) 実施者は、自らの応急対策機材を用い、また、状況に応じて厚木市建設業協会及び神奈川県自動車整備振興会厚木支部の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとします。
- (2) 障害物除去の方法は、応急的な除去に限るものとします。

4 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮しますが、おおむね次の場

所に集積し、廃棄し、又は保管します。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とします。ただし、災害の状況によっては、海岸、河川敷、緑地帯等を一時使用します。

- (1) 廃棄する場所については、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適當な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適當な場所
- (3) 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所
- (4) 広域避難場所として指定された場所以外の場所

5 必要な機材の現状、人員の明細

障害物の規模、範囲によって対策を立てますが、比較的小規模なものについては、市職員をもって処理します。その他のものについては、厚木市建設業協会及び神奈川県自動車整備振興会厚木支部等をもってこれにあて、除去するものとします。

【資料編】

- 2-3-(9)-1 地震等の災害応急活動に関する協定書、細則(社団法人厚木市建設業協会)
- 2-3-(9)-2 災害時等における応急対策に関する協定書(厚木管工事業協同組合)
- 2-3-(9)-3 災害時における応急対策に関する協定書(厚木市造園業協会)
- 2-3-(9)-4 災害時における工具、器具、機械類等の提供等に関する協定書
(社団法人神奈川県自動車整備振興会厚木支部)
- 2-3-(9)-5 災害時等における応急措置の協力要請に関する協定書
(神奈川建設重機協同組合)
- 2-3-(9)-6 災害時等における物資の輸送等に関する協定
(一般社団法人神奈川県トラック協会)
- 2-3-(9)-7 災害時等における自動車等の燃料供給に関する協定書
(神奈川県石油商業組合厚木支部)
- 2-3-(9)-8 災害時における生活必需物資(LPガス)の調達に関する協定書
(公益社団法人神奈川県LPガス協会厚木支部)
- 2-3-(9)-9 道路補修事務所備品一覧

第10節 警備・救助対策

第1項 基本方針

県警察は、大地震が発生した場合には、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

第2項 警備体制の確立

- 1 県警察は、大地震が発生した場合には、警察本部に県警備本部を、厚木警察署に厚木警察署警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、所要の要員を厚木市災害対策本部に派遣し、協力・連携体制を強化します。
- 2 県警察は、警備部隊等の編成を行うほか、災害の規模及び態様に応じて迅速かつ的確な部隊運用を行います。

第3項 災害応急対策の実施

県警察は、市災害対策本部等関係機関と連携して、次の対策を実施します。

- 1 情報の収集・連絡

災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡します。
- 2 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、市及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施します。また、被災地を管轄する厚木警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と隨時捜索区割り等現場活動に関する調整を行います。
- 3 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難の指示又は避難の措置を講じます。
- 4 交通対策

被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急活動が円滑に行われるよう、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施します。
- 5 危険物等対策

大規模災害発生時に、屋内貯蔵所や給油取扱所等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設、地下街等の危険箇所について、消防と綿密に連携し、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置を行います。

6 防犯対策

被災地の無人化した住宅地、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回を行います。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

7 ボランティア等の連携

自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災市民等の不安除去等を目的としたボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

8 広域応援

県公安委員会は、発生した災害の規模に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助要求を行います。

第4項 被災者等への情報伝達活動

1 被災者のニーズに応じた情報伝達活動の実施

県警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めます。

2 相談活動の実施

県警察は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息電話窓口等を設置し、親身な相談活動の実施に努めます。

【資料編】

2-3-(10)-1 神奈川県警察本部災害時応急活動計画

第11節 ライフラインの応急復旧活動

第1項 上水道（県企業庁厚木水道営業所）

- 1 県企業庁は、あらかじめ定められた計画により、要員を確保し、水道施設の復旧を速やかに行います。
- 2 施設の破損等により、給水を停止する場合又は断水のおそれが生じたときは、市に対して、影響区域や復旧期について速やかに周知します。
- 3 応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の事業者、工事業者等へ協力を要請します。
- 4 被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定めます。
- 5 送配水管等の復旧について、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次に主要な配水管等を順次復旧します。
- 6 応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて、消火栓を併設します。

第2項 下水道

市は、下水道施設の被害状況を把握し、道路管理者等と調整し、効率的な復旧工事を行います。

第3項 電力（東京電力パワーグリッド（株）平塚支社）

- 1 東京電力パワーグリッド（株）は、災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力施設としての機能を維持します。
- 2 感電事故及び漏電による出火の防止並びに電力施設の被害状況、復旧予定等について各報道機関や広報車等を通じて広報します。
- 3 災害時においては、原則として送電は維持しますが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じます。
- 4 災害時における復旧資材は次により確保します。
 - (1) 現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保します。
 - (2) 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している事業者の車両、船艇等により行いますが、不足する場合は、他事業者及び他店の協力を得て輸送力の確保を図ります。
 - (3) 災害時においては、復旧資材置場としての用地を確保します。
- 5 災害復旧の実施に当たっては、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先します。

第4項 ガス（厚木ガス（株）他）

- 1 大規模な地震等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、非常災害対策本部を設置し、早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに応急復旧を行います。
- 2 復旧過程での二次災害発生防止のため、復旧状況の周知や安全確認等について広報を実施します。
- 3 LPGガス業者についても、都市ガス業者同様、必要な応急復旧措置を講じます。

第5項 通信（東日本電信電話（株）神奈川支店、NTT コミュニケーションズ、NTT ドコモ及びKDDI(株)）

1 電話（通信）の確保

防災関係機関等の重要通信の確保を優先するとともに、可能な範囲において、一般的の通信を確保することを基本として、防災応急対策業務を実施します。

大規模災害等が発生すると、その直後から通話が集中的に発生し、ふくそうすることが想定されるため、次の考え方で対処します。

- (1) 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は、最優先でそ通を確保します。
- (2) 街頭公衆電話及び避難所に設置する災害用公衆電話（特設公衆電話）からの通話はそ通を確保します。
- (3) 一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、原則として通話規制を行います。
- (4) ふくそう対策、安否確認方法として、災害用伝言ダイヤル「171」等の提供を開始します。

なお、提供条件等については報道機関（テレビ・ラジオ等）を通じて周知します。

2 応急復旧体制

(1) 応急復旧

災害のため通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳した場合、災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等、そ通確保の措置及び災害用公衆電話（特設公衆電話）の設置を実施します。

(2) 復旧順位

電気通信設備に被害を受けた場合、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、災害状況に応じた措置及び復旧順位により実施する。

第1順位及び第2順位の電気通信設備はそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

ア 第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、

電力の供給の確保に直接関係のある機関

イ 第2順位

ガス、水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、
預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、
放送事業社及び第1順位以外の国又は地方公共団体

ウ 第3順位

第1順位及び第2順位に該当しないもの

第6項 鉄道（小田急電鉄（株））

- 1 不通区間が生じた場合、う回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めます。
- 2 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図ります。
- 3 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行います。

第7項 バス（神奈川中央交通（株））

1 運行の確保

防災関係機関の指導と協力の下、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行います。ただし、運行に当たっては、次の条件が必要であり、条件が満たされず道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止します。

- (1) 道路交通の秩序が維持されること。
- (2) バスターミナル等における旅客の混乱が防止されること。
- (3) 旅客の集中を防止するため、時差退社及び近距離利用者の歩帰宅等が事前に十分徹底されていること。

2 運行計画

- (1) 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが混乱した場合、その状況に応じて間引き運転の措置を講じます。
- (2) 危険箇所、交通規制箇所を通行する路線については、運行中止、折り返し、う回等事故防止、救助活動、復旧活動のための適切な措置を講じます。

第8項 道路

- 1 市道等の被害状況を把握し、緊急輸送道路確保のため、障害物の除去等必要な災害応急対策を実施します。
- 2 道路管理者（市）は、国道・県道管理者と連絡を取り被害状況を調査します。
- 3 道路管理者（市）は、危険箇所の通行止めの措置、避難等が必要な場合緊急措置を講じます。
- 4 道路管理者（市）は、市道等の被害状況に応じた効果的な応急復旧を行います。
なお、復旧に当たっては、道路占用物件所有者（上下水道、ガス）と調整し、効率的な復旧工事を行います。

【資料編】

2-3-(11)-1 停電情報の提供に関する協定書(東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社)

2-3-(11)-2 災害時における公共建築物の応急復旧等に関する協定書

(厚木市電設協会)

2-3-(11)-3 災害用特設公衆電話(特設公衆電話)設置場所一覧

第12節 災害廃棄物等の処理対策

市は、「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」及び平成30年3月に策定した「厚木市災害廃棄物処理計画」等に基づき、ごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握するとともに、し尿収集対象や災害廃棄物の発生量を推計し、応急体制の確保を図り、適正、円滑かつ迅速な収集・処理に努めます。

第1項 災害廃棄物処理対策に対する体制の整備

1 必要な人員の配置

市は、「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」及び「厚木市災害廃棄物処理計画」等に基づき、対策組織に必要な人員を配置します。

2 連絡体制の確立

市は、「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」及び「厚木市災害廃棄物処理計画」等に基づき、相互間の連絡体制を確立します。

3 ごみ処理施設、し尿処理施設の被災状況の把握

市は、発災後速やかにごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握し、その状況を関係機関に報告します。

施設種類	名称	所在地	処理能力(日)
ごみ処理施設	厚木市環境センター	金田1641-1	327t
ガラス類処理施設	厚木市資源化センター	上古沢1013	26.6t
し尿処理施設	厚木市衛生プラント	長谷626-1	69k㎘

4 発災後の局面ごとの対応事項

(1) 災害初動対応期

災害初動対応期は発災から1～2週間程度の期間であり、発災から数日間は特に人命救助が最優先される時期に当たります。この期間に次の事項について対応します。

- ア 正確な被害情報の収集・伝達
- イ 被災状況に応じた応急対応体制の構築
- ウ 災害廃棄物の処理のための組織召集と活動の開始
- エ 一次仮置場の開設、必要な資機材の調達
- オ 避難ごみ、避難所の収集運搬の実施
- カ 廃棄物処理施設の点検と被災状況把握
- キ 協力支援先、協定先への連絡と支援体制の確立
- ク 廃棄物の処理に関する広報活動
- ケ 災害対策本部等と連携し、自衛隊・警察・消防等の行う応急対応への協力

(2) 災害応急対応期

発災後1～2週間から3ヵ月程度の期間であり、避難所生活が本格化する時期に当たり

ます。この期間に、次の事項について対応します。

- ア 災害廃棄物発生量に関する推計
- イ 災害廃棄物処理実行計画の作成
- ウ 広域連携等の手続の実施
- エ 廃棄物の処理に関する広報活動
- オ 有害廃棄物等の処理
- カ 二次仮置場の開設、準備

第2項 災害廃棄物処理

災害廃棄物処理に係る活動は、次によります。

1 方針

- (1) 環境センター等の被害状況を把握し、必要に応じて通常時の収集場所へのごみ排出制限について広報を行います。
- (2) 環境センター等の機能が回復するまでの間、市民に対して、資源化のための分別や、可燃物等自分で処理できるものは自己処理に努めるよう協力を求めます。

2 仮置場の設置

仮置場は、次の要件を考慮の上、設置します。

名称	概要
一次仮置場	各家庭から排出される災害に起因する片づけごみのみを直接、受け入れる仮置場として一次仮置場を確保します。
二次仮置場	主に、災害廃棄物の分別・破碎等処理を行う仮置場として二次仮置場を確保します。

【仮置場の選定に際して考慮する要件】

- ア 被害が大きい地域への配置
- イ 搬入、搬出及び運搬ルートの確保
- ウ 仮置可能期間、使用可能期間
- エ 運搬及び作業に伴う騒音等生活環境、周辺環境の保全
- オ 二次災害の防止（ガス漏れ、陥没、河川の氾濫等）
- カ 災害時の他用途との事前調整（避難場所、緊急輸送、支援拠点等）

3 収集処理

- (1) 応急対策活動や生活に重大な支障を与える災害廃棄物の収積されている地域等、状況に応じて優先順位を定めて収集します。
- (2) 収集、配布した情報を基に輸送路を確認し、収集車両を出動させて応急処理を行います。
- (3) 倒壊家屋からの廃棄物等については、原則として、被災者が仮置場に搬入します。ただし、被災者が自力で搬入することが困難な場合や応急対策活動に支障を与え緊急に処理を要する場合は、市が処理します。

4 処分

- (1) 原則として、可燃物は環境センターで処理します。
- (2) 近隣の被災状況に応じて他市の処分場での処理を依頼します。
- (3) 必要に応じて仮置場を設置します。

5 仮置場

倒壊・浸水家屋からの廃棄物等が大量で、その処理が困難な場合は、暫定的に次の場所にそれぞれの地区の廃棄物等を一時保管します。また、一時保管された廃棄物等は、可能な限り分別し、分別された可燃物は焼却施設で順次処理しやすい場所に保管し、適正に処理をします。

第3項 し尿、生活ごみ等の処理

1 し尿

し尿処理に係る活動は、次によります。

(1) 方針

- ア 下水道及びし尿処理の施設被害の状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について広報を行います。
- イ 下水道及びし尿処理の施設機能が回復するまでの間、市民に対して仮設トイレ等で対応するよう協力を求めます。

(2) 仮設トイレの設置

指定避難所の避難者数を把握した後、状況により必要に応じて指定避難場所に仮設トイレを設置します。地区の状況によっては、公園等に仮設トイレを設置するものとします。また、避難場所の衛生環境の確保が可能である場合、土壌還元方式（素掘方式等）により対応します。

(3) 収集処理

被害状況、収集場所等の情報により、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を本市の委託業者が所有し、平時使用している衛生車（バキュームカー）により収集します。

なお、収集順位は、次によります。

- ア 指定避難場所
- イ 災害対策本部が開設したその他の避難所
- ウ 災害対策本部が設置した仮設トイレ
- エ 浸水等が発生した悪条件の地域

(4) 終末処理

- ア 原則として、厚木市衛生プラントで処理します。
- イ 近隣の被災状況に応じて他市の処理場での処理を依頼します。

2 生活ごみ及び避難所ごみの処理

(1) 生活ごみ

ア 被害状況把握

生活ごみの収集・処理体制を整備するため、発災後、速やかに処理施設や運搬ルートの被害状況を把握し、ルートの安全性の確認を行います。収集運搬車両や処理施設の被災により収集能力が不足する場合は、「災害時におけるごみ等の処理に関する協定」に基づき、厚木市廃棄物処理業協同組合及び協同組合厚木市資源再生センターに、ごみ等の収集運搬、一時保管、必要な人員の確保及び機材等の提供を要請します。また、不燃ごみや資源ごみ等の衛生面に問題のない生活ごみを家庭で保管するように市民に対して要請します。

イ 収集運搬対策

生活ごみについては、平時の収集体制を維持することを基本としますが、災害廃棄物の発生状況に応じて、不燃ごみや資源物の収集回数を減らす、集積所を集約して集積所数を減らす、資源物の分別種類を減らす等により効率化を図り、平時の車両数の6割から7割程度の車両数で収集できる体制を構築します。また、発災後は道路の混雑が予想

されるため、環境センターへの直接搬入は原則禁止とします。収集については、平時の収集体制での役割分担により、収集します。

なお、高齢者等の要配慮者支援者世帯のごみ収集については、平時と同様の配慮に努めます。

<収集運搬における役割分担>

- ・可燃ゴミ、廃プラ、粗大ごみ：市
- ・不燃ごみ、資源：協同組合厚木市資源再生センター
- ・本厚木駅周辺地区の収集運搬：厚木市廃棄物処理業協同組合

(2) 避難所ごみ

ア 分別・排出

避難所においてごみの分別を行うことは、その後のスムーズな処理へつながるため、可能な限り分別を行うこととします。このため、避難所ごみについても、平時と同様の分別で排出することを基本とします。

イ 収集運搬体制

平時の収集ルートに避難所を加えることにより、平時の収集体制での役割分担により、生活ごみの収集と併せて収集します。

発災後の都市機能の麻痺状態などを勘案しても、発災から3～4日後（特に夏季においては早期の取組が必要である）には、収集を開始することを目標とします。

ウ 避難所で発生する廃棄物

避難所で発生する廃棄物の例は次のとおりです。避難所では、初動時に水と食料を中心とした支援物資が届けられることから、ダンボールや容器包装等を中心とした廃棄物が発生し、徐々に衣類や日用品に伴う廃棄物が増加します。避難所ごみの収集は可能であれば生活ごみと併せて行いますが、収集運搬車両や処理施設の被災状況によっては、腐敗性廃棄物を優先的に収集する等の対応を行います。

〈避難所で発生する廃棄物〉

処理優先順位	分別区分	具体例	管理方法等
高 ↑ ↓ 低	感染性廃棄物	注射器、血液が付着したガーゼ等	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。回収方法や処理方法は、関係機関での調整が必要となる。専用容器に入れて分別保管し早急に処理
	し尿	携帯トイレ、紙おむつ、お尻ふき等（使用済み）	携帯トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気を考慮し、できる限り密閉し早急に処理
	燃やすごみ	残飯、使用済ティッシュ、マスク、汚れた紙類、布類、皮革製品等	腐敗性廃棄物（生ごみ）は、ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念されるため、袋に入れて分別保管し早急に処理
	飲料用缶	缶詰、缶パン等の容器	分別して保管し資源として処理
	プラスチック容器包装	食料や支援物資の包装等	
	ペットボトル	飲料の容器	
	ダンボール新聞紙	食料や支援物資の梱包材等	

【資料編】

2-3-(12)-1 災害時における雨水等の収集運搬及び仮設トイレの提供に関する協定書

（公益財団法人厚木市環境みどり公社）

2-3-(12)-2 災害時におけるごみ等の処理に関する協定書

（厚木市廃棄物処理業協同組合、協同組合厚木市資源再生センター）

2-3-(12)-3 県央地区8市町村間における廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定書

第13節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

市は、発災後、速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して被災地住民を始めとする市民に対し、正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努めます。

また、被災者の生活上の不安を解消するために総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定や必要物資の適切な供給を図ります。

第1項 被災者等への情報提供

市は、市民等に対して、地震災害の状況、避難所情報、交通機関やライフラインの復旧情報その他生活に必要な情報の広報活動を行うとともに、民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努めます。

また、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報等が提供されるよう努めます。

さらに、県、市及び防災関係機関は、情報の公表や広報活動の際、その内容について相互に通知し、情報交換を行います。

第2項 災害相談の実施

市は、被災地住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るために、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施します。

相談等は、職員のほか、関係機関、弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力の下、外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行います。

なお、相談業務の内容は、発災時から避難救護期における行方不明や避難所、救援食料・水・衣類等の問合せへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等とし、生活の安定を支援します。

第3項 被災者台帳の作成

市は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の支援を総合的かつ効率的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成します。

1 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録します。

— 被災者台帳の記載事項 —

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 上記に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 台帳情報の利用及び提供

市は、次の条件に該当する場合、被災者に対する援護に必要な限度で、作成された被災者台帳に記載し、又は記録された情報（台帳情報）を市内部で利用するとともに、関係機関等に提供できるものとします。

— 台帳情報の利用及び提供条件 —

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- (3) 関係機関等に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

第4項 安否情報の提供

市は、被災者の安否について家族等から照会があったときは、厚木市個人情報保護条例の規定にかかわらず、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めます。ただし、被災者の安否情報の回答については、原則として市職員が実施することとし、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を加えられるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底します。

第5項 応急金融対策

1 日本銀行横浜支店の措置

- (1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - ア 通貨の円滑な供給の確保

日本銀行横浜支店は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、又は既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずるな

ど、通貨の円滑な供給の確保に安全の措置を講じます。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じます。

イ 輸送、通信手段の確保

日本銀行横浜支店は、被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡の上、各種輸送、通信手段の活用を図ります。

(2) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行横浜支店は、関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始し得るよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じて金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請します。

日本銀行横浜支店は、災害の状況に応じて、必要な範囲で適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行います。

(3) 金融機関による金融措置の実施に係る要請

関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、被災地の便宜を図るために、金融機関に対し、次に掲げる措置をとるよう要請します。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予など被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

イ 預金の払戻し及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を滅(紛)失した場合でも、被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。

また、事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、当該預金等を担保とする貸出しに応ずること。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いの上、取立てができることとすること。

災害のため、支払ができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。

休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合でも、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

エ 損傷した紙幣や貨幣に関する措置

損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。

オ 営業停止等における対応に関する措置

営業停止等の措置を講じた営業店舗名等及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて広報するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(5) 各種金融措置に関する広報

関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、(1)～(4)の災害応急対策について、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てます。

第6項 物価の安定、物資の安定供給

市は、食料を始めとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買占め・売惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行います。

また、コンビニエンスストア等の小売店舗等と協定等を結び、物資が安定的に供給されるよう努めるとともに、発災後、速やかに営業が開始できるよう物資搬入車両の通行の確保等、必要な体制の整備に努めます。

第14節 広域的応援体制

県、他市町村、防災姉妹都市及び指定防災機関並びに自衛隊に対する応援要請、職員派遣要請等について定めます。

第1項 受援体制の確立

市は、応援の受け入れに関する総合調整、受援に関するとりまとめ等、受援に関する様々な対応に対し、円滑に行うため、災害対策本部に「受援担当」を置くものとします。なお、受援担当は、次の事項に取り組みます。

1 受援に関する状況把握・取りまとめ

何がどのくらいの数量でいつまでに必要か等、庁内における人的・物的資源のニーズの取りまとめを行います。

2 人的資源の受援・管理

人的資源に関するニーズと現状受入から、応援要員の過不足を整理します。被災地の状況を踏まえ、今後、求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もります。見積もりをもとに今後必要となる応援要員を要請します。

3 物的資源調達に関する報告受付・管理

物的資源の受入状況について取りまとめを行い、物的資源の過不足を整理します。今後の物的資源の見込みについて検討し、必要となる物的資源を見積もります。見積もりをもとに必要となる物的資源については、要請を行います。

4 庁内調整

1で取りまとめた結果を庁内の各班の業務担当窓口（受援）に共有します。

5 応援職員への支援（適切な執務環境の提供等）

応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供します。

また、各班の業務担当窓口が、適切な執務環境を提供しているか、配慮します。

第2項 広域的な応援体制

1 広域的な応援要請

(1) 市長は、市の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急措置を実施しますが、その被害状況によって、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、他の市町村長若しくは知事に対し応援要請をし、又は応援措置の実施を要請します。

(2) 市長は、知事の自衛隊への派遣要請が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担当部隊等の長に被害の状況等を通知します。この通知を受けた防衛大臣、地域担当部隊等の長は、救援の措置をとる必要があると認められる場合には、直ちに自主派遣をします。

なお、市長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

(3) 知事は、特に必要があると認めるときは、市長に対し応急措置について必要な指示をし、

又は他の市町村長に対し市を応援するよう指示します。

- (4) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。

- ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請（警察法第60条）
- イ 消防庁長官に対する他都道府県消防機関所有のヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣要請等（消防組織法第44条）
- ウ 相互に応援協定を締結している九都県市や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請
- エ 厚生労働省、関係省庁及び他都道府県への広域医療搬送に係る要請

- (5) 消防庁長官は、災害の規模などから緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがない場合や人命救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の必要性を認めた場合、緊急消防援助隊や他の知事・市町村長へ消防の応援要請を行います。

2 応援の方法

(1) 応援要請等の方法

市長は、被害状況等から応援が必要であると判断した場合は、次の事項を明らかにした文書をもって関係機関への応援要請等を行います。ただし、緊急を要する場合は、MCA無線、県防災行政通信網、電話又はFAX等をもって行い、事後速やかに文書を提出します。

また、応援が必要と判断されるものの、全ての事項を明らかにすることができない場合にあっても、おおむね必要とされる人員等を想定して要請を行い、必要に応じて変更の措置をとります。

- ア 災害の状況及び派遣（応援）を要請（あっせん）する事由

- イ 応援（派遣）を希望する期間

- ウ 応援（派遣）を希望する区域及び活動内容

- エ その他参考となるべき事項（自給自足体制確立の依頼）

(2) 応援（派遣）団体（部隊）との連絡調整

ア 総務対策部は、各対策部が要求する人員数と応援（派遣）団体（部隊）（以下「応援団体」という。）の実人数を勘案しながら対策の緊急性、重要性を判断し、支援活動が円滑かつ効果的に実施できるよう応援団体と調整を行います。

イ 総務対策部は、応援が必要と判断されるものの被害の全容を把握できない場合で、各対策部から具体的な要求がないときは、自ら配置に係る活動内容、活動場所等の必要事項を決定の上、応援団体と調整を行います。

ウ 総務対策部は、応援団体との連絡調整を的確に行うため、応援団体の規模を勘案しながら、必要に応じて応援団体に対し、本部へ連絡班（要員）の派遣を要請します。

(3) 活動内容及び活動場所等の明確化

総務対策部は、応援団体に対して活動内容、活動場所及び宿泊施設等について明確に指示します。

(4) 指揮命令

ア 活動場所に市の機関を配置している場合

応援団体は、現場で活動している市の機関の指揮下に置きます。ただし、活動内容が異なる場合は、応援団体が自主的な活動を行います。

イ 活動場所に本市の機関を配置していない場合

応援団体が自主的な活動を行います。

(5) 活動場所への誘導

ア 道路の通行可能な状況が明確な場合

図示による誘導に代えます。応援団体がナビゲーションシステムを登載した車両を保有している場合も同様とします。

イ 道路の通行可能な状況が不明確な場合

(ア) 人命救助に係る活動は、原則として、誘導員が同行します。

(イ) その他の活動は、原則として、誘導員は同行しません。ただし、活動場所への到着が複雑な経路をたどることが明白な場合及び食料、飲料水の配送等人命救助に準じる活動に当たる応援団体の誘導で、誘導員に充てる人員に余裕がある場合は、この限りではありません。

(6) 活動内容の調整

応援団体の活動内容、活動場所の変更等について調整を図る必要がある場合は、本部に派遣されている連絡班（要員）を介して当該応援団体の長と協議します。

第3項 自衛隊災害派遣要請等

1 災害派遣要請の要求手続

要請の要求者	市長
要請の要求先	県知事（県防災主管課）
要請の要求方法	<p>災害派遣の要請を要求する場合の事務手続は、災害対策部が次の事項をもって要求します。</p> <p>ア 災害の状況及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他の参考となる事項</p>
県知事との連絡ができない場合の特例	市は、県知事への自衛隊の派遣要請が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担当部隊等の長に被害の状況等を通知します。

2 県知事との連絡ができない場合における要請先

- ・陸上自衛隊の派遣を要請する場合
- ・陸上自衛隊又は海上自衛隊の別を特定しない派遣要請をする場合

担当区域	要請先	担当窓口／所在地 NTT電話/防災行政通信網
県内全域	第31普通科連隊長	第31普通科連隊第3科 横須賀市御幸浜1-1 046-856-1291/9-48 6-9201 内線(630/634)
	第1師団長	東京都練馬区北町4-1-1 03-3933-1161/9-48 5-9201・9 内線(239)
	東部方面総監	東京都練馬区大泉学園町 048-460-1711 内線(2256)

3 受入体制の整備及び受入れに当たっての留意事項

自衛隊の派遣が決定したとき、市長はおおむね次の措置を講じます。

- (1) 受入れ制の整備
 - ア 連絡班受入施設の整備
 - イ 誘導及び通信要員の派遣
 - ウ 作業拠点及び宿営地の提供
- (2) 受入れに当たっての留意事項
 - ア 他の災害復旧機関との競合重複の排除
 - イ 作業計画及び資機材等の準備
 - ウ 連絡調整窓口の明確化
 - エ 知事への報告

4 要請の変更

市長は、自衛隊の派遣期間等の変更を必要とする場合、その理由を付して知事に対して依頼します。

5 災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣活動が完了した場合及び派遣の必要がなくなったと認められた場合は、速やかに撤収要請をします。この場合、市民生活の安定及び復興に支障がないよう、市長及び派遣部隊の長等と協議します。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担します。その内容は、おおむね次のとおりです。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他の救援活動の実施に要する経費（負担範囲に疑義がある場合は、自衛隊と市が協議します。）

7 ヘリコプター臨時離着陸場及び活動拠点

自衛隊の災害派遣に係るヘリコプター臨時離着陸場及び活動拠点は次のとおりです。

- (1) ヘリポートの整備

〈県指定ヘリコプター臨時離着陸場〉

名称	所在地
県総合防災センター（常設）	下津古久280
市営厚木野球場（仮設）※	厚木2325
酒井スポーツ広場（仮設）	酒井2537

※ 市営厚木野球場は、広域防災活動拠点の臨時ヘリポートです。

<市指定ヘリコプター臨時離着陸場>

名称	所在地
市営厚木野球場（仮設）※	厚木2325
ぼうさいの丘公園（常設）	温水783-1
旭町スポーツ広場（仮設）	厚木3014-2
荻野運動公園競技場（仮設）	中荻野1500
猿ヶ島青少年広場（仮設）	猿ヶ島195-129
下依知青少年広場（仮設）	下依知822
関口青少年広場（仮設）	関口1377
棚沢スポーツ広場（仮設）	棚沢3861-1

※ 市営厚木野球場は、県と市で指定が重複しています。

(2) 活動拠点

区分	活動拠点（宿泊施設）	所在地
自衛隊活動	厚木市文化会館	恩名1-9-20

第4項 緊急消防援助隊の要請等

1 災害派遣要請の要求手続

要請の要求者	市長
要請の要求先	県知事又は消防庁長官
要請の要求方法	災害派遣の要請を要求する場合の事務手続は、消防対策本部が緊急消防援助隊受援計画に基づき要求し、他の緊急消防援助隊に関する事項については、消防庁が定める緊急消防援助隊運用要綱及び消防本部で定める受援計画に基づきます。

2 活動拠点

区分	活動拠点（宿泊施設）	所在地
消防活動（緊急消防援助隊）	県立厚木西高等学校	森の里青山12-1

第5項 防災姉妹都市等の要請

1 埼玉県狭山市

要請の要求者	市長
要請の要求先	狭山市長
要請の要求方法	<p>次の事項を明らかにして、電話等により連絡し、後日、災害応援要請書を送付する。</p> <p>(1)被害の状況 (2)応援場所及び応援場所への経路 (3)必要とする食料、飲料水及び生活必需物資の品名と数量 (4)必要とする資機材、物資及び車両等の品名等と数量 (5)必要とする職員の職種別人員及び応援期間</p>
連絡窓口	<p>狭山市 所在地 〒350-1380 狹山市入間川1-23-5 電話 04-2953-1111</p>

2 秋田県横手市

要請の要求者	市長
要請の要求先	横手市長
要請の要求方法	<p>次の事項を明らかにして、電話等により連絡し、後日、文書による応援要請を送付する。</p> <p>(1)被害の状況 (2)必要とする食料、飲料水、生活必需物資及び資機材の品名等と数量及び受領場所 (3)派遣を要請する職員等の活動内容、人数、場所及び期間 (4)小・中学校への一時的な受入れを希望する人数及び期間 (5)その他応援を必要とする事項等</p>
連絡窓口	<p>横手市 所在地 〒013-8601 横手市条里1-1-1 電話 0182-35-2111</p>

3 北海道網走市

要請の要求者	市長
要請の要求先	網走市長
要請の要求方法	<p>次の事項を明らかにして、電話等により連絡し、後日、文書による応援要請を送付する。</p> <p>(1)被害の状況 (2)提供を要請する物資等の品目、数量及び受領場所 (3)派遣を要請する職員等の活動内容、派遣人数、派遣場所及び派遣期間 (4)小・中学校への一時的な受入れを希望する被災した児童及び生徒の人数及び期間 (5)その他必要な事項</p>
連絡窓口	網走市 所在地 〒093-8555 北海道網走市南6条東4丁目 電話 0152-44-6111

4 特例市（全国41市）

要請の要求者	市長
要請の要求先	ブロックの代表市の市長
要請の要求方法	<p>次の事項を明らかにして、電話等により連絡し、後日、文書を送付する。</p> <p>(1)被害の状況 (2)物資等の品名、数量等 (3)職員の職種及び人員並びに被災市での業務内容 (4)応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等 (5)応援の期間 (6)その他必要な事項</p>

5 「県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定」締結市町村

要請の要求者	市長
要請の要求先	相模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
要請の要求方法	<p>次に掲げる事項を明らかにし、あらかじめ定められた連絡担当部局を通じて、他の構成市町村に電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。</p> <p>(1)被害の状況 (2)提供を要請する物資及び資機材の品名、数量等 (3)応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等 (4)前3号に掲げるもののほか、必要な事項</p>

【資料編】

2-3-(14)-1 災害時等における相互応援に関する協定書(狭山市)

2-3-(14)-2 災害時等における相互応援に関する協定書(横手市)

2-3-(14)-3 災害時における友好都市相互応援に関する協定書(網走市)

2-3-(14)-4 特例市災害時相互応援に関する協定書(特例市(全国41市))

2-3-(14)-5 大規模災害時における相互援助に関する協定書

(秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村)

2-3-(14)-6 災害時等における施設使用及びボランティアに関する協定書

(学校法人東京工芸大学)

2-3-(14)-7 災害時等における施設使用及びボランティアに関する協定書(神奈川工科大学)

2-3-(14)-8 災害時等における施設使用及びボランティアに関する協定書

(湘北短期大学)

2-3-(14)-9 災害時等における応急対策に関する協定書

(株式会社フジタ技術センター)

2-3-(14)-10 県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定

(相模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村)

2-3-(14)-11 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

2-3-(14)-12 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定実施細目

第15節 災害救助法関係

第1項 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによりますが、本市における具体的適用基準は、次のとおりです。

- (1) 市内において住家の滅失した世帯数が100世帯以上の場合
- (2) 神奈川県下において住家の滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、市内において住家の滅失した世帯数が50世帯以上の場合
- (3) 神奈川県下において住家の滅失した世帯数が12,000世帯以上であって、市内において住家の滅失した世帯数が多数である場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合

1 滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼等著しい損傷を受けた世帯については2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯については3世帯をもってそれぞれ住家の滅失した1世帯とします。

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊、全焼、流出}) + (\text{半壊、半焼}) \times 1/2 + (\text{床上浸水等}) \times 1/3$$

2 住家滅失の認定

(1) 住家が滅失したもの

住家が居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが、困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは滅失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達したもの

(2) 住家が半壊又は半焼する等著しく損傷したもの

住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

- ア (1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの
- イ 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができないもの

第2項 災害救助法の適用手続

1 災害救助法の適用要請

災害に際し、市における災害が本節第1項の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合で、かつ、被災者が現に災害救助法第23条に規定する応急的な救助を必要としている場合には、市長は、直ちに次の事項を知事に報告し、同法の適用を要請します。

なお、市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合は、知事が行う救助の補助としての災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供します。

- (1) 災害発生時の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする期間
- (5) 既に講じた救助措置及び今後講じようとする救助措置

第3項 救助の種類等

救助の種類及び実施期間は、次のとおりです。

＜救助の種類及び実施期間＞

救助の種類	実施期間
避難所の設置及び収容	7日以内
応急仮設住宅の設置及び供与	着工 20日以内 供与 完成の日から建築基準法の規定による期限内（最高2年）
炊出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療	14日以内
助産	分べんの日から7日以内
被災者の救出	3日以内
被災した住宅の応急修理	1カ月以内
学用品の給与	教科書1箇月以内 その他学用品15日以内
埋葬	10日以内
遺体の搜索	10日以内
遺体の処理	10日以内
障害物の除去	10日以内

（注） 期間については、助産を除き、全て災害発生の日から起算します（助産でいう分べんは、災害発生の日以前又は以後7日以内）。ただし、内閣総理大臣の承認を得れば、実施期間を延長することができます。

【資料編】

- 2-3-(15)-1 災害救助法適用基準(災害救助法施行令抜粋)
- 2-3-(15)-2 災害救助法施行細則による救助の程度等
- 2-3-(15)-3 災害救助法による被害状況認定基準
- 2-3-(15)-4 被害の分類認定基準
- 2-3-(15)-5 神奈川県被害状況等の収集・報告内容及び報告系統図
- 2-3-(15)-6 【様式1】人的・建物被害等(災害発生・被害中間)報告
- 2-3-(15)-7 【様式2】公共施設等被害(災害発生・被害中間)報告
- 2-3-(15)-8 【様式3】確定報告
- 2-3-(15)-9 【様式4】避難所・医療救護所開設状況(速報・中間)報告

第16節 災害救援ボランティア活動への支援（一般ボランティア）

大規模な災害時には、ボランティアによる救援活動が必要となります。市は、県災害救援ボランティア支援センターと連携し、災害時のボランティア活動に対する受入体制や支援を講じます。また、非常災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合は、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

なお、一般ボランティアのほか、生活支援についてNPO、社会福祉協議会等も積極的に活用するものとします。

第1項 ボランティアの受入れ

- 1 受入れに際しては、災害の程度、規模及び被害状況を把握し、応援状況を考慮の上決定します。
- 2 受入れの決定後、その程度、場所、期間等について具体的に指示します。

第2項 ボランティア事務局

- 1 ボランティアに係る事務局（ボランティアの受付、管理等の事務全般を行う。以下「ボランティア事務局」という。）は、市及びボランティア団体等が協力して行います。
- 2 市は、ボランティア事務局の円滑な運営のため、ボランティアの横断的な組織作りを支援します。

第3項 活動拠点の設置

- 1 市及び社会福祉協議会は、ボランティアの活動拠点として、厚木市保健福祉センターに災害救援ボランティア支援センターを設置します。
- 2 災害救援ボランティア支援センターの運営については、ボランティア事務局が各対策部及び社会福祉協議会との相互の連携を図り運営します。
- 3 災害救援ボランティア支援センターの運営に係る経費については、市が負担します。

第4項 ボランティアの派遣要請等

ボランティアの派遣要請等については、次のとおり行います。

- 1 ボランティア派遣の要請については、各対策部から、ボランティア事務局へ行います。
- 2 協働安全対策部は、災害対策部に派遣の要請状況等を報告します。

第5項 ボランティアへの活動要請の範囲

ボランティアへの活動要請の範囲については、災害対策本部に対する支援を主とし、次のとおりとします。

- 1 避難所等の運営の援助
- 2 救援物資の受入れ、配分、運搬等
- 3 給水、給食活動の援助
- 4 その他救援に必要な活動

第6項 ボランティア活動の支援

ボランティア活動を円滑にするため、市は次の支援を行います。

- 1) ボランティア活動に必要な資機材等の提供
- 2 厚木市災害救援ボランティア補償制度
- 3 必要な情報の正確かつ迅速な提供
- 4 その他

第7項 ボランティアの活動期間

ボランティアの受け入れ及び派遣の期間は、災害の状況に応じて、調整により定めます。

第8項 市内5大学との連携

市は、「災害時における厚木市と神奈川工科大学、松蔭大学、湘北短期大学、東京工芸大学及び東京農業大学農学部との相互協力及び相互支援のための覚書」に基づき、学生の行うボランティア活動について、学生と地域住民が連携して活動できるよう支援します。市内にキャンパスを置く5大学は、ボランティアの募集及びあっせんを積極的に行います。

【資料編】

- 2-3-(16)-1 民間協力者等の状況(速報・中間)報告書
- 2-3-(16)-2 民間協力団体登録カード
- 2-3-(16)-3 民間協力者登録カード
- 2-3-(16)-4 民間協力団体(者)活動報告書(自発的申出者)
- 2-3-(16)-5 災害救援活動参加証明書
- 2-3-(16)-6 賃金台帳
- 2-3-(16)-7 災害時における相互支援に関する協定書
(社会福祉法人厚木市社会福祉協議会)
- 2-3-(16)-8 災害時における協力に関する協定書
(社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会、公益社団法人 厚木青年会議所)

第17節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

第1項 消防活動

1 活動方針

消防対策本部は、厚木市消防震災警備計画に基づき、多数の人命を守ることを最重点とした消防活動を行います。自主防災隊、事業所等及び市民は、自らの生命、財産を守るため、出火防止活動、初期消火活動及び救出、救護活動を行います。

(1) 市民は、協力して可能な限り消火活動及び救出、救護活動を行い、被害の軽減に努めるものとします。

(2) 特に危険物を取り扱う事業所等においては、二次災害の防止に努めるものとします。

2 消防署及び消防団の活動

(1) 消防対策本部長は、消防署、分署及び消防団を指揮し、消防活動を実施するとともに、次の情報を収集し、災害対策本部及び県警察との情報の交換に努めます。

ア 火災の状況

イ 消防車両、消防無線等通信連絡設備及び消防水利等の使用可能状況

ウ 消防車両等の通行不能箇所の状況

(2) 消防対策本部長は、次の事項に留意し、消防活動を指揮します。

ア 二次災害を防止するため、防災行政無線及び広報車等を利用して市民に出火防止や避難の際、電気のブレーカーを落とすこと等を早期に呼び掛けます。

イ 電話や無線が途絶したときは、巡回を行い、火災の早期発見に努め初期鎮圧を図ります。

(3) 消防車両や資機材及び消防水利の状況に基づき、必要に応じて出動部隊の再編成を行い多発火災に対応します。

(4) 救急車両が出動不能な場合は担架等を活用します。また、負傷者等が多数の場合は、自主防災隊や付近住民等の協力を得ながら、重傷者を優先して医療機関等へ搬送します。

(5) 災害対策基本法の通行禁止区域等における消防用緊急車両の円滑な通行のため、警察官が不在の場合には、物件等の移動等、措置命令を行い、又は強制措置をとります。

(6) 現場における活動の基本は、次のとおりとします。

ア 避難場所、医療機関及び避難路等の救援活動の拠点施設並びに応急対策の拠点施設や消防効果の大きい火災の防御を優先します。

イ 火災の様相により消防隊個々の防御では効果がないと判断した場合は、部隊を集結させて防御に当たるとともに、必要に応じて消防相互応援協定に基づく応援を要請します。

ウ 火災及び火災以外の災害が同時に発生した場合は、救助事象に配慮して火災防御に努めます。

エ 火災件数が少ない場合は、集中的な消防活動を行います。

オ 多数の火災が発生し、市民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等を図り、市民の安全確保を最優先します。

カ 工場及び危険物製造所等からの危険物が漏れて災害が拡大し、又はそのおそれがある場

合は、部隊を集結させて防御に当たるとともに、適切な防御線を決定し、火災警戒区域及び消防警戒区域の設定等を実施して安全措置を講じます。

3 事業所の活動

(1) 火災予防措置

火の元、LPGガス（液化石油ガス）、都市ガス、高圧ガス、石油類、電気等の供給の遮断確認及びガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じます。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防組織等による初期消火及び延焼防止活動を行います。

イ 必要に応じて従業員及び顧客等の避難誘導を行います。

ウ 延焼防止が不可能な場合は、消防機関に対して、可能な手段により直ちに通報します。

(3) 災害拡大防止の措置

都市ガス、高圧ガス、石油類、火薬類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがある場合は、次の措置を講じます。

ア 周辺地域の市民に対して、避難行動等に必要な情報を伝達します。

イ 県警察又は最寄りの防災機関に対して、可能な手段により直ちに通報します。

ウ 立入禁止等の必要な措置を講じます。

4 自主防災隊の活動

(1) 各家庭等におけるガス栓及びLPGガス容器のバルブを閉止すること、電気のブレーカーを落とす等の呼び掛けを実施します。

(2) 火災が発生したときは、街頭消火器等を活用して初期消火活動に努めます。

(3) 災害の状況を地区市民センターに連絡します。

(4) 災害時要配慮者の避難活動を支援するとともに、状況に応じた救助活動を行います。

(5) 消防隊（消防又は消防団）が到着した際には、その指揮に従います。

5 市民の活動

(1) 火気などの消火等

使用中の火を消し、又は電気のブレーカーを落とすとともに、都市ガスはメーターコック、LPGガス（液化石油ガス）はボンベのバルブ及び石油類のタンクは元栓をそれぞれ閉止します。

(2) 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器やくみ置き水等で消火活動を行います。

第2項 救助活動

1 市

(1) 消防対策本部長は、消防団、県警察及び自主防災隊等と連携して被災者の救助活動を行います。

(2) 消防対策本部長は、救助活動に必要な人員及び資機材等を勘案し、救助活動が困難と認めた場合は、消防相互応援協定及び緊急消防援助隊の応援を要請します。また、必要に応

じて民間団体の協力を求めるものとします。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

2 県警察

県警察は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、市及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施します。

3 自主防災隊及び事業所等

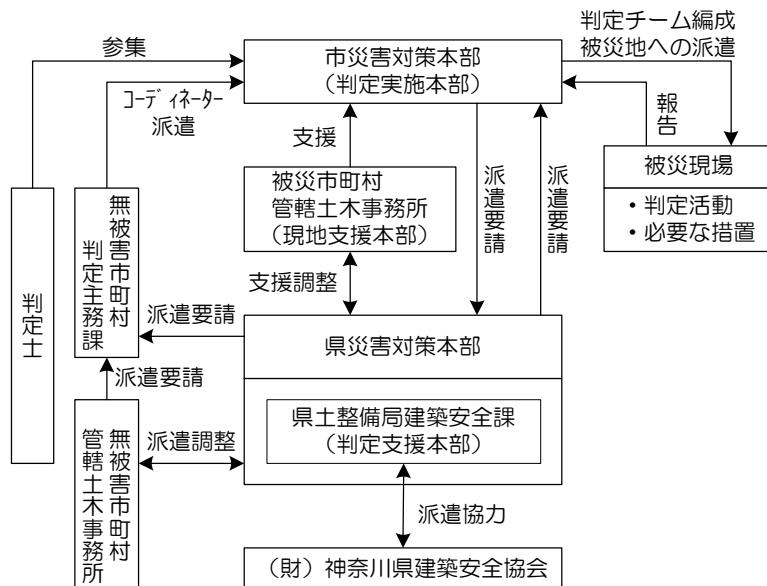
自主防災隊及び事業所等の自衛消防隊組織は、次により自主的な救助活動を行います。

- (1) 組織の管轄区域内の被害状況を調べ、被災者等の早期発見に努めます。
- (2) 救助活動用資機材等を活用し、組織的な救助活動に努めます。
- (3) 自主的な救助活動が困難な場合は、市、消防機関及び県警察等と連絡し、早期救出を図ります。
- (4) 救出活動を行う場合は、可能な限り市、消防機関及び県警察と連絡をとり、その指示を受けるものとします。

第3項 危険度判定

市は、災害発生後の二次災害を防止し市民の安全を確保するため、被災建物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定を実施します。

＜応急危険度・被災宅地危険度判定活動体系図＞



第4章 復旧・復興計画

第1節 災害復旧計画

災害復旧は、災害発生後、被災した各施設の原状復旧に合わせ、再度被害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急活動計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画します。災害復旧・復興に当たっては、公共事業などから暴力団の排除に努めます。

なお、本計画は、おおむね次の事業について計画します。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (2) 林業施設災害復旧事業計画
 - (3) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他の災害復旧事業計画

第1項 公共施設の復旧

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報、測量図面、情報図面等の各種データの整備保存及びバックアップ体制の整備を行います。

また、公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めます。

第2項 環境への配慮

- 1 市は、環境に配慮し、かつ、迅速な災害廃棄物の処理体制の整備を進めるため、仮置場・最終処分適地、中間処理能力と人材等の確保策を検討し、収集・運搬から再利用・最終処分までの機能的なシステムの確立に向け取り組みます。また、作業に当たっては、アスベスト対策等、建物解体時の環境保全に努めます。
- 2 市は、復興に際し、都市防災やエネルギー利用などを見直し、自然と調和したまちづくりに努めます。

第3項 市民参加と復旧

市の被災の状況、地域の特性、関係公共施設の管理者の考え方等に関して、市民の意見を踏まえ、迅速な原状復旧か、災害に強い都市づくりを目指す計画的復旧かを検討し、復旧・復興の基本的な方向性を早期に決定できるよう、市は、人的、技術的支援を行うとともに、財政的な援助を国と協調して進めます。被災施設の復旧に当たっては、可能な限り改良復旧に努めます。

第4項 事前対策の実施

災害復旧計画の策定に当たっては、「神奈川県震災復興対策マニュアル」に沿って行うものとし、円滑な復旧のために、各種データの整理及び保存に努めるとともに、市街地の復旧・復興の方向や方針を決定する判断基準を事前に検討します。

さらに、復興期において高齢者や障がい者等の災害時要配慮者に対して適切にサービスが実施できるよう、事前に、要配慮者利用施設等の管理者や関係機関との情報の収集・提供に関する連携システムを強化します。

第2節 復興体制の整備

大震災後、迅速かつ的確に震災復興対策を実施するため、震災復興体制を整備します。

第1項 復興計画策定に係る庁内組織の設置

市は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部）を庁内に設置するとともに、当該本部内における復興計画の策定を進める担当部等において、復興計画作成方針の検討、復興検討に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部等間の調整を行います。

第2項 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び震災復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になりますが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。

このため、特に人材を必要とする部門については、関係部等と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、臨時職員等の雇用を行います。

1 派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、九都県市災害時相互応援に関する協定、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づき、職員の派遣又はあっせんの要請を行い、職員を受け入れます。

2 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法律的な問題など、様々な問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予測されます。そこで、こうした問題解決のため、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士等の専門家に支援を要請し、支援を受け入れます。

第3節 復興対策の実施

市は、復興対策の実施に当たって、災害防止の視点だけでなく、より快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施します。その際、まちづくりは、現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念の下、計画策定段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めるよう努めるとともに、要配慮者等の多様な主体の意見が反映されるよう、環境整備に努めます。

復興対策を迅速かつ的確に行うためには、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を実施します。

第1項 復興に関する調査

本計画第2部第3章の「応急活動計画」において、発災時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めていますが、さらに、詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本的な方向性の決定、応急住宅対策、生活再建支援など、復興対策及び復興対策に関わる応急対策を迅速かつ的確に行うため、復興に関する調査を行います。

なお、復旧・復興調査に当たっては、土地にコンクリート杭や金属鉢などの埋標の確認に留意するものとします。

1 建築物の被災状況に関する調査

市は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況調査を行い、その結果を整理して県に報告します。

また、個々の被災者の被害の状況や、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を、一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な支援の実施に努めます。

県は、市が行う調査に対し、職員の派遣を行うとともに、必要に応じて国や他の自治体等の協力を得ながら、派遣要請等を行います。

2 都市基盤復興に係る調査

(1) 公園・緑地等の被災状況調査

市は、広域避難地や応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被災状況を調査します。

(2) その他都市基盤復興に係る調査

市は、下水道施設等の被害状況や、災害廃棄物の状況について調査します。

3 応急住宅対策に関する調査

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意思決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行います。

(1) 応急仮設住宅必要戸数の把握

市は、家屋の被害状況調査、建設戸数調査を行い、県に報告します。

県は、市からの報告のほか、「全壊、焼失、半壊建築物数及びデータ」、「避難者数及びその分布」等のデータを活用し、必要とされる応急仮設住宅の戸数、公営住宅の戸数の概要、全壊し、焼失し又は半壊した住宅が数多く存在する地域等を把握します。

4 生活再建支援に係る調査

(1) 罹災証明用住宅被害認定調査

ア 建物被害認定調査に関する事前対策

罹災証明書は、建物の被害調査を基に認定された被災の度合いを示すもので、各種の被災者救援施策の受給資格を決定する根拠となります。市は、建物被害認定調査の漏れや認定結果の変更などによる混乱が生じないよう、事前に被害の認定基準の周知、調査要員の教育の徹底などを行います。

イ 建物被害認定調査の実施

市は、災害見舞金等を支給するために必要な罹災証明書を発行するため、「全壊、焼失、半壊建築物数等及びデータ」を基に、罹災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行います。

また、罹災証明書で認定する被害の程度によって、罹災者に対する支援措置が異なるため、認定結果に対する罹災者の理解を得られるよう十分な説明を行います。理解が得られない場合は、被害程度の判定作業を再度行います。なお、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付します。

(2) 震災離職者に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、雇用保険求職者給付の対象となる被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握します。

(3) その他生活再建に係る調査

市は、要配慮者の被害状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、要配慮者利用施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査します。

5 地域経済復興支援に係る調査

市は、被災地全体の概要の把握に努めますが、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

(1) 事業所等の被害調査

市は、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業等の被害について調査を行います。

(2) 地域経済影響調査

市は、産業基盤施設の被害状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握します。

6 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたるため、その進捗状況は地域によって異なります、そこで、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正します。

第2項 復興計画の策定

市は、大規模地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は、高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業と調整しつつ、計画的に復興を推進していくため、復興計画を策定します。

復興計画を策定する際には、復興の基本方針の策定、分野別復興計画の策定及び復興計画の策定という3つのステップを経て行います。

また、市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（国・関係機関との連携、広域調整）を行います。

なお、復興計画の策定に際しては、地域のコミュニティが被災者の「こころの健康」の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとします。

1 復興の基本方針の策定

(1) 復興理念と基本目標の設定

市民、事業者及び市が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わる全ての人が地域都市のあるべき姿を共有することが必要となります。そこで、復興の目標となる復興理念（スローガン）及び基本目標を設定します。

(2) 地域全体の合意形成

復興は、地域が一体となって行う必要があることから、復興計画を策定していく過程において、地域全体の合意形成に努めます。

2 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な被害が生じた場合、被災地の再建に当たっては、市街地整備のみならず、産業復興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があります。このため、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定します。また、計画の策定に当たっては、各計画間の整合を図ります。

3 復興計画の策定

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基本的な条件づくりが必要とされることから、これらの基本的な課題を解決するための復興計画を策定します。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示します。

復興計画に規定する具体的な事項は、次のとおりです。

(1) 復興に関する基本理念

(2) 復興の基本目標

(3) 復興の方向性

(4) 復興の目標年

(5) 復興計画の対象地域

(6) 個々の復興施策の体系（被災市街地、都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計

画、地域経済復興支援計画等)

- (7) 復興施策や復興事業の推進方策
- (8) 復興施策や復興事業の優先順位

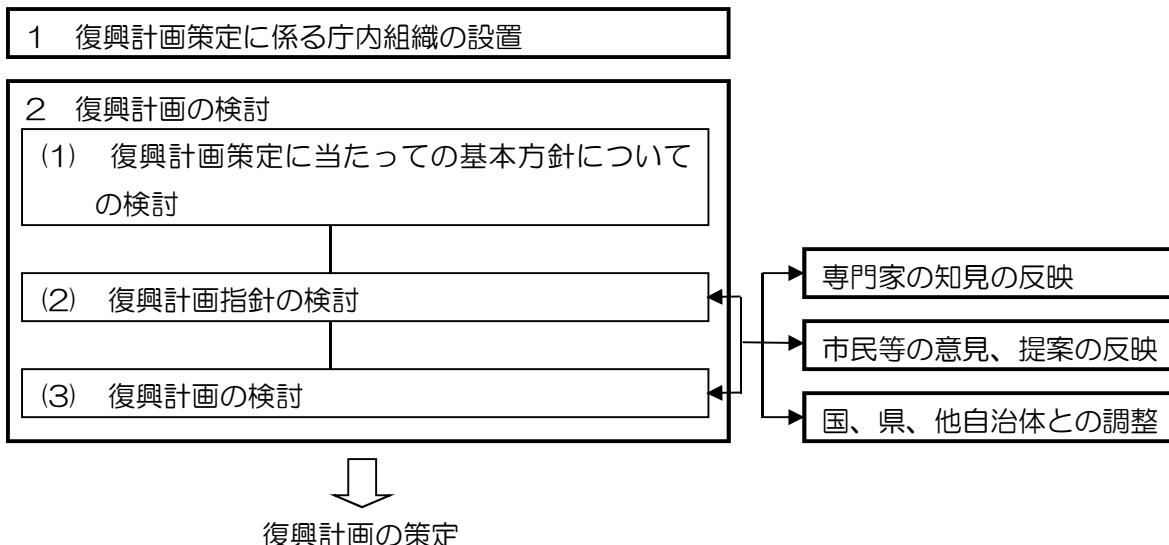
4 復興計画策定のプロセス

- (1) 復興計画の策定に当たっては、復興に関する事務等を行う組織(震災復興本部)の長は、震災復興専門委員会(仮称)を招集し、復興計画の理念等を諮問します。その後、震災復興専門委員会(仮称)の答申を踏まえ復興計画策定方針を策定し、関係局において案を作成します。
- (2) 震災復興本部長は、震災復興本部会議の審議を経て、復興計画及び分野別復興計画を決定し、公表します。

5 復興計画の公表

市民と市が協働・連携して復興対策を推進するため、インターネット、広報等により復興施策を具体的に公表します。

＜復興計画策定のフロー＞



第3項 復興財源の確保

1 財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急事業・復旧事業及び復興事業に係る財政需要見込みを算定します。また、財政需要見込みに基づき、対策の優先度や需要度に応じて適切な対応が図られるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行うこととします。

2 財源確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政基金(大規模災害対応分)の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置など、十分な支援を国へ要望していきます。

3 厚木市災害対策基金の活用

市で大規模な災害が発生した場合に「厚木市災害対策基金」を活用します。

第4項 市街地復興

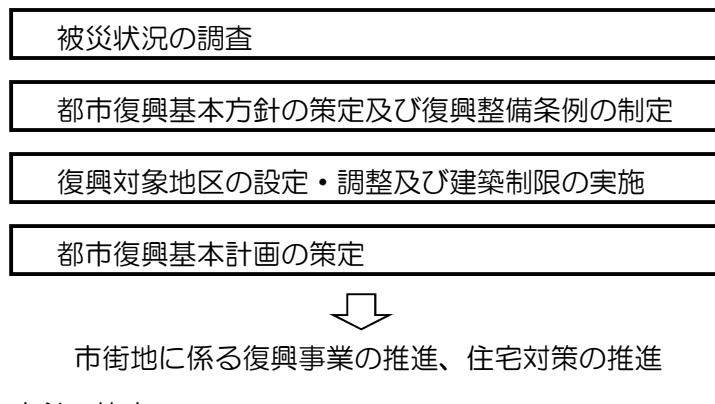
被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がりていくことが必要となります。

市街地復興の決定に当たっては、まず、被災地区の被害状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、関係者の意向等を基に迅速な復旧を目指し、かつ、災害に強いまちづくりといった中・長期的な計画的市街地復興を検討します。

さらに、市街地復興の基本的な方向性が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図ります。

特に、市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧でなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。

＜市街地復興のフロー＞



1 都市復興基本方針の策定

市は、各地域の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況等を踏まえ、現状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするかを検討して基本方針を策定し、公表します。

2 復興整備条例の制定

市は、都市計画区域外の市街地の無秩序な復興を防止し、都市復興の理念を公にするため、条例を制定します。条例には、市、市民及び事業者の責務、復興対策地区の指定や整備手法等を定めます。

3 復興対象地区の設定

復興整備条例を制定した場合、市は、被災状況調査や既存の都市計画における位置付け、都市基盤整備状況等に基づき、復興対象地区の地区区分を設定します。

4 建築制限の実施

市は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法等に基づき区域を指定し、建築制限を実施します。この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設します。

5 都市復興基本計画の策定、実施事業

市は、市民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など、具体的な復興施策を示す都市復興基本計画を策定します。

また、市は、復興対象地区ごとに、地区復興都市計画を策定します。

6 仮設市街地対策

市は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、市民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティを可能な限り守るため、仮設市街地計画を策定します。

7 住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、市は、被災住宅の応急修理、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給を行います。

また、公営住宅の入居対象外の市民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行います。液状化の被害があった地域では、住宅地の再建を図るため、地盤調査や再建手法の検討を行います。

第5項 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す現状復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備する本格的復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本的な方向性に沿って施策を実施します。

1 被災施設の復旧等

ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者との連携の下、施設の早期復旧に努めます。

2 応急復旧後の本格復旧・復興

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフライン施設の地中化などの耐震性の強化、さらには、建築物や公共施設の耐震、不燃化などを基本目標とします。液状化の被害があった地域では、地盤調査や再建手法の検討を行います。

(1) 道路・交通基盤

市は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すか、耐震性の強化、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うかを検討し、復旧・復興方針を作成します。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討します。

(2) 公園・緑地

市は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法などと調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を策定します。また、都市計画決定されている公園・緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、広域的な防災拠点となる公園を整備します。

(3) ライフライン施設

市は、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努めます。

(4) 災害廃棄物等

市は、安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物等の処理を実施するための方針を策定していきます。

また、倒壊家屋等の解体は、当該家屋等の所有者が行うことを原則としますが、市は、国の補助対象となる場合等については、県及び関係機関と調整の上、解体についての必要な措置を実施します。

第6項 罹災証明書の発行

市長は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付します。

また、罹災証明書の発行に当たっては、平常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制の確保に努め、被災時に遅延なく住家等の被害の程度を調査することとします。1 発行手続

- (1) 被害調査の結果を基に被災者台帳を作成します。
- (2) 罹災証明書は、被災者の申請を受けて、被災者台帳で確認することにより発行します。
- (3) 被災者台帳で確認できないときは、申請者の立証資料に基づき、又は必要な再調査を行い、判断します。

2 証明の範囲

罹災証明書で証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項とします。

- (1) 罹災原因
- (2) 罹災程度

ア 全壊	イ 大規模半壊	ウ 半壊	エ 一部破損
オ 床上浸水	カ 床下浸水	キ その他	

※ 火災による罹災証明書は、消防本部又は消防署において発行します。

- (3) 証明手数料

罹災証明書の発行手数料は、無料とします。

第7項 生活再建支援

被災者の生活復興は、震災前の状況に復元することが第一目標となります。心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合もあります。そこで、新たな生活を再建するためには、市、市民及び民間機関が連携し、協働することが大切です。

1 被災者の経済的再建支援

被災者の生活再建が円滑に進むよう、市は、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等の総合窓口を開設し、更に被災者再建支援金や災害弔慰金、災害見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付け及び罹災を始めとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免を実施します。

(1) 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者の自立的生活再建が速やかに図られるよう、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行います。また、県は、これを受けたて被災者生活再建支援金支給に関する事務を行います。

＜被災者生活再建支援制度の概要＞

1 目的

自然災害により、生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立した生活再建が困難な世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高300万円の被災者生活再建支援金（全都道府県からの被災者生活再建支援法人への拠出金運用益と国からの補助金を原資とする。）を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものです。

2 適用の要件

対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県
- (4) (1) 又は (2) の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）
- (5) (1)～(3) の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

3 対象となる被災世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住困難な世帯（大規模半壊世帯）

4 支給額

支給額は、下記の2つの支援金の合計額となる
(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2 (1) に該当)	解体 (2 (2) に該当)	長期避難 (2 (3) に該当)	大規模半壊 (2 (4) に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は合計で200(又は100)万円

5 支援金の支給申請

(申請窓口)	厚木市
(申請時の添付書面)	(1) 基礎支援金：罹災証明書、住民票等 (2) 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等
(申請期間)	(1) 基礎支援金：災害発生日から13月以内 (2) 加算支援金：災害発生日から37月以内

6 支援金の支給に係る事務手続き

- (1) 市町村は、被害認定、支援金の支給申請に係る窓口業務等を行い、県はこれらを取りまとめ、被災者生活再建支援法人へ送付します。
- (2) 県は、発生した災害が災害救助法施行令第1条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又はその可能性があると認められる場合には、必要な事項について市町村からの報告を取りまとめの上、速やかに国及び同法人宛てに報告を行います。
- (3) 県は、市区町村からの報告を精査した結果、発生した災害が災害救助法施行令第1条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、必要な事項について速やかに国及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示を行います。

(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給等

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、一定規模以上の地震災害により死亡した市民の遺族に対しては災害弔慰金の支給を、一定規模以上の地震災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対しては災害障害見舞金の支給を、一定規模以上の地震災害により被害を受けた世帯の世帯主に対しては災害援護資金の貸付けを行います。

ア 災害弔慰金の支給（厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条）

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第1条に規定する災害により死亡した市民の遺族に対し支給します。

区分	支給額
死亡した者が主として生計を維持していた場合	500万円
その他の場合	250万円

※ ただし、死亡者がその死亡に関わる災害に關し、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除した額とする。

イ 災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給等に関する条例第9条）

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条に規定する災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に、災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害がある市民に対し支給します。

区分	支給額
当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時、世帯の生計を主として維持していた場合	250万円
その他の場合	125万円

ウ 災害援護資金の貸付（厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例第12条）

災害弔慰金の支給等に関する法律第10条に規定する災害により、同条に規定する被害を受けた世帯で、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第4条の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、同令第5条で定める額に満たない世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するための貸付を行います。

災害による世帯の種類及び程度		支給額
療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷の場合	家財についての被害金額が、その家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）がない場合及び住居の損害がない場合	150万円
	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
	住居が半壊した場合（被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	270万円 (350万円)
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主の負傷がない場合	家財の損害がありかつ、住居の損害がない場合	150万円
	住居が半壊した場合（被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	170万円 (250万円)
	住居が全壊した場合（被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	250万円 (350万円)
	住居の全体が滅失した場合	350万円

エ 厚木市災害見舞金の給付

市は、災害救助法及び厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例に定める災害に該当しない火災、地震、風水害その他の自然災害により災害を受けた被災者に対し、厚木市災害見舞金給付要綱に基づき、見舞金の給付を行います。

オ 厚木市自然災害援護資金の給付

災害救助法及び厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例に定める災害に該当しない地震、風水害その他の自然災害により災害を受けた被災者に対し、厚木市自然災害援護資金給付要綱に基づき、住家の改築又は修繕を行う被災者に援護資金の給付を行います。

カ 生活福祉資金の貸付け

社会福祉協議会は、市内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金の貸付けを行います。申込手続、貸付の限度額や利子等の制度の問合せは厚木市社会福祉協議会が行っています。

(3) 義援金・義援物資の受入れ及び配分

市は、義援金や義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、受付窓口を設置し、義援金・義援物資の募集及び受付を実施します。

なお、義援物資については、行政や企業等の団体からのみ受け付けるものとし、原則とし

て、個人からは現金（義援金）のみを受け付けるものとします。

ア 義援物資

市は、関係機関等の協力を得ながら、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。また、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知を図るものとします。

イ 義援金

県、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等により組織される義援金の募集、配分に関する委員会において、義援金の適切な受入れ、配分を行います。

(4) 生活保護

市は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予測されるので、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行います。また、被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を提供して要保護者の把握に努めます。

(5) 税の減免等

市は、被災者の生活再建を支援するため、市県民税、軽自動車税、固定資産税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討します。

(6) 社会保険関連

市は、国民健康保険、介護保険などの社会保険関連の特例措置を実施します。

(7) 住宅復興資金の貸付け

災害により住宅に被害を受け、自力で住宅の再建・取得をする被災者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構は災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金や補修資金の貸付けを行います。市は、融資適用災害に該当するときは、融資希望家屋の被害調査及び被害認定を早期に実施するとともに、借入れ手続き等の指導を行い、災害復興資金の借入れの促進を図ります。

(8) 雇用・就業機会の創出

市は、県の支援を得ながら、緊急雇用の創出など、被災者を対象とした雇用・就業機会の創出に努めます。

2 精神的支援

(1) 被災者の精神的な不調に関する相談及び訪問相談等の実施

市は、県の協力を得ながら、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対して、かながわD P A Tや医師、保健師、精神保健福祉士等がこころの相談に応じるとともに、必要に応じて訪問相談を行います。

(2) 被災者の精神保健活動

市は、県の協力を得ながら、被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に長期的に対応することや、必要に応じて被災した精神障がい者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動を行います。

(3) 被災者の精神保健支援のための地域拠点の設置

市は、県と連携し、被災者のこころのケアに長期的に対応するための地域拠点を設置して地域に根ざした精神保健活動を行います。

(4) 災害時のこころのケア啓発冊子の作成・配布

被災に関わるこころの変化について、被災者、行政関係者、ボランティア等に周知を図るため、既存の冊子や新たに作成した冊子を配布します。

(5) 被災児童・生徒等の心のケア事業

市は、災害時に特に影響を受けやすい児童・生徒に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施します。

(6) 仮設住宅における生活環境の悪化防止

仮設住宅での生活環境の悪化を防ぐために実態調査を行い、必要に応じた対策を行います。

3 要配慮者対策

(1) 要配慮者への支援の実施

市は、高齢者、障がい者、児童等の要配慮者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を実施します。

また、障がい等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続ができないことも考えられるため、そうした方への支援も行います。

(2) 外国人被災者への支援の実施

市は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、仮設住宅、義援金など各種交付金の手続といった被災後の生活情報を、多言語又はやさしい日本語で発信するとともに、外国人の相談窓口を開設し、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続、罹災証明、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じます。

4 医療機関

市は、厚木市立病院の機能回復を早期に行います。

また、県は、地域の医療需要に対応するため、民間医療機関の再建にかかる補助や融資、利子補給等を検討するとともに、市町村の仮設診療所への支援及び県立病院の機能回復を早期に行います。

5 要配慮者利用施設、社会復帰施設等

(1) 地域の福祉需要の把握

市は、要配慮者、介護者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や、既存の福祉サービスの供給能力の低下など、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努めます。

(2) 要配慮者利用施設、社会復帰施設等の再建

市は、要配慮者利用施設、社会復帰施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を実施します。

(3) 福祉サービス体制の整備

市は、被災後の生活環境の変化等による要配慮者利用施設等への入所・通所者の増加に対

応するため、新たな人員、設備の確保や施設の新設、既存施設の増設等を検討します。

6 生活環境の確保

(1) 食料、飲料水の確保

市は、水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用します。この場合、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、水道施設の復旧の支援を行います。また、食料についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。

(2) 公衆浴場等の情報提供

市は、公衆浴場や理髪・美容店の営業所を把握し、情報提供を行います。

7 教育の再建

(1) 学校施設の再建、授業の再開

市は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況を把握し、再建復興計画を作成します。また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保します。

(2) 児童、生徒への支援

市は、児童、生徒の心的影響、経済的影响、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続についても弾力的に取り扱います。

8 社会教育施設、文化財等

市は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定します。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進します。

9 ボランティア活動支援

市は、物的、経済的支援のほか、市民一人一人が自らの再建に向けて取り組むため、ボランティアに対して必要な情報を提供します。

10 情報提供

市は、行政が行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、ホームページや広報等を通じて提供します。また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

第8項 地域経済復興支援

地域経済は、そこに住む市民にとって、雇用、収入その他の生活環境の確保の面において密接に係つくるもので、被災した市民の生活再建にも大きな影響を与えます。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税収を維持できれば、自治体の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するには、被災前にいた地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、市民の生活、住宅、市街地の復興などとの関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められます。

特に、市が行うべき地域経済復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等が挙げられます。

1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

(1) 産業復興方針の策定

市は、県、関係団体等と協力し、被災した事業者等が速やかに事業を再開し、継続できるよう、既存の計画を尊重しながら、被災状況に応じ、県内産業が進むべき方向を中心・長期的な視点から示した新たな産業復興方針を策定します。

(2) 相談・指導体制の整備

市は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備します。相談に当たっては、商工会議所など各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用するなど、総合的な支援を行います。

(3) 商談会、イベント等の活用

市は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、観光フェアやイベントの活用等により、観光や地場産業のPRを行い、観光客やコンベンションの誘致を目指します。

2 金融・税制面での支援

(1) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還に支障を来すことが予測されるため、市は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和など特例措置を要請します。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、償還期限の延長など特別な取扱いを行うよう要請します。

(2) 既存融資制度等の活用の促進

市は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図ります。

(3) 金融機関の資金の円滑化を図るための支援の実施

市は、震災復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不足することが想定されるため、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。

(4) 新たな融資制度の検討

市は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資など新たな融資制度について検討します。

(5) 金融制度、金融特別措置の周知

市は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成し配布します。

(6) 税の減免等

市は、災害の状況に応じて、市県民税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討します。

3 事業の場の確保

(1) 仮設賃貸店舗の建設

市は、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見を基に、店舗の被災（倒壊、焼失など）により、事業展開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討します。

(2) 共同仮設工場、店舗の建設支援

市は、倒壊又は焼失等の被害を受けた事業組合等が自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集団化事業の一環として、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談、指導を行います。

(3) 工場・店舗の再建支援

市は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談、指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。

(4) 民間賃貸工場・店舗の情報提供

市は、業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に端付するとともに、ホームページ等を活用して情報提供を行います。

(5) 発注の開拓

市は、取引企業の被災や交通事情の悪化等により、被災していない事業所（特に中小企業）の経営状況が悪化することが予測されるため、被害状況や団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を行います。

(6) 物流ルートに関する情報提供

市は、長期にわたる道路等の利用制限により原材料の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害及び復旧の状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

4 農林水産業者に対する支援

(1) 災害復旧事業等の実施

市は、被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農林水産施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行います。

(2) 既存制度活用の促進

市は、被災した農林水産業者が速やかに生産等を再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の主旨や内容を周知し、活用を促進します。

(3) 物流ルートに関する情報提供

市は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

(4) 農業施設の復旧

市は、水路、液状化した農業集落排水管路の復旧を行います。

【資料編】

- 2-4-(3)-1 厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 2-4-(3)-2 厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
- 2-4-(3)-3 厚木市災害見舞金給付要綱
- 2-4-(3)-4 厚木市自然災害援護資金給付要綱
- 2-4-(3)-5 局地激甚災害指定基準
- 2-4-(3)-6 罷災証明請求書
- 2-4-(3)-7 罷災証明書
- 2-4-(3)-8 災害時における復旧支援協力に関する協定

(公益社団法人日本下水道管路管理業協会)

- 2-4-(3)-9 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書(神奈川県土地家屋調査士会)

第4節 災害記録の保存

市は、災害の教訓を後世に引き継ぐため、市民からの聞き取り調査、写真や映像等の収集を行い、災害の調査研究を行うとともに、可能な限り調査結果をホームページ等で閲覧できるようにするなど、広く情報発信を行っていきます。

第5章 東海地震に関する事前対策計画

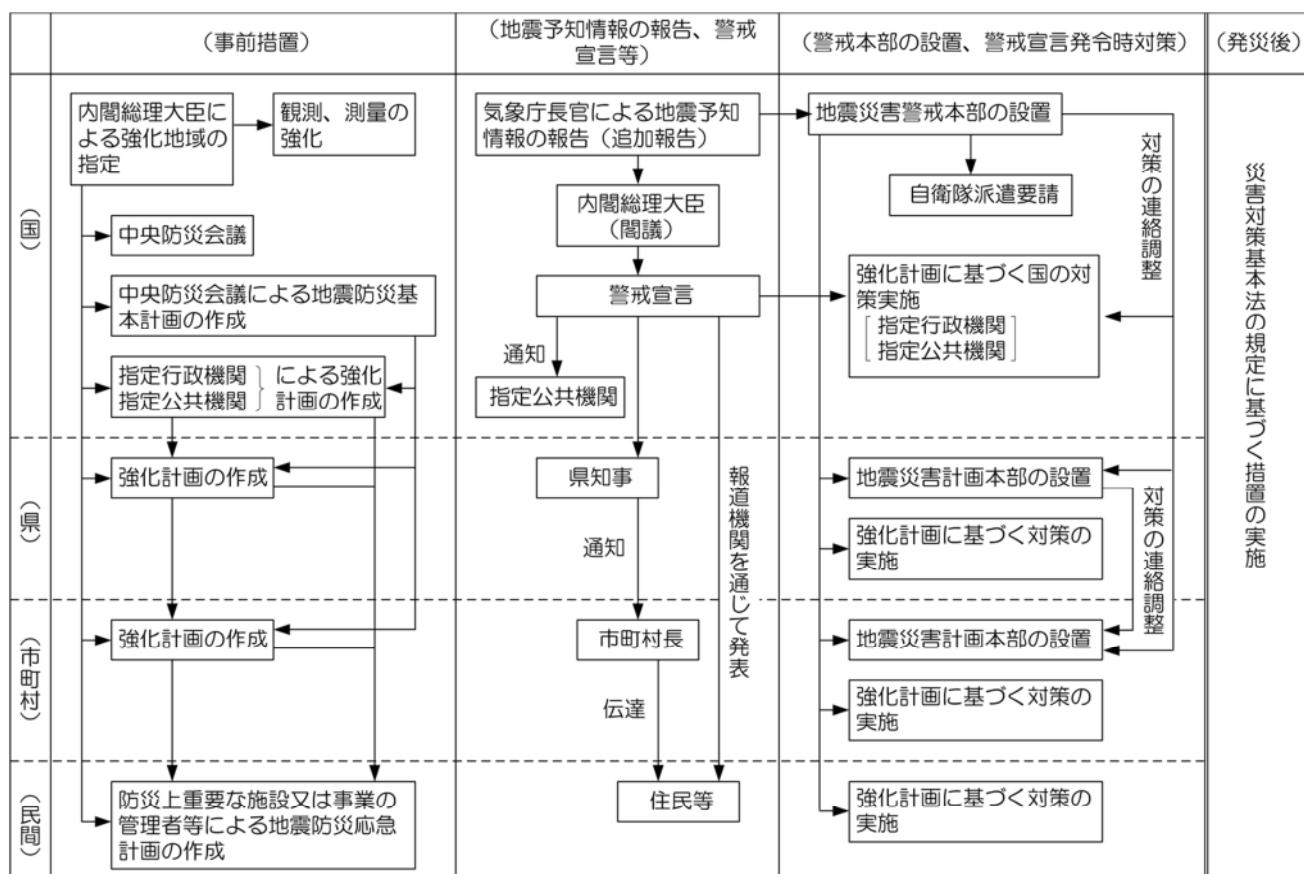
第1節 計画の目的

第1項 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域について、東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下「東海地震に関する情報」という。）の発表及び警戒宣言が発せられた時から地震発生までの間における事前応急対策を定め、地震防災体制の推進を図ることを目的とします。

第2項 東海地震に関する事前対策の体系

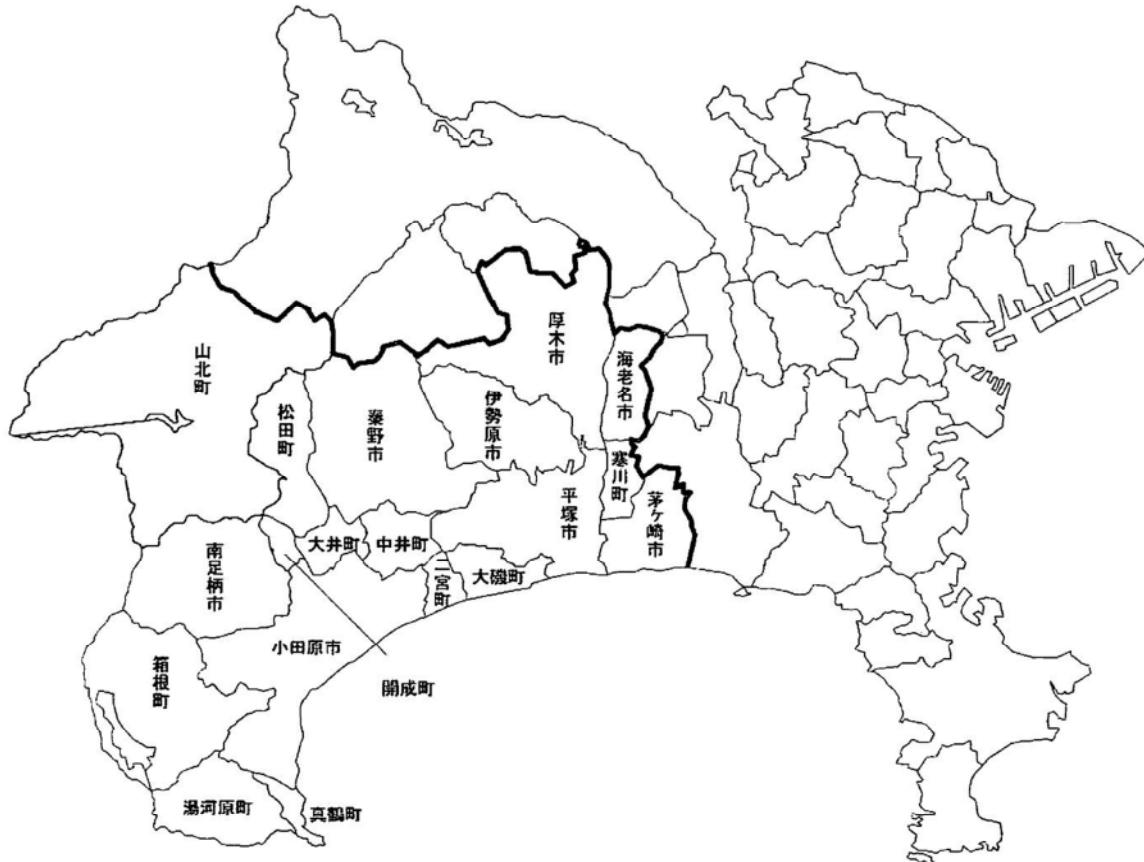
東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりです。



第3項 地震防災対策強化地域

大震法第3条の規定に基づき、地震防災対策強化地域に指定（昭和54年8月7日）されています。

＜地震防災対策強化地域指定市町（8市11町）＞



第2節 予防対策

第1項 市の対策

警戒宣言発令時等における体制を、防災訓練や防災教育を通して市民に周知するとともに、避難計画の整備や防災体制の拡充などに努めます。

また、避難所、避難路、消防用設備を始め、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設など、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震対策緊急整備事業計画において年次計画を定め、その整備推進を図ります。

第2項 学校、病院等不特定多数の者が出入りする施設の対策

市立小・中学校は、東海地震注意情報の発表時や警戒宣言の発令時及び災害時における児童・生徒の安全確保を図るため、各学校において作成している防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難・誘導・保護計画を定め、学校及び教職員の果たすべき役割の明確化を図ります。

また、病院、映画館、デパートなど不特定多数の者が出入りする施設、大規模な工場や事業所、危険物の製造、電気・ガス・水道などの施設、鉄道事業等については、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられた場合の災害防止と社会的混乱を避けるため、それぞれの施設管理者等が地震防災応急計画を作成します。

第3項 東海地震に関連する情報の知識の普及

東海地震の切迫性や東海地震に係る防災意識の普及、啓発に努めるとともに、警戒宣言が発せられた場合等に市民等が的確な判断に基づいて行動ができるよう、次のような防災知識の普及啓発に努めます。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容、予想される震度等に関する知識
- (4) 東海地震に関連する情報が出された場合、又は地震発生時にとるべき行動
- (5) その他正確な情報の入手方法、崖崩れ等の危険地域、避難場所、備蓄や家具の転倒防止対策、住宅の耐震診断・耐震補強等

第4項 防災総合訓練

東海地震に関連する情報の伝達や警戒宣言発令前からの準備体制、警戒宣言発令時及び大規模地震が発生した場合を想定し、市、防災関係機関及び自主防災隊が一体となり、通信、避難、救助、消防、警備、ライフライン復旧及び災害対策本部の運営訓練等各種訓練を総合的に実施します。

第3節 警戒宣言発令時等対策

市は、警戒宣言が発令されたときから地震が発生し、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒宣言発令時対策を実施します。

また、警戒宣言が発令された場合には、東海地震の発生後に災害応援協定に基づいた応援を円滑に行うため、情報の共有を図りながら必要な対応を相互にとります。

なお、警戒宣言発令時対策の実施に際しては、市民の日常生活への影響や地域社会の経済的影響及び高齢者、障がい者等災害時要配慮者への配慮に努めます。

第1項 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応

市は、南海トラフ地震に関連する情報の区分に応じ、速やかに必要な対策が行えるよう、次の体制をとります。

情報の種類	情報の発表条件
南海トラフ地震に関連する調査情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none">● 南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合● 観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合● 観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではないと評価された場合
南海トラフ地震に関する情報（定例）	<ul style="list-style-type: none">● 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※ 東海地震に関する情報の停止に伴い、現行の法律に基づく警戒宣言は出されないことになります。暫定的な処置として「南海トラフ地震に関連する情報(平成 29 年 11 月)」(気象庁)が運用開始となりました。

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合の対応

市は、気象庁から東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い人員を増員し、災害対策連絡会を設置します。

また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められ、安心情報である旨を明記した本情報が発表された場合には、災害対策連絡会を解散します。

なお、東海地震注意情報が発表された場合、その業務は災害対策本部に引き継がれるものとします。

(1) 災害対策連絡会議の構成

災害対策連絡会議は、市長、副市長、教育長及び関係部等長で構成します。

(2) 災害対策連絡会議の協議事項

東海地震に関連する情報を収集し、関係機関へ連絡するとともに、市民へ東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたことを広報します。

(3) 市職員の動員

あらかじめ定めている配備編成計画に基づき指定されている職員が参集します。

2 東海地震注意情報が発表された場合の対応

気象庁から東海地震注意情報が発表された場合、市は警戒宣言発令時の事前の準備行動を実施するため、災害対策本部を設置します。

また、災害対策本部長（市長）は、情報の解除に係る情報が発表された場合、災害対策本部を解散します。

なお、大震法第9条の規定による警戒宣言が発せられた場合も同様としますが、その業務は地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）に引き継がれるものとします。

第2項 警戒宣言が発せられた場合の対応

1 警戒本部の設置等

(1) 警戒本部の設置基準

警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するため、大震法第16条に基づき警戒本部を設置します。

また、警戒本部長（市長）は、警戒解除宣言が発せられた場合、警戒本部を解散します。

(2) 警戒本部の設置場所

警戒本部は、特別の場合を除き、市本庁舎4階大会議室に設置します。

(3) 配備体制

市職員の動員・配備基準については、次のとおりとします。

＜市職員の動員・配備基準＞

	事前配備	1号配備 (警戒体制)	3号配備 (非常体制)
地震災害警戒本部等の設置	災害対策連絡会の設置	災害対策本部の設置	警戒本部の設置
配備基準	「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されたとき。	「東海地震注意情報」が発表されたとき。 ※ほぼ同時に東海地震予知情報の発表	「警戒宣言」が発令されたとき。
配備内容	東海地震に関連する情報の収集・伝達を主体とする体制	警戒宣言時の事前の準備行動を主体とする体制	総力を挙げて地震発生までの事前の防災措置を実施する体制

(4) 市職員の動員

- ア 警戒本部長の命により各本部員が動員を指令します。各部長は、動員の状況を本部長に常に報告します。
- イ 動員について各部に調整の必要があるときは、警戒本部長が行います。
- ウ 職員は、東海地震予知情報が発表されたことを覚知したときは、直ちに登庁します。

第3項 警戒宣言前の準備行動

東海地震注意情報が発表され、事前の準備行動を行う必要があると認められた場合は、国は、その旨を公表します。その場合、市は、救急・救助・消火部隊等の受入れ・派遣準備や物資の点検、児童・生徒の帰宅、旅行の自粛など、必要な準備行動等を行います。

なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合、国は、準備体制の解除を発表します。その場合、市は、準備行動を終了します。

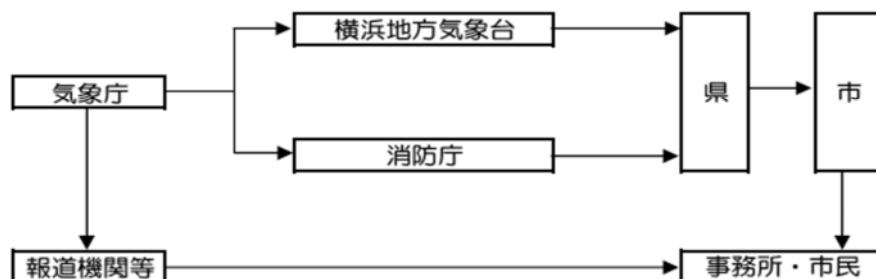
第4項 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達

1 東海地震に関連する情報の伝達

東海地域の観測データに異常が発見され、東海地震に関連する情報が発表された場合、気象庁から消防庁及び横浜地方気象台を通じてその情報が県に伝達されます。

県は、東海地震に関連する情報の伝達を受けた場合、県防災行政通信網により、速やかに市町村に伝達します。

〈東海地震に関連する情報の伝達〉

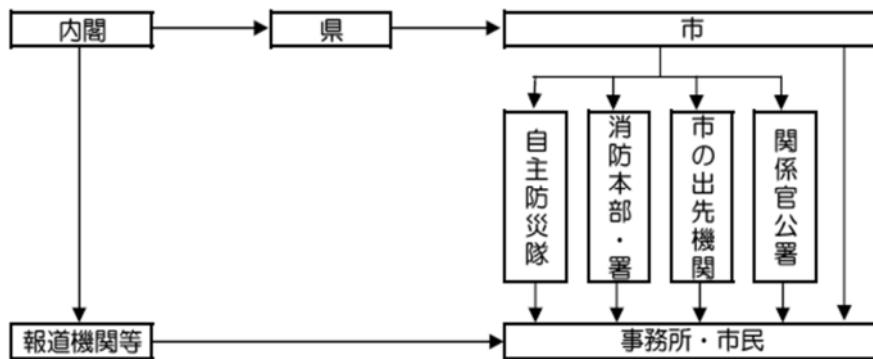


2 警戒宣言の伝達

気象庁長官から地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認められた場合、内閣総理大臣は警戒宣言を発します。警戒宣言は、報道機関を通じて広報されるとともに、消防庁から県に伝達されます。

県は、消防庁から警戒宣言発令の伝達を受けた場合、県防災行政通信網により、速やかに各市町村に伝達します。

<警戒宣言の伝達>



第5項 地震発生までの事前防災措置

市は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表又は警戒宣言が発せられた場合、地震発生に備えて事前の防災措置を実施することになりますが、それに伴い、徐々に社会的混乱が発生し始め、特に警戒宣言発令後は、帰宅を急ごうとする人による駅や道路での混乱、電話の異常ふくそう等の発生が考えられます。これらに対処するため、市は、次の事項に留意して、迅速かつ、的確な広報活動を実施します。

また、災害時要配慮者等の情報伝達など特に配慮を要する者に対しては、外国語による表示、冊子、防災行政無線放送のほか、広報紙、広報車、懸垂幕など様々な手段を活用するよう努めます。

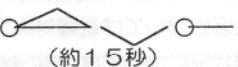
なお、市民等に対する東海地震に関する情報の広報に関しては、具体的にとるべき行動を併せて示すとともに、状況に応じて逐次、平易な表現で、反復継続して行うよう努めます。

1 市民等に対する広報等

(1) 広報内容

市は、市民等に対し、次の事項に留意した広報を実施します。

- ア 冷静な行動をとること。
 - イ 不要な火気の始末をすること。
 - ウ 家具等屋内重量物の転倒防止措置をとること。
 - エ テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。
 - オ 当座の飲料水、食料品等の持ち出しの準備をすること。
 - カ 自動車による移動を自粛すること。
 - キ 避難対象地区として市から指定された地区以外は避難行動を行わず、耐震性が確認された自宅での待機等安全な場所で行動すること。
 - ク 電話の使用は自粛すること。
 - ケ 東海地震に関連する情報の内容
 - コ その他生活関連情報等、市民が必要とする情報
- (2) 広報手段
- ア テレビ、ラジオ
 - イ 防災行政無線、警鐘、サイレン

警 鐘	サイレン
(5 点) ○○○○○　○○○○○	(約45秒)  (約15秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続をします。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用します。	

- ウ 広報車（消防車、パトロールカー含む。）
- エ 自主防災隊等の活用

なお、特に重要な広報はあらかじめ定めた広報例文、広報手段により実施します。

2 駅周辺等の混乱（パニック）防止

市は、駅周辺等における不特定多数の市民の情報の不足による不安や、流言飛語等による混乱（パニック）を防止するため、防災行政無線等による広報を行います。

3 警戒宣言発令時の地震防災対策実施状況の報告

市長は、警戒宣言が発せられた場合に実施する事前避難の実施状況及び地震防災応急対策の実施状況等について県警戒本部に報告します。

4 事前避難対策

（1）事前避難の実施

市長は、警戒宣言が発せられた場合、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により指定された地区（以下「避難対象地区」という。）の市民等に対し、避難の勧告又は指示を行います。

なお、避難の方法は原則徒步としますが、山間地や避難地までの距離が遠く、徒步による避難が困難な場合は、地域の実情に応じて車両による避難も可能とします。

【資料編】

2-1-(4)-1 急傾斜地崩壊危険箇所・指定区域一覧

ア 事前避難措置の実施者は、大震法第 26 条の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行います。

(ア) 市長の措置

市長は、警戒宣言が発せられたときは、直ちに避難対象地区の市民等に対して避難の勧告又は指示を行います。

(イ) 警察官の措置

警察官は、市長が(ア)の措置を講ずるいとまがないとき又は市長から要請があつたときは、直ちに避難対象地区の市民等に対し立退きを指示することができるものとします。

イ 避難の勧告・指示の内容

- (ア) 避難をする理由
- (イ) 避難勧告・指示対象地域
- (ウ) 連絡先とその場所
- (エ) 避難経路
- (オ) 注意事項

ウ 避難措置の周知等

市長は、速やかに県に対して避難の勧告又は指示をした旨を連絡するとともに、避難対象地区の市民等に対してその内容の周知を図ります。

(ア) 避難対象地区市民等への周知徹底

市長は、避難措置を実施したときは、その内容について避難対象地区の市民に対し、防災行政無線、広報車、消防車両や自主防災隊等を通じて周知徹底を図ります。

(イ) 警察等との連絡

市長は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、県警察と相互に連絡を取ります。

(ウ) 避難対象地区市民等の避難行動等

避難の勧告又は指示を受けた市民等は、自主防災隊等の単位で互いに協力しつつ、速やかに避難するとともに、避難生活の運営に努めるものとします。市は、避難した市民等が自主防災隊を中心として円滑に避難生活を運営できるよう必要な支援を行います。

(2) 避難所における措置

ア 市長は、避難者に対し次の措置を講ずるよう努めます。

- (ア) 東海地震予知情報の伝達
- (イ) 警戒宣言発令時対策の実施状況の周知
- (ウ) 飲料水、食料、寝具等の供与
- (エ) 施設の秩序維持
- (オ) その他の避難生活に必要な措置

イ 市長は、避難生活に必要な生活必需物資等の調達・確保の方法及びこれに係る体制を整備します。また、避難者に対して、避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合は、その旨を明示します。

(3) 事前避難体制の確立等

ア 市は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動がとれるよう事前避難体制の確立に努めます。

(ア) 避難に当たっては、警戒宣言が発令された時から地震の発生までは比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図ります。

(イ) 市は、避難対象地区を単位に、あらかじめ把握した高齢者、障がい者、子ども、病人等災害時要配慮者の避難については、自主防災隊等の協力の下、実施します。また、外国人、出張者及び旅行者についても、関係事業者と連携して、避難誘導等適切な対応を実施します。

(ウ) 災害時要配慮者のための屋内での避難生活の運営

避難所で運営する避難生活は、原則として屋外としますが、高齢者、障がい者、子ども、病人等災害時要配慮者の保護のため、総合福祉センター及び「社会福祉施設等への緊急受入れに関する協定」を締結している社会福祉施設等において、避難生活を運営できるものとします。

イ 避難計画の見直し

市は、各種防災施設の状況や被害想定の実施等による検証を通じて、避難計画を見直します。

(4) 災害救助法の適用

事前避難生活の状況に応じ、災害救助法を適用する場合の手続については、第3章第14節の定めにより行います。

5 救急・救助、消火活動対策

市消防本部は、東海地震注意情報が発表され、国から事前の準備行動等を行う旨の公表があった場合又は警戒宣言が発せられた場合、平常時の消防業務（災害活動を除く。）を停止し、又は縮小し、次の事項を重点に必要な措置を講じます。

- (1) 地震に備えての消防部隊の編成強化
- (2) 東海地震予知情報の収集と伝達体制の確立
- (3) 資機材及び救急資機材の確保
- (4) 出火防止、初期消火等の広報の実施
- (5) 施設、事業所等に対し応急計画実施の指示
- (6) 危険物タンクローリーの対応措置の指示
- (7) 迅速な救急救助のための体制確保
- (8) 火災、水災等の防除のための警戒
- (9) その他必要な事項

6 施設、設備等の点検及び緊急にとるべき措置

市は、地震の発生に備え、管理する施設、設備について点検を実施し、必要に応じ緊急の

措置を講じます。

7 警備対策

県警察は、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理した場合又は警戒宣言が発せられた場合、東海地震の発生に係る市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、県警察の総合力を発揮して迅速かつ的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期します。

(1) 警備体制の確立

ア 警備本部の設置

県警察は、東海地震に関する異常現象の観測により、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理した場合又は警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、県警察本部に県警察東海地震警戒警備本部を、厚木警察署に厚木警察署東海地震警戒警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、厚木警察署東海地震警戒警備本部と市地震災害警戒本部とは必要に応じてお互いに要員を派遣し、協力・連携体制を強化します。

イ 警察部隊の編成及び部隊運用

県警察は、別に定めるところにより警察部隊の編成を行うほか、災害の規模及び態様に応じて迅速かつ、的確な部隊運用を行います。

(2) 警戒宣言発令時対策等

東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理した場合又は警戒宣言が発せられた場合に県警察が講すべき措置及び警戒宣言発令時対策については、おおむね次に掲げる事項を基準とします。

ア 情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速かつ、的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため、次の活動を実施します。

- (ア) 市が行う東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達への協力
- (イ) 各種情報の収集
- (ウ) 市地震災害警戒本部及び関係機関等との相互連絡

イ 広報

民心の安定と混乱防止のため、次の事項を重点として広報活動を行います。

- (ア) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する正確な情報
- (イ) 道路交通の状況と交通規制の実施状況
- (ウ) 自動車運転の自粛と自動車運転手のとるべき行動
- (エ) 犯罪の予防等のための市民がとるべき行動
- (オ) 不法事案を防止するための正確な情報
- (カ) その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

ウ 社会秩序の維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等の犯罪を防止するため、県警察は、次の活動により

社会秩序維持に万全を期します。

- (ア) 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防圧
- (イ) 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防、取締り
- (ウ) 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防、取締り
- (エ) 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- (オ) 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒
- (カ) 自主防犯活動等に対する指導

工 施設等の点検及び整備

警察通信施設、警察庁舎及び道路交通施設等について、発災に備え、必要な機能を保持するため、点検及び整備を実施します。

8 交通対策

市は、警戒宣言発令時の交通規制の情報について、あらかじめ情報提供し、不要・不急の旅行等の自粛を要請します。

県警察は、警戒宣言が発せられた場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑化と防災関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸送の円滑化を確保するため、次により交通規制等の交通対策を実施します。

なお、地震応急防災対策の実施状況、道路交通の状況、交通規制に伴う地域住民の日常生活への影響等を総合的に判断して、効果的に実施することとします。

(1) 基本方針

- ア 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制します。
- イ 強化地域内への一般車両流入は極力抑制します。
- ウ 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しません。

工 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能を確保します。

才 緊急交通路に指定する高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、各インターチェンジからの流入を制限します。

(2) 警戒宣言が発せられた場合の交通対策

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱の防止を図り、地震防災応急対策活動が円滑に行われるよう、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や、緊急交通路の確保など必要な規制を実施します。

ア 通行禁止区域及び通行制限区域の設定

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域を中心に通行禁止区域、通行制限区域を定め、同区域の迂回路を指定して、一般車両の通行禁止及び通行制限の交通規制を実施します。

イ 緊急交通路の確保

緊急交通路として指定が想定される道路（指定想定路）54路線の中から、交通の状況に応じて確保します。

(3) 運転者のとるべき行動

ア 走行中の車両は、次の要領により行動することとします。

(ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震に備えて低速走行に移行すると

ともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

- (イ) 車両を置いて避難するときは、可能な限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたまま窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。
- (ウ) 危険物を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

9 緊急輸送対策

(1) 緊急輸送の実施

市は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策及び応急対策の円滑な実施を確保するため、次の要員、物資等の緊急輸送を実施します。

- ア 警戒宣言発令時対策要員
- イ 食料、医薬品、防災資機材等の物資
- ウ その他警戒本部長（市長）が必要と認める人員、物資又は資機材

(2) 緊急輸送道路等の確保

市は、緊急輸送を実施するため、第3章第9節で指定された緊急輸送道路を、関係機関と協力して確保します。

緊急輸送道路の確保に当たっては、道路及び沿道の危険度に留意するとともに、緊急交通路や他の手段も考慮します。

(3) 緊急輸送車両等の確保

ア 市は、地域の現況に即した車両等の調達を行います。

イ 市は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請、調達及びあっせんを依頼します。

10 鉄道等の公共輸送対策

(1) 鉄道

ア 運行方針

警戒宣言発令時には、原則として次の方針により対処します。

なお、警戒宣言発令前までは極力運行を継続します。

- (ア) 強化地域内への進入を禁止します。
- (イ) 強化地域内を運行中の列車は、最寄りの駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車、待機等の措置をとります。ただし、震度6弱未満で、津波等の危険がない地域については、安全性の確保を前提に運行可能とします。

(ウ) 警戒解除宣言が発せられたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を行います。

イ 列車運行措置

小田急電鉄(株)は、原則として最寄りの駅まで安全な速度で運転し、以後の運転を中止します。

ウ 旅客に係る措置

鉄道事業者は、警戒宣言発令時に生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護及び食料等のあっせん並びに市が帰宅困難者、滞留旅客の保護等のために実施する活動との連携体制等の措置についてあらかじめ定め、警戒宣言発令時には運行規制等について情報提供するとともに、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のために必要な対応をとるものとします。

また、不要・不急の旅行等を控えるよう要請します。

11 駅周辺の混乱防止対策

市は、駅周辺の帰宅困難者、滞留旅客の混乱の防止及び保護を行うため、次の帰宅困難者用一時滞在施設を開設します。また、強化地域内の自宅等に徒步で帰宅する者に対し、休憩所、救護所等を開設し、必要な救護活動を実施します。

〈帰宅困難者用一時滞在施設〉

駅名	名称	所在地
本厚木駅周辺	厚木市営東町スポーツセンター	東町2-1
	厚木市シティプラザ(5階、6階)	中町1-1-3
	アミューあつぎ	中町2-12-15
	厚木清南高等学校	岡田1-12-1
	レンブランチホテル厚木	中町2-13-1
愛甲石田駅周辺	日産自動車株式会社テクニカルセンター	岡津古久 560-2
	株式会社アマダ	伊勢原市石田 200

- ※ 一時滞在施設が被災等により開設できない場合等は、ぼうさいの丘公園とします。
- ※ 厚木清南高等学校については、指定避難所等と重複しているため、運用において競合しないように相互に配慮します。

12 児童・生徒保護対策

(1) 東海地震予知情報が発表された場合

市立小・中学校においては、校内災害対策本部を設置し休校措置をとることとし、児童・生徒が登校後の場合は、保護者による引渡し下校とします。

登校途中に防災行政無線等により情報が伝えられた場合は、児童・生徒は自身の安全を確保し、原則として登校した後、保護者による引渡し下校とします。

下校途中の場合は、家までの距離や家人の有無等により、家に帰るか学校に戻るかを判断させます。

校外学習時においては、学校と現地の警戒本部等と連絡を取り合い、即時帰校とするが、交通状況等により帰校が危険と判断される場合は、近隣の学校等安全な場所に避難します。

休日・時間外においては、情報を得た段階で全教職員が参集するものとします。休日・時間外における参集教職員は、再任用職員、臨時の任用職員を含みますが、病弱者、身体不自由者、妊娠中又は育児休業取得中の職員は、原則として除くものとします。

(2) 東海地震注意情報が発表された場合

市立小・中学校においては、予知情報と同様の対応を行います。

登下校途中・校外学習時についても、予知情報と同様の対応を行います。休日・時間外においては、校長・教頭及び連絡調整員（市教育委員会、地区市民センター等と学校施設の状況等について連絡調整に当たる教職員。原則として、校長及び教頭を除く教職員のうち、居住地から学校までの到着時間が早い順に3人選任する。）が情報を得た段階で参集するものとします。

(3) 東海地震に関する調査情報（臨時）発表された場合

通常データと異なる変化が観測された場合、その変化の原因について調査の状況が発表されます。特別な防災対応はなく、平常時の活動を継続しながら情報収集を行います。

13 医療機関、福祉施設対策

(1) 医療機関の対策

医療機関は、速やかに警戒宣言発令時対策を実施することにより、災害発生の防止を図るとともに、医療機能の維持に努めます。

ア 警戒宣言発令時の措置

(ア) 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発せられたことについて、医師等の職員及び外来患者等に対して周知徹底を図ります。

(イ) 院（所）の防災指導

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策を実施します。

(ウ) 入院患者等の安全確保

医療機関の長は、入院患者等の安全確保措置を講じます。

手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講ずるものとし、手術予定については緊急やむを得ない場合を除き延期します。

(エ) 診察

地域医療の確保を図るため、耐震性を有するなど安全性が確保されている病院については診療を継続できるものとします。

(オ) 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保も併せて行います。また、医師を中心とした職員については、あらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、人員確保を図ります。

また、患者等の保護等のため、施設の耐震性を考慮し、他の病院、病棟への搬送又は家族等への引渡しを実施します。

イ 救護班の編成

市は、発災後、第3章第3節で定める医療救護活動を実施します。

(2) 社会福祉施設対策

ア 警戒宣言発令時の措置

社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合、利用者の生命、身体の安全確保に万全を

期すため、次の措置を講じます。

- (ア) 施設設備の点検
- (イ) 落下物の防止
- (ウ) 飲料水、食料等の確保
- (エ) 関係機関、保護者との連絡体制の確保

イ 発災後の備え

入所者等の保護等の方法については、施設の耐震性を考慮し、他の福祉施設への移送あるいは家族等への引渡しを実施します。

14 不特定多数が出入りする施設の対策

(1) 警戒宣言発令時の対応

警戒宣言発令時における、デパート、スーパーマーケット及び小売店等における対応状況は、おおむね次のとおりとします。

なお、食料品及び日用雑貨等の生活必需物資を取り扱う店舗については、食品について衛生上の確保を図りつつ、地域の需要に応えるため可能な限り営業の継続に努めます。

また、市は、小規模小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車両の確保等必要な対策を講ずるよう努めます。

ア デパート（百貨店協会）

デパートについては、各デパートごとにあらかじめ定めた方針により、耐震性が確保されている場合には営業を継続できるものとします。

イ スーパーマーケット（チェーンストア協会）

施設の耐震性、従業員の確保状況により、個々の店舗ごとに継続、閉店を判断します。

なお、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合には、営業を継続することができるものとします。

ウ 小規模小売店舗（市商店会連合会）

強化地域内で避難対象地区以外に立地し、食料等の生活必需品などを取り扱う小規模小売店舗で生活型商店街に属するものは、できるだけ営業を継続するよう努めます。

(2) 施設管理者の措置

不特定多数が出入りする施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに次の措置を講じます。

ア 情報の収集

イ 利用者等への情報伝達

ウ 退避誘導の確保

- (ア) 非常出入口、退避方向の指示
- (イ) 顧客の整理、誘導
- (ウ) 退避場所及び経路の指示

エ 施設の点検

- (ア) 火気使用器具の使用停止
- (イ) ボイラー等のバルブ閉鎖、燃料停止の確認
- (ウ) ボンベ、燃料タンクの固定確認
- (エ) 消防用設備等の点検、作動確認

- (才) 受水槽の確認、給水
- (力) 看板、ネオン、舞台装置、照明器具等の転倒、落下防止措置
- (キ) 非常持ち出し品の準備
- (ク) その他必要な措置

15 生活関連施設対策

(1) 電話（通信）の確保

東日本電信電話(株)は、警戒宣言が発せられた場合、地震防災対策上重要な電話（通信）の確保を図るため、地震災害警戒本部の設置、応急用資機材の事前配備、電源の確保、電話（通信）の疎通措置、安否確認に必要な措置等必要な体制を確保し、応急措置を講じます。

(2) 電力施設の確保

東京電力パワーグリッド(株)は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保するため、非常災害対策本部の設置、資機材の確保、特別巡視、特別点検、通信網の確保、応急安全措置など必要な電力を供給する体制を確保し、応急措置を講じます。

(3) ガス施設の確保

厚木ガス(株)は、警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造、供給を継続しますが、発災後に備えて、要員・資機材の確保、施設の予防措置、広報の実施など応急措置を迅速に講じる体制を確保し、応急措置を講じます。

(4) 上水道施設の確保

ア 上水道

県企業庁は、東海地震注意情報が発表された場合、あらかじめ取水量を増加させるなど需要量の増加に対する供給の確保、継続を図るとともに、発災後に備えて、要員の確保、資機材等の事前配備、復旧体制の整備等、応急給水措置を講じる体制を確保し、応急措置を講じます。

イ 下水道

市は、地震発生に備えて、被害を最小限にするために下水道施設の保守点検並びに応急復旧のための職員の配備及び資機材の点検、確保を行います。

16 金融機関の措置

(1) 民間金融機関に係る措置

県、関東財務局横浜財務事務所及び日本銀行横浜支店は、警戒宣言発令時における民間金融機関の業務について、それぞれ所掌事務に応じて次に掲げる措置を講じるよう指導します。

ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所（以下「営業所等」という。）を置く金融機関の警戒宣言発令時の対応等

(ア) 警戒宣言が発せられた場合の措置

窓口における営業は、普通預金（総合口座を含む。）の払戻しを除く全ての業務を停止します。普通預金の払戻しについては、来店中の顧客の払戻しが終了次第停止します。ただし、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、強化地域内の居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、必要な範囲内でキャッシュサービス等（現金自

動支払機等を含む。) の営業を継続するよう努めます。

手形交換所における内国為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止し、不渡処分猶予等の措置を講じます。また、この旨を店頭に掲示し、協力を求めます。

(イ) 警戒解除宣言が発せられた場合等の措置

警戒解除宣言が発せられた場合又は地震発生後の営業については、開店の準備が整い次第、可能な限り速やかに再開します。

(ウ) 営業停止等の取引者への周知

営業停止等の取引者への周知については、それぞれの金融機関があらかじめ定めた方法で行います。

(2) 郵便局

警戒宣言が発せられた場合、郵便局における業務の取扱いを停止します。ただし、強化地域内の居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、必要な範囲内で郵便貯金の払戻しの窓口取扱い等を行います。また、郵便貯金自動預払機等については、可能な限り取扱いを行います。

なお、警戒解除宣言が発せられた場合又は地震発生後については、速やかに営業を開始します。

17 事業所等の措置

(1) 警戒宣言が発せられた場合の事業所の対応

ア 防火管理者、保安管理者などを中心に、地震災害を防止し、又は軽減するための体制を確立します。

イ テレビ、ラジオ等から情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達します。

ウ 地震防災応急計画、消防計画等に定められた分担に従って、地震災害を防止し、又は軽減するため、次の措置を講じます。

(ア) 火気使用設備等地震発生により出火原因となるものについては、原則として使用を中止します。

(イ) 建物の防火上又は避難において重要な施設及び消防用設備等を点検します。

(ウ) 薬品類、危険物などの流出・漏えい防止を行います。

(エ) 商品、事務機器及び窓ガラス等の転倒・落下防止を行います。

エ 火気使用店舗は原則として営業を自粛します。

オ 飲料水、非常食料、医薬品等を確保します。

カ その他必要と思われる措置を講じます。

(2) 事業所等の従業員の帰宅措置

一般の事業所においては、応急保安措置を講じた後は、できるだけ通常の勤務体制をとることを原則とします。やむを得ず従業員を帰宅させる場合は、従業員数、最寄り駅及び道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路に係る状況を確認した上で時差退社させます。

この場合、近距離通勤者にあっては、徒歩又は自転車によるものとし、できるだけ交通機関の利用はしないものとします。また、自家用車による帰宅は行わないものとします。

なお、強化地域内では、原則として鉄道の運行が中止されるので、遠距離通勤者で帰宅が困難となる者については、それぞれの事業所等において適切な措置を講じます。

18 救援対策等

(1) 食料

市は、東海地震注意情報が発表され、政府が準備行動を行う旨を公表した場合には、緊急性の高いもの、調達に時間の掛かるもの等について、事前の調達に努めるとともに、これらの活動を実施するため、「被害想定」や「大災害時に備えた物資の確保・供給の在り方に関する調査」に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認した上で、関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努めます。

また、警戒宣言発令が発せられた場合、地震災害の発災に備えて備蓄物資等を確認し、及び協定等を締結している関係団体と連絡を取り、食料調達体制を確認するとともに、食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段などの確保を図ります。

(2) 給水

市は、東海地震注意情報が発表され、政府が準備行動を行う旨を公表した場合には、緊急性の高いもの、調達に時間の掛かるもの等について、事前の調達に努めるとともに、これらの活動を実施するため、「被害想定」や「大災害時に備えた物資の確保・供給の在り方に関する調査」に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認した上で、関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努めます。

ア 飲料水の事前確保

市は、警戒宣言の発令とともに、防災行政無線及び広報車等によるほか、関係機関の協力を得て、需要家（一般家庭、その他の施設）に対して、飲料水確保のための緊急貯水を呼び掛けます。

イ 給水量の確保

市は、東海地震注意情報が発表された場合、水道事業者に対して飲料水の確保のための緊急貯水に応える体制をとるよう協力を要請します。

ウ 応急給水体制

市は、地震災害の発生に備えて、水道事業者等に飲料水の確保を要請し、及び自力での飲料水の確保を行うとともに、応急給水のための要員、資機材及び運搬手段等を確保します。

(3) 生活必需物資等

市は、警戒宣言が発せられた場合、地震災害発生に備えて備蓄物資を確認するとともに、協定等を締結している関係業者、団体等と連絡を取り、生活物資の調達体制を整えます。また、物資保有数量を把握して物資供給のための要員、運搬手段等を確保します。

(4) 物価高騰の防止等のための要請

市は、警戒宣言が発せられた場合に、食料等の生活必需物資等の売惜しみ、買占め又は物価の高騰が生じないよう、関係する生産者及び流通業者に対して必要な要請、指導等を行います。

【資料編】

- 2-5-(3)-1 厚木市地震災害警戒本部条例
- 2-5-(3)-2 厚木市地震災害警戒本部規程
- 2-5-(3)-3 東海地震に関する情報
- 2-5-(3)-4 東海地震に関する知事の談話
- 2-5-(3)-5 警戒宣言(例文)
- 2-5-(3)-6 警戒宣言発令広報文

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 計画の目的

本章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する災害時の円滑な避難の確保、迅速な救助に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

なお、この章に記載のない事項は、第1部総則及び第2部地震災害対策第1章から第4章によるものとします。

第2節 被害想定

南海トラフ巨大地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、関東から九州までの極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、津波の到達時間が極めて短い地域があること、時間差において複数の巨大地震が発生する可能性があること、これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、その被害は、これまで想定されてきた地震とは様相が全く異なると考えられることなどが挙げられます。

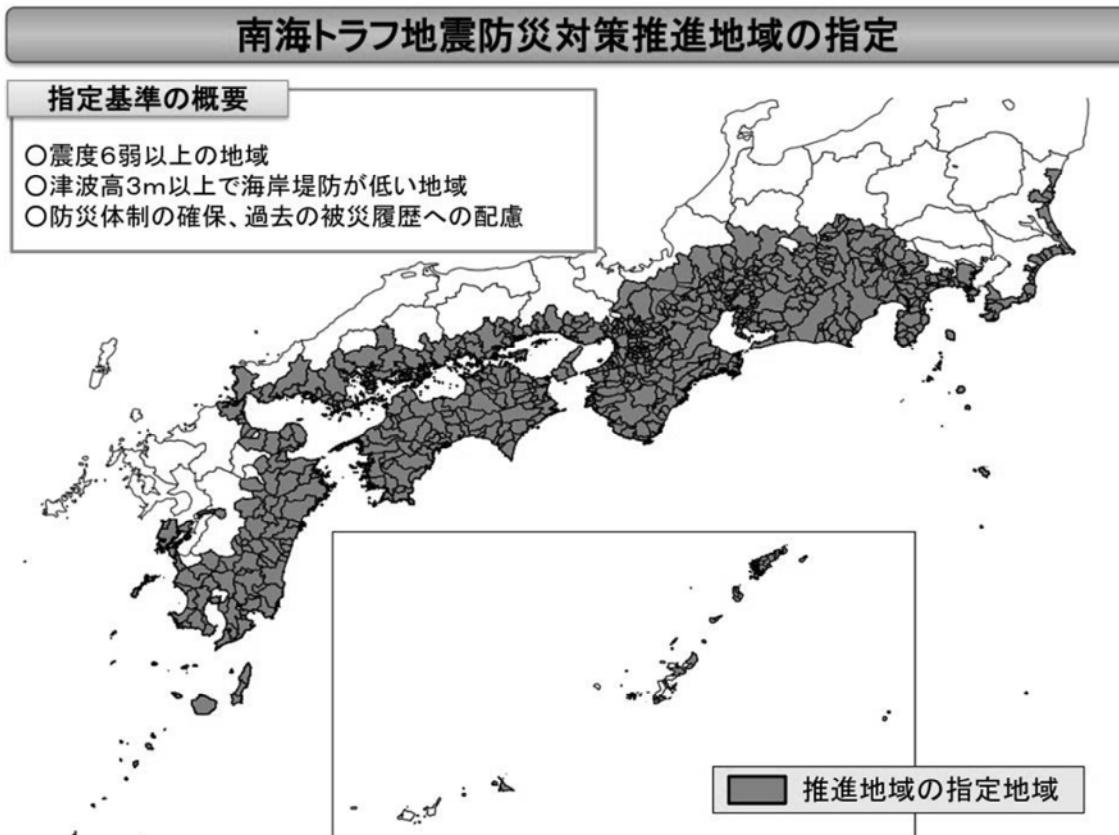
本市は、津波の被害が想定される地域には含まれていませんが、最大で震度6弱※の揺れが発生する可能性があり、被害想定は、第1部第2章第3節の南海トラフ巨大地震の被害想定に準じるものとします。

※ 内閣府（防災担当）平成24年被害想定（第一次報告）による最大震度

第3節 南海トラフ地震防災対策推進地域

法第3条第1項の規定により、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、推進地域として内閣総理大臣が指定します。

本市は、全域が推進地域に指定されています。



[出典：内閣府資料]

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本市の地震防災について、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1部（総則）第3章（計画の推進主体とその役割）第4節（防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱）によるものとします。

第5節 関係者との連携協力の確保

第1項 資機材、人員等の配備計画

1 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等の確保については、第2部（地震災害対策）第2章（災害時応急活動事前計画）第7節（飲料水、食料、生活必需物資等の供給対策）により実施します。

また、市は、被災者救護のために必要な物資等が不足するときは、県に対し物資等の供給を要請します。

2 人員の配置

市は、人員に不足が生じる場合は、人員の配備状況を県に報告するとともに、県に応援を要請します。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、市防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を策定するものとします。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとします。

第2項 他機関に対する応援要請

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得るために締結している協定は、資料編第2部（地震災害対策）の各章、各項のとおりです。

市は、必要があるときは、各協定に従い、協定締結団体に応援を要請するものとします。

第3項 帰宅困難者への対応

一斉徒步帰宅の抑制、帰宅困難者用一時滞在施設の確保その他の帰宅困難者対策の詳細については、第2部（地震災害対策）第2章（災害時応急活動事前計画）第5節（避難及び応急仮設住宅事前対策）第5項（帰宅困難者対策）により実施します。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市は、地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行います。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮します。

なお、地震防災整備事業の推進を図るため、公共施設の耐震診断の結果の公表等に努めます。

第7節 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の周知、関係機関及び自主防災隊、市民等との協調体制の強化を目的として、できる限り多くの民間企業、市民等の協力の下、大規模な地震を想定した防災訓練を実施します。

防災訓練は、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、南海トラフ地震、首都直下地震などを想定した発災対応型訓練とするなど、画一的なものとならないよう留意し、第2部（地震災害対策）第2章（災害時応急活動事前計画）第18節（防災訓練の実施）により実施します。

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進します。

第1項 市職員に対する防災知識の普及

地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るために、全ての職員に対し、必要な防災研修を対策部ごとに、第2部（地震災害対策）第2章（災害時応急活動事前計画）第17節（防災知識の普及）第1項（市職員及び関係機関等に対する研修）により実施します。

第2項 市民等に対する啓発

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し、防災セミナーの開催、防災訓練等の実施の機会を通じて、自助・共助や避難に関する意識の啓発など、市民等に対する啓発、周知を第2部（地震災害対策）第2章（災害時応急活動事前計画）第17節（防災知識の普及）第2項（市民に対する普及）により実施します。

第3項 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策を実施する上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その旨の周知を図ります。

第9節 南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止

第1項 南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応

1 対応方針

- (1) 市は、大規模な地震が数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、南海トラフ沿いで地震が連續して発生した場合に生じる危険について市民に周知するなど、市民意識の啓発に努めます。
- (2) 市は、時間差発生した場合を考慮した警戒本部設置・運用、応急対策要員の配置等の対応策を明確にしたマニュアル等の策定について検討します。

2 応急危険度判定等の迅速化等

市は、県の協力を得て、最初の地震でせい弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震により倒壊等し、人的被害が発生することを防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定等を早急に実施するとともに、危険な建築物への立入禁止や警戒区域の設定等を行います。